

空見スラッジリサイクルセンター（仮称）建設事業に係る

環 境 影 響 評 価 方 法 書

（下水道終末処理場の建設）

平成 15 年 6 月

名古屋市上下水道局

目 次

第1章 事業者の氏名及び住所、対象事業の名称	1
1 事業者の氏名及び住所	1
2 事業の名称	1
第2章 対象事業の目的及び内容	2
1 事業の目的	2
1-1 下水汚泥処理の状況	2
1-2 建設の目的	3
2 事業の内容	5
2-1 対象事業の種類	5
2-2 事業予定地の位置及び面積	5
2-3 事業計画の概要	5
2-4 工事実施計画の概要	9
第3章 事前配慮の内容	10
第4章 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況	13
1 自然的状況	16
1-1 地形・地質等の状況	16
1-2 大気環境の状況	20
1-3 水環境の状況	32
1-4 景観、人と自然との触れ合いの活動の場	42
2 社会的状況	44
2-1 人口及び産業	44
2-2 土地利用	45
2-3 水域利用	50
2-4 交 通	53
2-5 地域社会等	55
2-6 関係法令の指定・規制等	63
2-7 環境保全に対する計画等	63

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目	
並びに調査、予測及び評価の手法	64
1 環境影響評価の項目	64
1-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出	64
1-2 影響を受ける環境要素の抽出	64
2 調査及び予測手法	66
2-1 大気質	67
2-2 騒音	70
2-3 振動	72
2-4 低周波空気振動	74
2-5 悪臭	75
2-6 水質・底質	76
2-7 地盤	77
2-8 景観	78
2-9 廃棄物等	79
2-10 温室効果ガス等	80
2-11 日照阻害	81
2-12 電波障害	82
2-13 安全性	83
3 評価手法	88
3-1 評価の手法	88
3-2 環境保全措置の検討	88
第6章 環境影響評価手法の概要	89

< 参考 >

1 関係法令の指定・規制等	[参考- 1]
1-1 環境基本法等に基づく環境基準等	[参考- 1]
1-2 公害関係法令による規制基準等	[参考-10]
1-3 自然環境関係法令による指定状況等	[参考-13]
2 環境保全に関する計画等	[参考-14]
2-1 愛知地域公害防止計画	[参考-14]
2-2 愛知県環境基本計画	[参考-15]
2-3 名古屋市環境基本計画	[参考-15]
2-4 名古屋市地球温暖化防止行動計画	[参考-15]

第 1 章 事業者の氏名及び住所、対象事業の名称

1 事業者の氏名及び住所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市上下水道局 局長 山田 雅雄

2 事業の名称

空見スラッジリサイクルセンター (仮称) 建設事業 (下水道終末処理場の建設)

第2章 対象事業の目的及び内容

本事業は、名古屋市環境影響評価条例に対象事業として定められている「下水道終末処理場の建設」に該当することから、同条例に基づく手続きを実施するものである。

1 事業の目的

本事業は、下水道終末処理場(汚泥処理場)の建設を目的とする。

1-1 下水汚泥処理の状況

本市では昭和5年に堀留、熱田の両下水処理場が運転を開始して以来70年余が経過し、現在では下水道普及率¹も97%を超え市街化区域において下水道整備がほぼ完了している状況にある。

また、本市の下水処理能力は1日当たり約194万m³であり、15箇所の下水処理場から発生する汚泥²は、専用の汚泥輸送管で市南部に位置する3箇所の汚泥処理場(山崎汚泥処理場、柴田汚泥処理場、宝神汚泥処理場)に集約され、濃縮³、脱水処理⁴後に、焼却処理を行っている。

3処理場全体で約25,000m³/日(平成11~13年度平均)の汚泥を受け入れ、濃縮脱水及び焼却処理しており、焼却灰の発生量は約42t/日(平成11~13年度平均)である。その有効利用率⁵は平成13年度末で約75%となり全国的にも高い水準にある。

有効利用の主な用途は、土質改良材、セメント原料等であり、その他は埋立処分されている。既設汚泥処理場の概要は表2-1-1に示すとおりである。

表2-1-1 汚泥処理場の概要

施設名称	山崎汚泥処理場	柴田汚泥処理場	宝神汚泥処理場
施設位置	南区忠次一丁目9-24	南区元柴田西町2-40	港区宝神四丁目2501
敷地面積	約8ha	約8ha	約9ha
焼却能力	1号:160t/日(平成2年) 2号:160t/日(平成2年)	1号:150t/日(平成3年) 2号:190t/日(平成9年)	1号:150t/日(昭和51年) 2号:150t/日(昭和61年)
処理方式	焼却(流動炉)	焼却(流動炉)	焼却(多段炉)

()内は供用開始年度を示す

注)敷地面積は、汚泥処理場の他に、下水処理場を含む全体の面積である。

焼却は重量ベースで能力を表示するためt/日で表す。

注)

¹下水道普及率 :市の人口に対する下水道を利用している人口の割合。

²下水汚泥 :下水処理過程において発生する泥状の沈殿物。なお、量の表示はm³/日で表す。

³濃縮処理 :汚泥処理の第1段階の処理であり、その後続く処理を効率的に行うために汚泥を濃縮すること。

⁴脱水処理 :固形物として取り扱える程度まで含水率を下げること。

⁵有効利用率 :発生した灰の有効利用している割合。

1-2 建設の目的

本市の下水道は、下水処理場の運転を開始して以来 70 年余を経過し、市街化区域において下水道整備がほぼ完了している状況にある。

しかし、下水道事業を取り巻く環境は刻々と変化してきており、名古屋港や伊勢湾などの閉鎖性水域においては河川及び水系全体の水環境の改善が求められている。また、下水処理により発生する汚泥の処理・処分については埋立処分場の確保が困難になってきており、資源化・有効利用の推進が不可欠であるとともに、環境に配慮した循環型社会の形成に寄与することが求められている。

このような下水道事業を取り巻く社会状況にあって、本市の下水道事業の水環境及び汚泥処理に関する基本方針は以下のとおりである。

(1) 水環境の向上

下水の高度処理化¹、合流式下水道の改善²により河川に放流する汚濁負荷量を削減し、水環境の向上を図る。

(2) 汚泥量増加への対応

下水の高度処理化、合流式下水道の改善による汚泥量の増加に対応し、汚泥処理施設の増強を図る。

(3) 施設の改築更新

下水道施設の改築更新に際しては、施設の老朽化を考慮し優先度を設けるなど効率的な整備を図る。

(4) 周辺環境との調和

汚泥処理場の周辺は、建設当時から比べて宅地化が進むなど土地の利用状況は変化してきている。これらを考慮し、周辺環境と調和のとれた汚泥処理場計画を進めていく。

(5) 下水道資源の有効利用

下水汚泥の焼却灰は、現在、土質改良材を始めセメント原料、ブロック等に有効利用されている。今後は、その他の建設資材などへ利用用途を広げ、一層のリサイクルの促進を図る。

水環境の向上を図るためには、公共用水域の水質改善策として、各下水処理場における下水の高度処理化、及び合流式下水道の改善が必要であり、これらに伴って増加する汚泥量に対して汚泥処理施設の増強も必要不可欠である。

これに対して、下水処理場を併せもつ既存の汚泥処理場は、いずれも用地が狭いため、現在の処理能力を維持した上での改築更新は困難な状況にあり、さらに下水の高度処理化及び汚泥処理施設の増強のための用地が必要となるが、用地を拡幅することも困難な状況にある。

また、既存の汚泥処理場の焼却炉は屋外に設置されており、周辺の景観との調和に関して課題を残している。特に、宝神汚泥処理場における焼却炉をはじめとした汚泥処理施設は、他の 2 汚泥処理場に比べて処理方式が古く、老朽化も進み、早急な改築更新が必要な状況にあるが、建設当時から比べて周辺の宅地化が進むなど土地の利用状況が変化してきており、現位置での汚泥処理施設の増強及び改築更新は困難な状況にある。

注)

¹ 高度処理 : 通常の下水処理水質以上に処理することで、主に伊勢湾の富栄養化の原因となっている窒素、リンを除去すること。

² 合流式下水道の改善 : 下水道計画区域の約 6 割では、汚水と雨水を同時に同一管渠で集水する合流式が採用されている。合流式下水道の区域において、雨天時に汚れた雨水が公共用水域へ流出することを防止するために下水道施設の改善を行うこと。

さらに、汚泥焼却灰の有効利用については、発生量の抑制と利用用途の拡大が課題となっている。特に、表 2-1-2 に示すとおり、宝神汚泥処理場において発生する石灰系¹の汚泥焼却灰については、他の2汚泥処理場で発生する高分子系²のものに比べ、発生量が多く、利用用途も限られている。そのため、処理方式を統一することで、発生量の抑制と利用用途の拡大による有効利用率の向上を図る必要がある。

これらの状況に対処するためには、新たな用地において汚泥処理場を建設することが不可欠であり、かつ既存の汚泥輸送管のネットワークを有効に利用できるといった観点から、宝神汚泥処理場の南約 3km に位置する本事業予定地での建設を行う併せて宝神汚泥処理場の汚泥処理施設を休止する。

建設にあたっては、港湾地域計画と一体となった整備を行っていくものとし、周辺地域への熱供給などを視野に入れながら、経済性、維持管理性に優れた省エネルギー型のシステムの採用、焼却灰のリサイクルの促進及び廃熱エネルギーなどの活用を図り、循環型社会の形成に寄与するように努める。

表 2-1-2 既存の汚泥処理場における汚泥処理フロー

処理場名	汚泥処理フロー	焼却灰発生量	焼却灰の主な利用用途
宝神		<p>21t/日</p> <p>凝集剤³として塩化第二鉄及び消石灰を使用する脱水方式であり、高分子凝集剤に比べて凝集剤注入率が高く、灰の発生量が多い。</p>	<p>・土質改良材 (鳴海改良土センター⁴で利用)</p>
山崎柴田		<p>山崎 9t/日 柴田 12t/日</p>	<p>・セメント原料 ・陶管 ・透水性ブロック ・タイル ・土質改良材 (鳴海改良土センターで利用) など</p>

焼却灰発生量は平成 11～13 年度平均値を示す。

注)

- ¹石灰系の汚泥焼却灰 : 濃縮した汚泥に対して、塩化第二鉄及び消石灰を凝集剤として使用した汚泥焼却灰。
²高分子系の汚泥焼却灰 : 濃縮した汚泥に対して、高分子凝集剤を使用した汚泥焼却灰。近年の汚泥脱水では高分子凝集剤を使用するものが一般的である。
³凝集剤 : 脱水性を向上させるために、濃縮した汚泥に注入する薬品。
⁴鳴海改良土センター : 下水道工事から発生する掘削残土を埋戻し材として再生させるため、焼却灰を土質改良材として添加し改良土を製造する施設。

2 事業の内容

2-1 対象事業の種類

下水道終末処理場の建設

2-2 事業予定地の位置及び面積

- (1) 位置 名古屋市港区空見町 1丁目 5番地及び 9番地 (図 2-2-1 参照)
- (2) 面積 約 16 ha

2-3 事業計画の概要

(1) 事業概要

下水汚泥の効率的かつ適正な処理を行い、処理により発生する焼却灰の有効利用などリサイクルの促進に寄与するものとする。

(2) 計画汚泥量

日平均 : 20,000m³/日 (日最大 : 27,000m³/日)

将来において本市の発生汚泥量は約 34,000m³/日 (日平均)が見込まれており、その約 6 割に対応するものである。

(3) 汚泥処理

汚泥処理フローは図 2-2-2 に示すとおりである。

(4) 施設計画

受泥棟、汚泥棟、焼却炉棟、返流水処理施設、管理棟、受電・ポンプ棟、し渣¹ 沈砂² 洗浄棟、脱臭棟を建設する。なお、各施設は 24 時間稼働が基本である。

- ・受泥棟 : 汚泥輸送管により集められた汚泥を受け入れ、汚泥中のし渣、沈砂の除去、汚泥の攪拌及び貯留を行う施設。
- ・汚泥棟 : 汚泥の濃縮及び脱水を行う施設。
- ・焼却炉棟 : 脱水汚泥を焼却する施設。
焼却形式 : 流動炉
焼却能力 : 全体 1,600t/日 (200t/日 × 8 炉)
第 1 期 400t/日 (200t/日 × 2 炉)
煙突 : 高さ 80m (内筒 4 本、外筒 1 本)
- ・返流水処理施設 : 汚泥処理過程で発生する汚水 (返流水) を活性汚泥法³ により宝神下水処理場で処理可能な水質まで処理する施設。
- ・管理棟 : 本施設の運転管理及び保守を集中して行う施設。
- ・受電・ポンプ棟 : 本施設の受電を行う施設であり、併せて処理した返流水を宝神下水処理場へ送水するポンプ設備を有する施設。
- ・し渣沈砂洗浄棟 : 本施設及び各下水処理場等から発生するし渣、沈砂を洗浄脱水する施設。本施設で発生したし渣、沈砂は当面は宝神下水処理場の処理施設へ搬送し処理を行う。
- ・脱臭棟 : 返流水処理施設の一部であり、返流水処理施設から発生する臭気を脱臭する施設。また、その他の施設においては各棟内において脱臭設備を設置する。

注)

¹ し渣 : 下水または汚泥中に含まれている夾雑物分。

² 沈砂 : 下水または汚泥中に含まれている砂分。

³ 活性汚泥法 : 活性汚泥と呼ばれる微生物の働きにより下水中の汚濁物質を分解処理する方法。

(5) 配置計画

配置計画は、図 2-2-3 に示すとおりである。

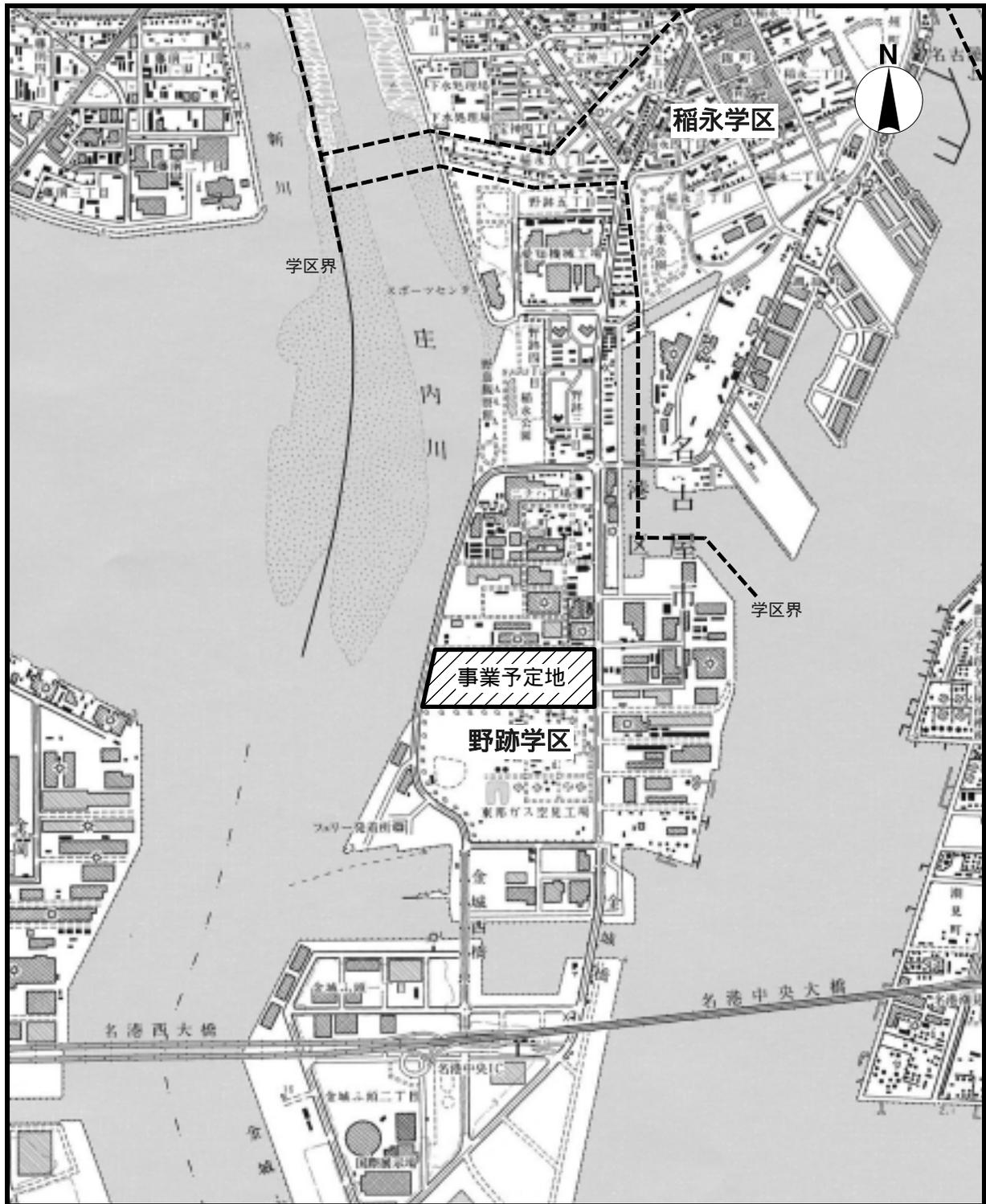
(6) 緑化計画

敷地面積の 20%以上を緑地とする。

(7) 供用開始時期

平成 26 年第 1 期分供用開始 (予定)

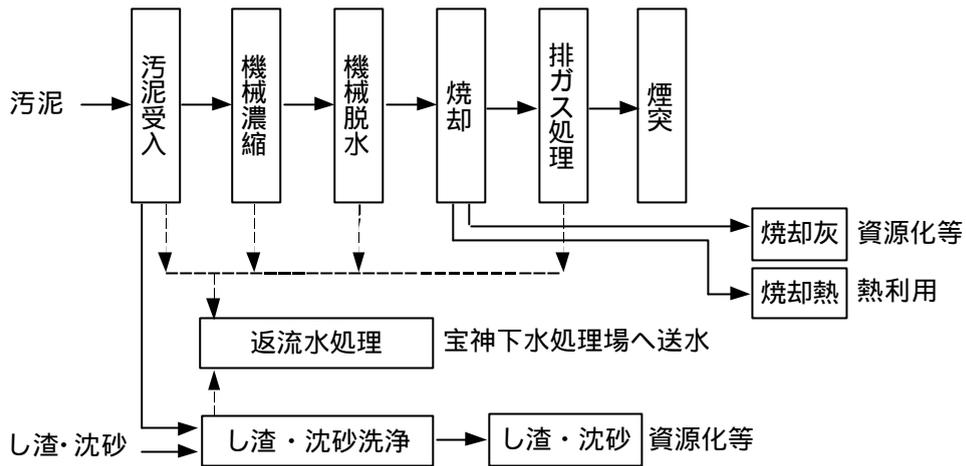
第 1 期分は本施設全体能力の 1/4 規模であり、全体完工時期としては、事業着手から概ね 20 年程度を目途に汚泥量の増加に合わせて段階的に整備を図っていく計画である。



0m 500 1000 1500

1 : 25,000

図2-2-1 事業予定地の位置



- 機械濃縮 : 汚泥を機械により強制的に濃縮する。
- 機械脱水 : 濃縮した汚泥を機械により脱水し、後段の焼却効率を高める。
- 焼却 : 脱水した汚泥を焼却により減量化及び質的安定化させる。
- 排ガス処理 : 焼却により発生した排ガス中の有害物質を除去する。
- 返流水処理 : 汚泥処理過程で発生した返流水を宝神下水処理場で処理可能な水質まで処理を行う。
- し渣・沈砂洗浄 : 汚泥処理過程で発生したし渣、沈砂及び各下水処理場等で発生したし渣、沈砂の洗浄脱水を行う。

図 2-2-2 処理フロー (案)

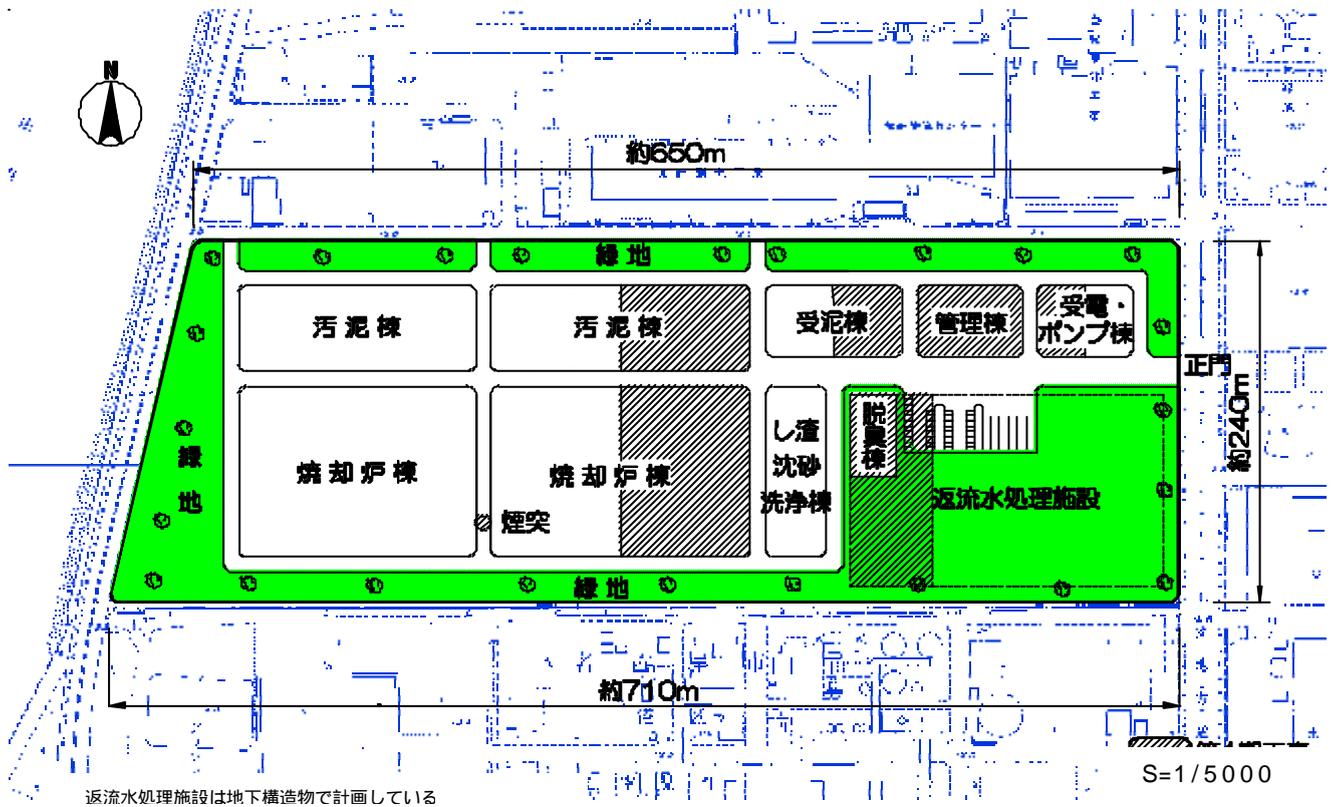


図 2-2-3 施設配置計画 (案)

2-4 工事实施計画の概要

本工事は、現土地所有者による現有施設の解体撤去後に着工するものとし、平成 20 年から第 1 期の工事を開始し、概ね 20 年程度を目途に段階的に工事を行う計画である。第 1 期工事は本施設全体能力の 1/4 規模の施設を対象とし、敷地全体の造成及び管理棟などの共通施設の建設を含むことから本事業においては最も工事規模が大きい。第 2 期工事以降は本施設全体能力の 1/4 規模を超えない範囲で段階施工を行う

(1) 土木工事

各施設の地下構造物の建設、及び敷地全体の造成を行う。地下構造物の建設は、掘削工、基礎杭工、地階の躯体工の順に行い、施工にあたっては、綿密な仮設計画、施工計画をたて、適切な工法、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を使用する等により大気汚染、騒音、振動、地盤沈下、地下水位低下の防止を図るとともに安全性等周辺の環境保全に努める。

(2) 建築・設備工事

建設工事としては汚泥棟、管理棟などの建設を行い、設備工事としては汚泥焼却設備、受電設備などの建設を行う。建築・設備工事の施工にあたっては、綿密な仮設計画、施工計画をたて適切な工法、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械を使用する等により大気汚染、騒音、振動、安全性等周辺の環境保全に努める。

(3) 第 1 期工事予定期間

第 1 期工事予定期間は、表 2-2-1 に示すとおりである。

表 2-2-1 第 1 期工事工程表 (案)

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
土木工事	■	■	■				
建築工事			■	■			
設備工事			■	■	■	■	一部供用開始

■ 現地工事

また、本市では ISO14001 に基づき、環境に配慮した工事の具体的な方法として、以下に示す建設副産物の再資源化及び建設資材の使用の推進を行うものとしている。

- ・ アスファルト塊、コンクリート塊については、概ね 100% の再資源化。
- ・ 建設発生木材については、概ね 90% 以上の再資源化。
- ・ 建設発生土及び建設汚泥については、できる限り再資源化。
- ・ 高炉セメント¹の使用割合については、市全体として 30% 以上。
- ・ 熱帯木材合板² (塗装合板を除く) の使用割合については、市全体で 20% 以下。

本工事においてもこれらに配慮した工事を行うこととする。

注)

¹ 高炉セメント : 鉄鋼の生産において副産物として発生する高炉スラグを原料として取り入れた環境負荷の低いセメントであり、グリーン購入法に基づき公共工事の資材として「特定調達品目」に指定されている。
グリーン購入法とは「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」をいし、環境負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)の調達を推進している。

² 熱帯木材合板 : 主にコンクリート工で使用されている木材型枠のことであり、これらの使用を削減することで森林伐採に起因する環境破壊の抑制につながる。

第3章 事前配慮の内容

事業計画を策定するに当たって環境保全の見地から事前に配慮した事項の内容は、表 3-1-1(1) ~ (3)に示すとおりである。

表 3-1-1(1) 事前配慮の内容

1 事業計画地の立地及び土地利用に際しての配慮			
<ul style="list-style-type: none"> ・煙突及び騒音、振動などの発生源は、周辺の土地利用を考慮し、周辺環境への環境影響ができるだけ少なくなるような配置とする。 ・事業予定地における土壌汚染が無いことを事前に確認する。 			
2 建設作業時を想定した配慮			
事前配慮事項		内 容	
自然環境の保全	地盤 地下水環境	地下掘削などの地盤の改変による影響の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・地下掘削時に周辺地盤の変位、地下水位低下の発生を防止する工法を採用する。 ・工事中は地盤変位及び地下水位の低下に対する監視を行う
		建設作業に伴う公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・綿密な仮設計画をたて、排出ガス対策型、低騒音・低振動型の建設機械の使用及び適切な工法を採用することにより建設作業に伴う大気汚染、騒音、振動を防止する。 ・特定建設作業以外の建設作業についても、特定建設作業の基準値を遵守する。 ・発生した工事排水は適正な処理を行い、水質汚濁の防止につとめる。
生活環境の保全	環境汚染	工事関連車両の走行による公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両を分散させる走行ルートを選定及び工程管理を徹底することで、事業予定地周辺を走行することにより発生する騒音、振動などの影響を最小限にする。
		安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関連車両の走行に伴う交通安全の確保
	災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者等を選任して、火災などの災害を未然に防止する。 	
快適環境の保全と創造	景 観	周辺地域との景観の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地を含む地区の目標「水際の工場地の景観を演出する」(名古屋市都市景観基本計画)及び「水際の夕日に映えるリバー・サイド・タウン」(名古屋港景観基本計画)に配慮した仮囲いを施し、周辺地域との景観の調和に努める。
		その他の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事段階において、電波障害の防止に努める。

表 3-1-1(2) 事前配慮の内容

事前配慮事項		内 容
環境負荷の低減	自動車交通	<p>工事関連車両による交通渋滞の防止</p> <p>・工事関連車両による資材搬入については、通行時間の調整を行い交通量を分散して、周辺道路の交通渋滞の防止に努める。</p>
	廃棄物	<p>建設廃棄物の減量及び再資源化の推進</p> <p>・建設廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努め、処分においては適正な処理を図る。</p>
		<p>建設残土の搬出・処分等に伴う影響の防止</p> <p>・建設残土は鳴海改良土センターへ搬出するなどし、できるだけ他工事への流用に努める。 ・残土搬出においては工事関連車両荷台に防塵覆いを行う</p>
地球環境	<p>地球環境問題に対する取り組みの推進</p> <p>・高炉セメントの使用に努める。 ・森林資源の保護などに留意して合板型枠の使用を抑制する。 ・省エネルギー型の建設機械の使用に努める。</p>	

3 施設の存在 供用時を想定した配慮

事前配慮事項		内 容
生活環境の保全	環境汚染	<p>公害の防止及び有害物質による環境汚染の防止</p> <p>・高効率の排ガス処理設備を設置する。(大気汚染) ・発生した排水(返流水)は、一定の処理をした後、宝神下水処理場へ送水し再処理する。(水質汚濁) ・騒音・振動については低騒音・低振動型機器を採用し、遮音性の高い建物等に格納する。(騒音・振動) ・臭気の捕集性に優れた機器の採用、密閉性の高い建物構造により臭気の漏洩の防止を行うとともに高効率の脱臭装置を採用する。(悪臭) ・上記の5項目について定期的なモニタリングを行う。</p>
	日照障害・電波障害など	<p>日照障害及び電波障害等の防止</p> <p>・日照障害・電波障害は、建物や煙突などの位置及び形状などを考慮し、極力発生の防止に努める。 ・低周波空気振動対策としては、建物内に発生源を格納する。 ・光害については、最低限の防犯灯及び維持管理に必要な電灯のみを設置し、極力発生の防止に努める。</p>
	安全性	危険物からの安全性の確保
自然災害からの安全性の確保		<p>・本施設の各建物は、大地震に対して人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる耐震性を有するものとする。 ・台風時等の潮位の影響により施設が水没しないように計画地盤高を設定する。</p>

表 3-1-1(3) 事前配慮の内容

事前配慮事項		内 容	
快適環境の保全と創造	景 観	施設の緑化及び景観の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市都市景観基本計画及び名古屋港景観基本計画に配慮したデザインとする。 ・建物の外観は周辺景観と調和が図れる色を基調としてソフトな感じとし、デザインに配慮したものとする。 ・敷地面積の 20%以上の緑地を確保し、敷地境界に沿って植栽を行う
	環境負荷の低減	水資源	水資源の保全及び活用
廃棄物		廃棄物の減量化及び再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰などの再資源化に努める。 ・施設の補修時に発生する廃棄物の再資源化に努める。
		廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却温度を適正な温度に保つなど完全燃焼を図る。 ・定期的な補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。 ・焼却灰などは極力資源化を図り、処分が必要な場合は、産業廃棄物処分場で処分する。
地球環境		省エネルギー対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー型の機器を採用する。
		自然エネルギー及び未利用エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーや廃熱などの未利用エネルギーの活用について検討し、積極的なこれらの導入に努める。
		温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・フロンガスが使用されていない機器を採用する。 ・事務用品などは名古屋市グリーン購入ガイドラインに沿った商品を積極的に使用する。

第4章 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地及びその周辺地域は、本施設の煙突から排出されるばい煙の最大着地濃度が出現する範囲を予測し、当該地区の地域社会の単位(学区、町丁目界等)、道路、鉄道を考慮して、図4-1-1(1)に示す区域(以下、「調査対象区域」という)を設定した。

調査対象区域は、名古屋市の南西部にあたり、明治34年(1901年)~昭和56年(1981年)に埋立造成された平坦な土地で、大部分が名古屋港に面している。用途地域指定は、一部が住居地域であるが、工場跡地である事業予定地も含めその大部分が工業地域である。

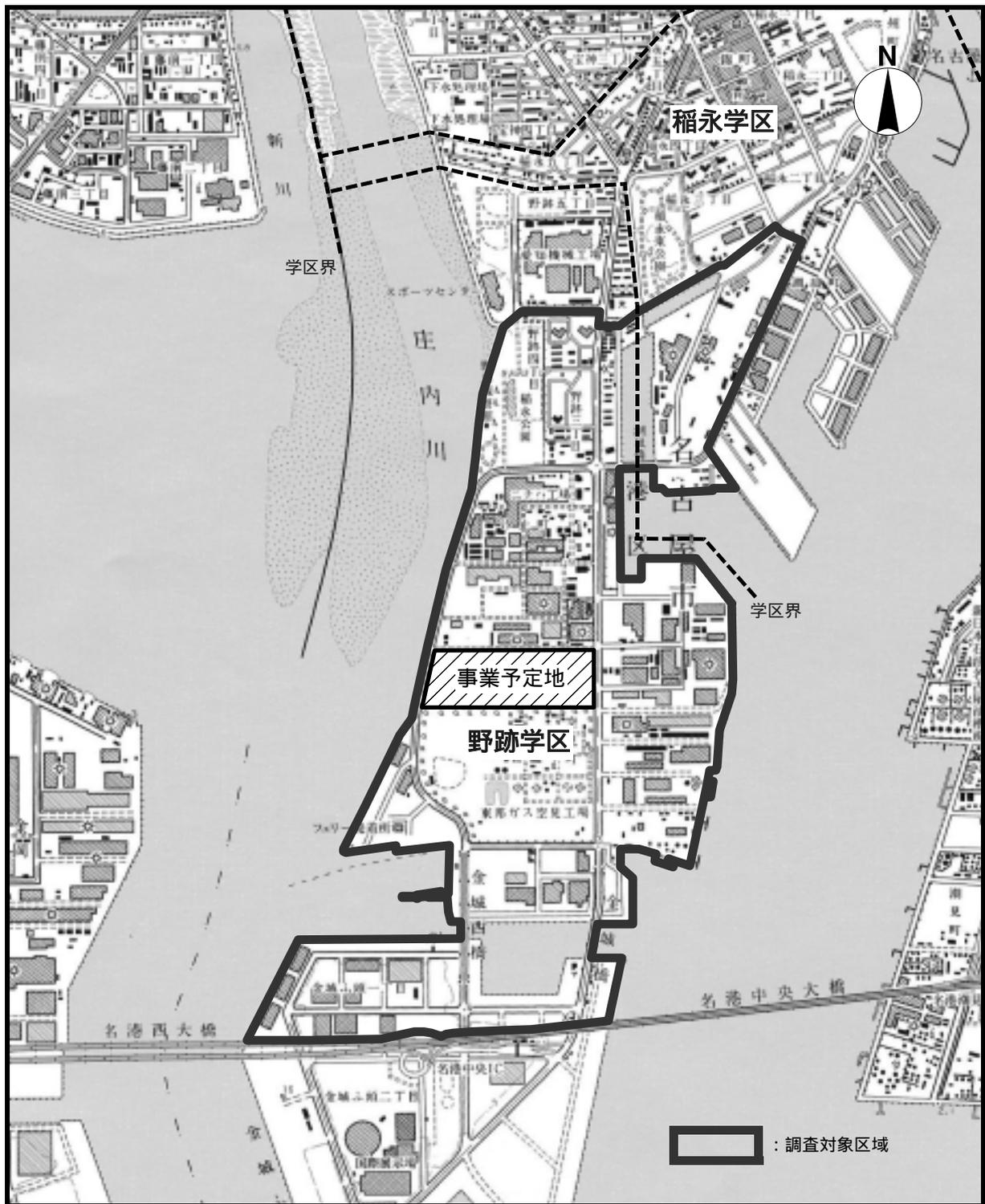
また、調査対象区域は、名古屋港港湾計画(平成12年4月)における内港地区(稲永ふ頭)、金城地区(空見ふ頭、金城ふ頭)に該当し、その多くは工業用地、港湾関連用地として位置づけられており、事業予定地は工業用地である。

調査対象区域は、「野跡学区」及び「稲永学区」の一部であり、事業予定地は、「野跡学区」のほぼ中央に位置する。

事業予定地の東側には名古屋臨海高速鉄道「西名古屋港線」が高架橋で建設中である。また、同線の野跡駅及び金城ふ頭駅の周辺は「名古屋臨海高速鉄道駅周辺地域」として都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域に指定されている。

事業予定地の西側の水域は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「国指定鳥獣保護区(国設藤前干潟鳥獣保護区)」に指定されている。その約770haのうち約323haが特別保護地区であり、ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録されている。

図4-1-1(2)に上述した調査対象区域及びその周辺の概況を示す。



0m 500 1000 1500

1 : 25,000

図4-1-1(1) 調査対象区域図



0m 500 1000 1500

1 : 25,000

図4-1-1(2) 調査対象区域及びその周辺の概況

注) 西名古屋港線は、建設中である。

出典：「都市再生緊急整備地域の概要」（平成14年11月 名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課）及び「名古屋港港湾計画」（平成12年4月 名古屋港港湾管理者）及び「平成14年11月18日 環境省 報道発表資料」から作成

1 自然的状況

1-1 地形・地質等の状況

(1) 地形

名古屋市域の地形は、図 4-1-2(1)に示すとおりである。

西から東にかけて沖積平野、台地、丘陵の3種類の地形に分けられる。

沖積平野は、海側の三角州帯と内陸側の氾濫原に分けられ、台地には熱田台地と鳥居松段丘が発達している。また、東部丘陵は全体として南西に向かって低くなり、かなり浸食が進み樹枝状の谷が細く発達している。

調査対象区域のほとんどは、1900年以降に干拓、盛土造成された土地である。(図 4-1-2(2))

名古屋港の埋立完了年の状況は、図 4-1-2(3)に示すとおりである。

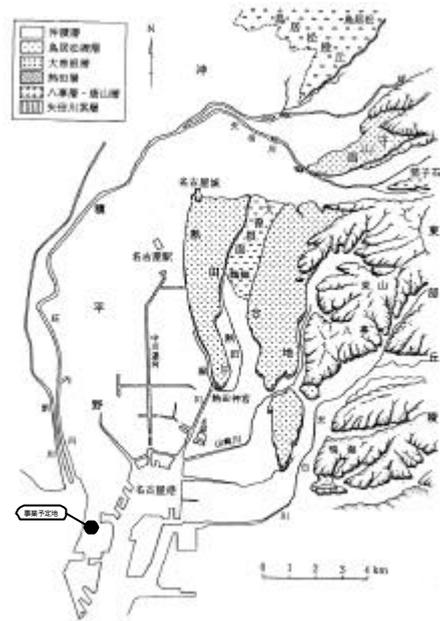


図 4-1-2(1) 名古屋市域の地形

出典：『最新名古屋地盤図』(昭和 63 年 社団法人土質工学会中部支部編著)



図 4-1-2(2) 濃尾平野の干拓分布と年代

出典：愛知県土地分類基本調査 桑名・名古屋南部」(1985年 国土調査)

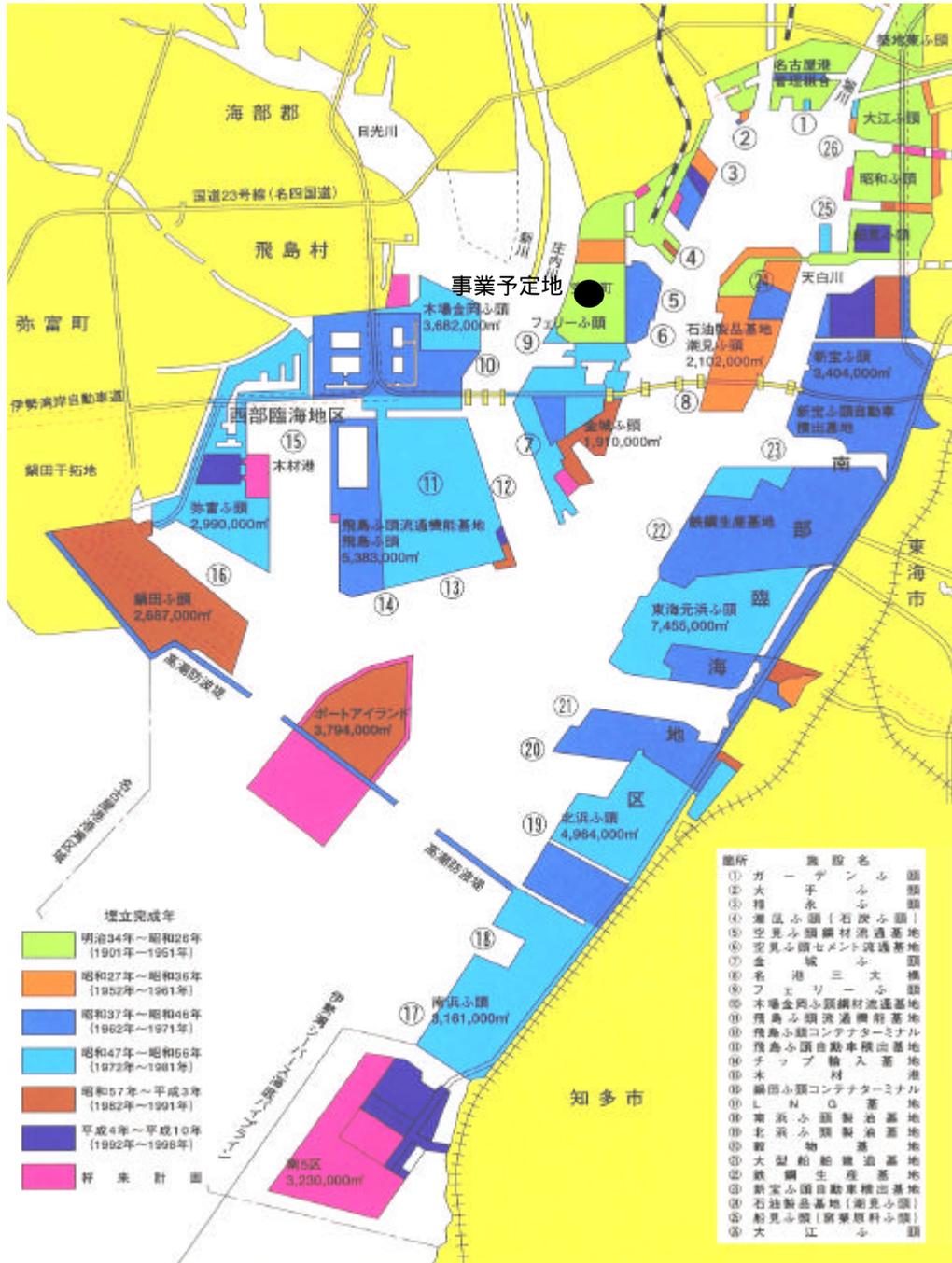


図 4-1-2(3) 名古屋港の埋立完了年の状況
 出典：名古屋港のあらし1999～2000」(名古屋港管理組合)から作成

(2) 地質

名古屋市の地質は、図 4-1-3 に示すとおりであり、沖積層と、洪積層である鳥居松礫層、大首根層、熱田層、八事層・唐山層、第三紀層である矢田川累層より成っている。

このうち事業予定地は、沖積層に位置する。



図 4-1-3 名古屋市域の地質

出典：『最新名古屋地盤図』(昭和 63 年 社団法人土質工学会中部支部編著)

(3) 地盤沈下

濃尾平野における広域的な地盤沈下の主要因は、地下水の過剰揚水による粘土層の地盤収縮に起因すると考えられる。

愛知県公害防止条例及び名古屋市公害防止条例に基づく揚水規制が開始された昭和 49 年度以降、地下水位は急速に回復をみせはじめ、それに伴い各地の地盤沈下も鈍化傾向を示している。

事業予定地周辺における平成 9 年度から平成 13 年度の地盤沈下量及び累積沈下量は表 4-1-1 に示すとおりである。

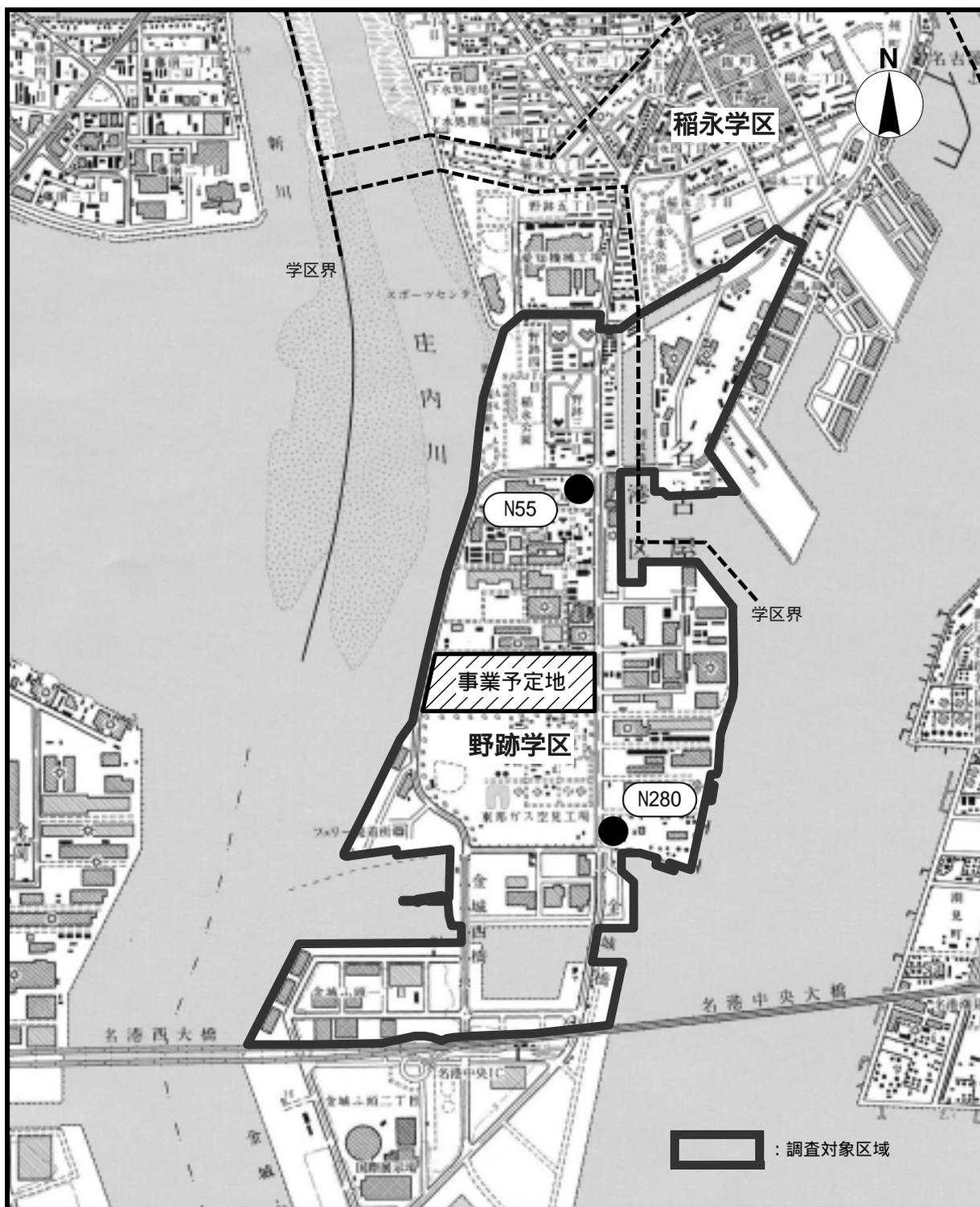
これらによると、事業予定地北側の調査地点 N55 の累積沈下量は、-33.74cm であり、南側の調査地点 N280 の累積沈下量は、-4.31cm である。

表 4-1-1 事業予定地周辺における地盤沈下量

水準点番号	調査地点	観測開始年月	年 度					測定開始からの累積沈下量
			平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	
N55	港区汐止町(12号地)地内	昭和36年2月	0.24	0.06	0.44	0.17	-0.03	-33.74
N280	港区空見町1番地の8先	昭和47年11月	0.24	0.00	0.37	0.03	-0.15	-4.31

注) は地盤の隆起を示す。

出典：東海三県地盤沈下調査会資料から作成



出典：東海三県地盤沈下調査会資料から作成

0m 500 1000 1500

1 : 25,000

図4-1-3(3) 地盤沈下量の測定地点位置図

1-2 大気環境の状況

(1) 気象

ア. 気象概況

名古屋地方気象台における主要な気象要素の平年値は表 4-1-2 に、平成 14 年における月別気象概況は表 4-1-3 に示すとおりである。名古屋地方気象台の位置は図 4-1-4 に示すとおりであり、事業予定地の北東方向約 15.5km に位置する。

平年値の全年最多風向は、NNW (北北西) で、夏季 (6 月～8 月) に SSE (南南東) の風の頻度多く、それ以外は、NNW (北北西) \ NW (北西) の風であり、平均風速は 2.9m/s である。

平成 14 年の年間最多風向 年間平均風速は、NNW (北北西) 3.0m/s であり、ほぼ平年並みである。

表 4-1-2 主要な気象要素の平年値 (名古屋地方気象台)

	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	全年
平均気温		4.3	4.7	8.2	14.1	18.5	22.3	26.0	27.3	23.4	17.6	11.9	6.7	15.4
最高気温		8.8	9.5	13.4	19.5	23.7	26.7	30.5	32.2	28.0	22.4	16.7	11.4	20.2
最低気温		0.5	0.6	3.7	9.2	14.0	18.7	22.6	23.8	20.0	13.5	7.6	2.6	11.4
平均風速	m/s	3.0	3.3	3.5	3.2	3.0	2.7	2.6	2.7	2.6	2.6	2.6	2.7	2.9
最多風向	16方位	NNW	NW	NW	NNW	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW
日照時間	時間	169.8	165.7	189.3	188.4	199.6	145.2	162.9	195.4	141.9	165.6	159.7	169.7	2,053.4
降水量	mm	43.2	64.1	115.2	143.3	155.7	201.5	218.0	140.4	249.8	116.9	79.5	36.8	1,564.6
積雪の深さ最大	cm	3	5	0	-	-	-	-	-	-	-	-	1	7

注) 平年値は1971年から2000年までの30年間の累年平均値。

出典: 「愛知県の気象概況 (2001年)」(平成13年1月～12月 名古屋地方気象台)
「地球環境年表2003」(2002年11月 インデックス株式会社)

表 4-1-3 月別気象概況 (平成 14 年) (名古屋地方気象台)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間	
気温	平均 ()	4.9	6.1	10.4	15.8	19.0	22.8	27.8	28.5	24.0	18.0	9.4	6.7	16.1
	平均最高 ()	8.9	11.3	16.4	21.2	23.7	27.8	32.3	34.5	28.6	22.9	14.4	10.8	21.1
	平均最低 ()	1.4	2.0	5.4	11.3	15.0	18.9	24.5	24.5	20.6	14.1	5.6	3.2	12.2
平均湿度 (%)	67	60	55	59	65	65	71	62	65	64	64	65	64	
降水量 (mm)	88.5	31.0	111.0	94.0	95.0	89.5	150.0	19.0	108.0	163.5	44.0	89.0	1,082.5	
最多風向 (16方位)	NNW	NNW	NW	NW	NNW	SSE	SSE	SSE	NNW	NNW	NNW	NNW	NNW	
平均風速 (m/s)	3.1	2.9	3.4	3.3	2.9	2.9	3.1	3.4	2.7	2.7	2.8	2.8	3.0	

出典: 「愛知県の気象概況」(平成14年1月～12月 名古屋地方気象台)

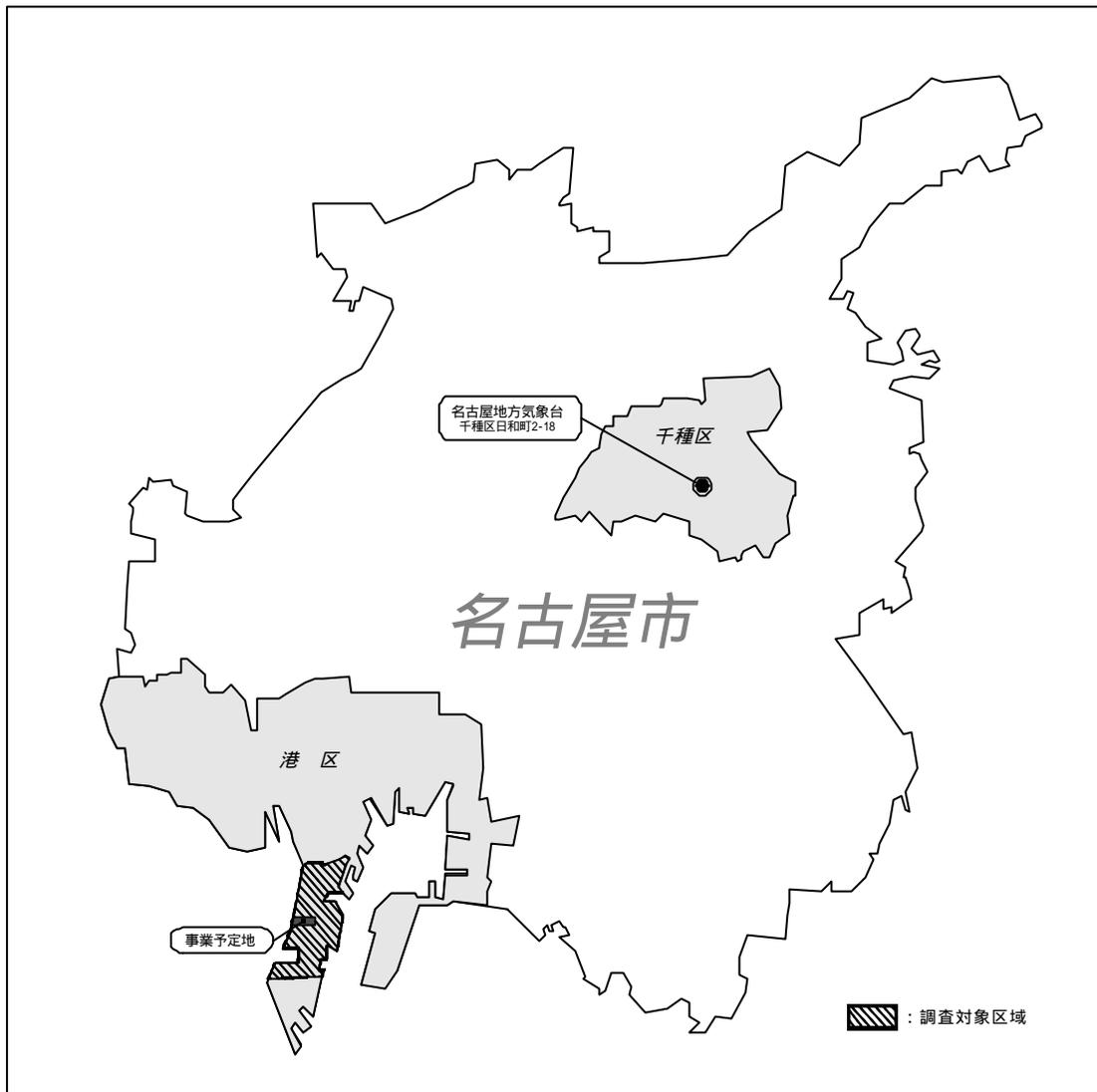


図 4-1-4 名古屋地方気象台の位置

調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局は、南陽支所、惟信高校、港陽の3箇所があり、事業予定地のそれぞれ北西約6.5km、北約4.5km及び北東約5.5kmの地点に位置する(図4-1-6参照)

なお、惟信高校については風向風速データがない。

平成13年度の南陽支所の年間平均風速は2.4m/s、最多風向はNW(22.1%)であり、港陽の年間平均風速は2.7m/s、最多風向は同じくNW(27.8%)である。風速が0.4m/s以下であるCALM(静穏)の状態は、それぞれ1.5%、1.7%である。

これらの風向の状況は表4-1-4及び図4-1-5に示すとおりである。

表4-1-4 調査対象区域周辺の風向の状況

単位:%

風向 \ 測定局	南陽支所	港陽
N	9.8	1.6
NNE	3.4	0.5
NE	1.1	0.4
ENE	0.9	0.5
E	1.3	3.0
ESE	2.9	5.5
SE	3.9	7.2
SSE	4.6	6.0
S	4.0	5.1
SSW	5.4	2.0
SW	3.4	1.5
WSW	2.9	3.2
W	4.0	5.9
WNW	10.7	20.3
NW	22.1	27.8
NNW	18.0	7.8
CALM(静穏)	1.5	1.7

出典：平成13年度「大気環境調査報告書」
(平成15年 名古屋市環境局)

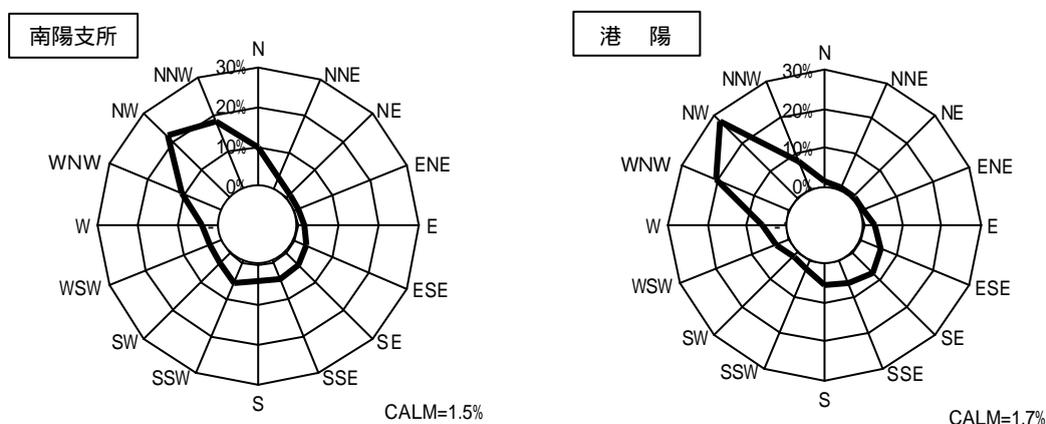


図4-1-5 調査対象区域周辺の風向の状況(年間)

(2) 大気質

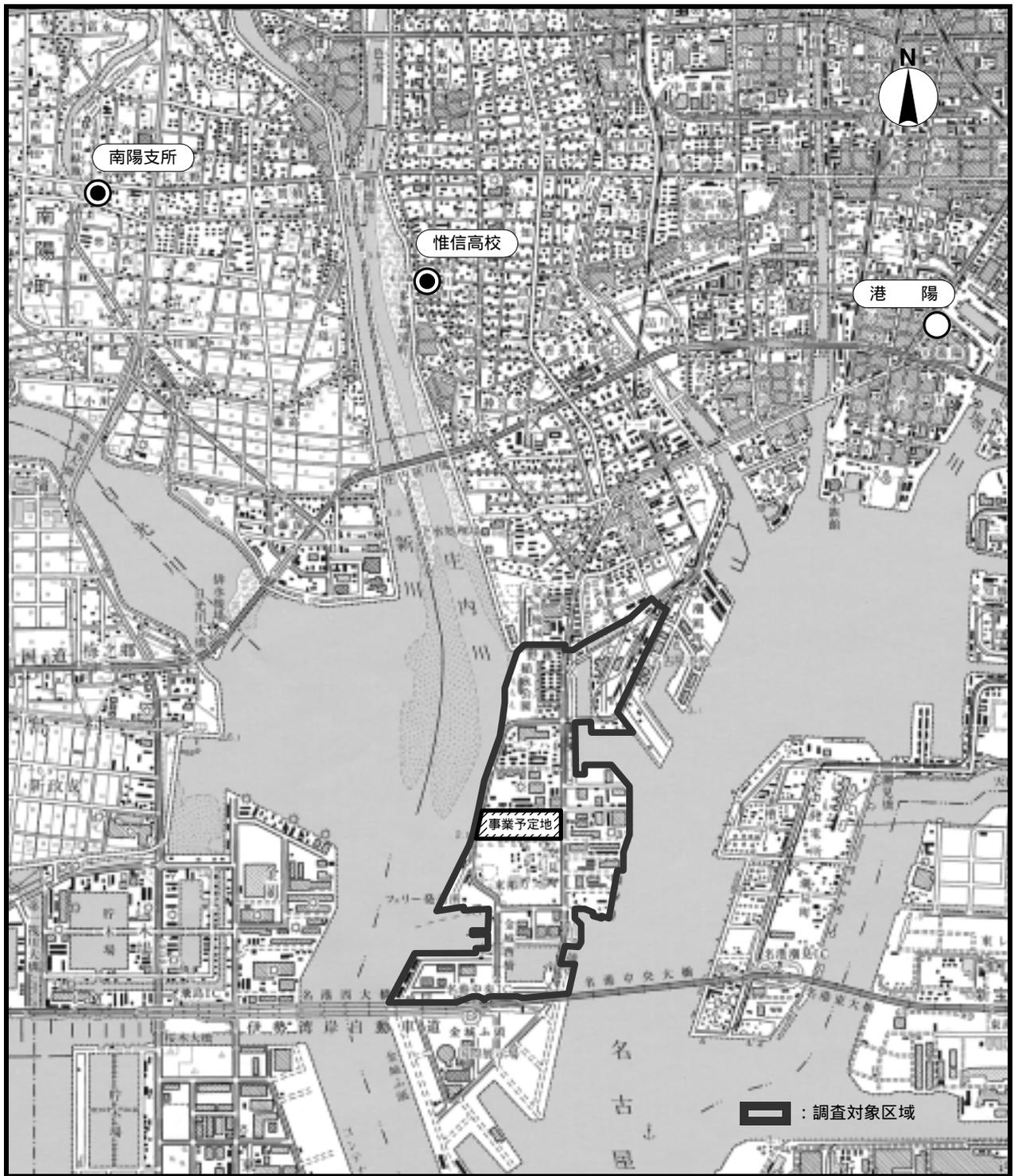
ア. 大気汚染常時監視測定局の設置状況

調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局の測定項目等は表 4-1-5 に示すとおりであり、その位置は図 4-1-6 に示すとおりである。

表 4-1-5 大気汚染常時監視測定局及び測定項目一覧

区分	測定局	所在地	用途地域	管理者	測定項目					事業予定地からの距離
					風向風速	SO ₂	NO ₂	SPM	DXN類	
	南陽支所	港区春田野3丁目1801	1種住居	名古屋市		○	○	○	-	約 6.5 km
	惟信高校	港区惟信町2-262		愛知県	-	○	○	○	-	約 4.5 km
	港陽	港区港陽1丁目1-65	近隣商業	名古屋市		○	○	○	○	約 5.5 km

注) : 一般環境大気測定局 : 自動車排出ガス測定局
出典: 平成12年度 大気環境調査報告書(平成14年 名古屋市環境局)



1000 0m 1000 2000
1 : 50,000

凡 例	
●	一般環境大気測定局
○	自動車排出ガス測定局

図4-1-6 大気汚染常時監視測定局位置図

イ. 大気汚染の現況

(ア) 二酸化硫黄

各測定局における二酸化硫黄の測定結果(平成13年度)は表4-1-6に、年平均値の経年変化(平成9～13年度)は表4-1-7、図4-1-7に示すとおりである。

これらによると平成13年度における一般環境大気測定局(南陽支所、惟信高校)の年平均値は、おのおの0.005ppm、0.007ppmであり、自動車排出ガス測定局(港陽)の年平均値は0.006ppmである。

2%除外値は0.016～0.019ppmであり、全ての測定局において環境基準(1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること)を達成している。

また、環境目標値(1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること)についても達成している。

年平均値の経年変化は、0.004～0.007ppmの範囲で、ほぼ横ばい状態である。

表 4-1-6 二酸化硫黄の測定結果(平成13年度)

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	環境基準	環境目標値
			達成状況 適○否×	達成状況 適○否×
南陽支所	0.005	0.016	○	○
	0.007	0.017	○	○
港陽	0.006	0.019	○	○

注) : 一般環境大気測定局 : 自動車排出ガス測定局

出典: 平成14年版 名古屋市環境白書(資料編) (平成14年 名古屋市)

表 4-1-7 二酸化硫黄の年平均値(経年変化)

測定局	年 度				
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
南陽支所	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005
惟信高校	0.005	0.006	0.006	0.007	0.007
港陽	0.007	0.005	0.005	0.006	0.006

注) : 一般環境大気測定局 : 自動車排出ガス測定局

出典: 平成14年版 名古屋市環境白書(資料編) (平成14年 名古屋市)

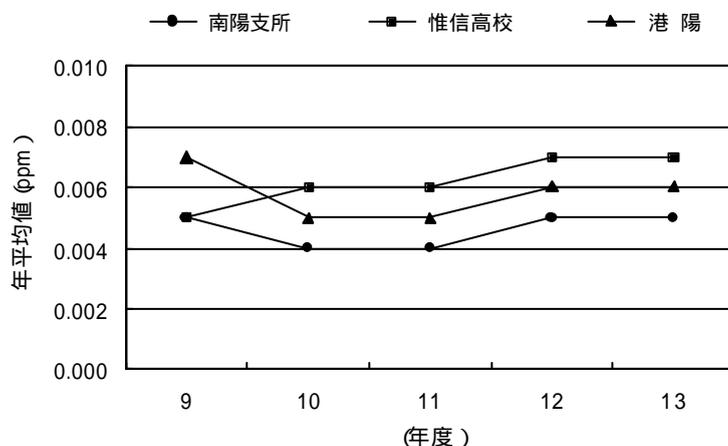


図 4-1-7 二酸化硫黄の年平均値(経年変化)

(1) 二酸化窒素

各測定局における二酸化窒素の測定結果(平成13年度)は表4-1-8に、年平均値の経年変化(平成9~13年度)は表4-1-9、図4-1-8に示すとおりである。

これらによると平成13年度における一般環境大気測定局(南陽支所、惟信高校)の年平均値は、おのおの0.026ppm、0.024ppmであり、自動車排出ガス測定局(港陽)の年平均値は0.036ppmである。

98%値は0.042~0.058ppmであり、全ての測定局において環境基準(1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること)を達成している。

なお、環境目標値(1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること)については、達成していない。

年平均値の経年変化は、南陽支所及び惟信高校が同程度であり、全測定局共に横ばい状態である。

表 4-1-8 二酸化窒素の測定結果(平成13年度)

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 98%値 (ppm)	環境基準	環境目標値
			達成状況 適○否×	達成状況 適○否×
南陽支所	0.026	0.044	○	×
	0.024	0.042	○	×
港陽	0.036	0.058	○	×

注) : 一般環境大気測定局 : 自動車排出ガス測定局

出典: 平成14年版 名古屋市環境白書(資料編) (平成14年 名古屋市)

表 4-1-9 二酸化窒素の年平均値(経年変化)

単位 ppm

測定局	年 度				
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
南陽支所	0.024	0.024	0.025	0.026	0.026
惟信高校	0.027	0.025	0.024	0.025	0.024
港陽	0.036	0.033	0.034	0.035	0.036

注) : 一般環境大気測定局 : 自動車排出ガス測定局

出典: 平成14年版 名古屋市環境白書(資料編) (平成14年 名古屋市)

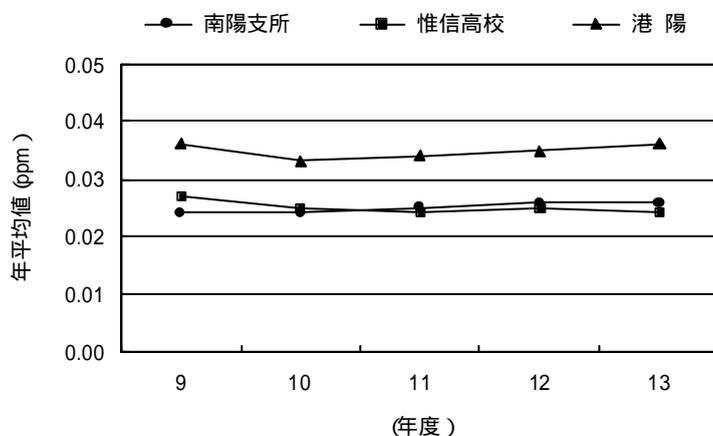


図 4-1-8 二酸化窒素の年平均値(経年変化)

(ウ) 浮遊粒子状物質

各測定局における浮遊粒子状物質の測定結果(平成13年度)は表4-1-10に、年平均値の経年変化(平成9~13年度)は表4-1-11、図4-1-9に示すとおりである。

これらによると平成13年度における一般環境大気測定局(南陽支所、惟信高校)の年平均値は、おのおの0.035mg/m³、0.041mg/m³であり、自動車排出ガス測定局(港陽)の年平均値は0.035mg/m³である。

2%除外値は0.073~0.089mg/m³であり、全ての測定局において環境基準(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること)を達成している。

また、環境目標値(1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること)についても達成している。

年平均値の経年変化は、南陽支所及び港陽が同程度であり、全測定局共に若干の減少傾向が見られる。

表 4-1-10 浮遊粒子状物質の測定結果(平成13年度)

測定局	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準	環境目標値
			達成状況 適○否×	達成状況 適○否×
南陽支所	0.035	0.073	○	○
惟信高校	0.041	0.089	○	○
港陽	0.035	0.075	○	○

注) :一般環境大気測定局 :自動車排出ガス測定局

出典:平成14年版 名古屋市環境白書(資料編)。(平成14年 名古屋市)

表 4-1-11 浮遊粒子状物質の年平均値(経年変化)

単位:mg/m³

測定局	年 度				
	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
南陽支所	0.039	0.033	0.031	0.036	0.035
惟信高校	0.052	0.046	0.044	0.045	0.041
港陽	0.043	0.036	0.035	0.038	0.035

注) :一般環境大気測定局 :自動車排出ガス測定局

出典:平成14年版 名古屋市環境白書(資料編)。(平成14年 名古屋市)

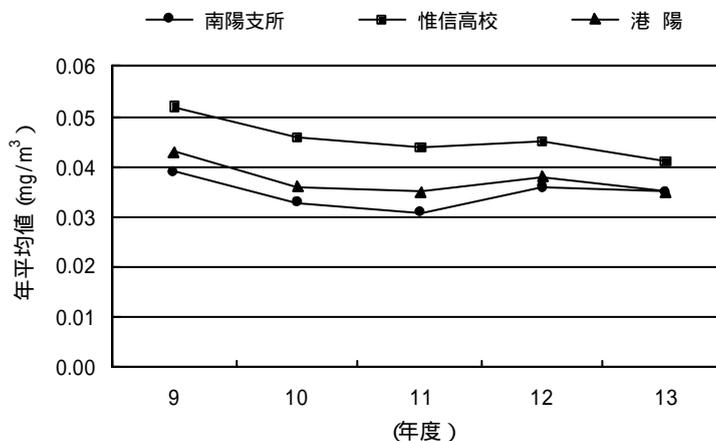


図 4-1-9 浮遊粒子状物質の年平均値(経年変化)

(エ) ダイオキシン類

平成 10 年度から平成 13 年度の港陽測定局におけるダイオキシン類の測定結果は表 4-1-12 に示すとおりである。

これによると、13 年度年平均値は 0.17pg-TEQ/m³ であり、環境基準(年平均値として 0.6pg-TEQ/m³ 以下)を達成している。

表 4-1-12 ダイオキシン類測定調査結果

測定局	港陽	単位 pg-TEQ/m ³	
年度	調査年月日	季節	調査結果
10	平成10年5月27日～28日	春	1.20
	平成10年8月25日～26日	夏	0.40
	平成10年11月10日～11日	秋	0.53
	平成11年1月7日～8日	冬	0.30
	平均		0.61
11	平成11年5月25日～26日	春	0.56
	平成11年8月24日～25日	夏	0.36
	平成11年11月24日～25日	秋	1.50
	平成12年1月13日～14日	冬	1.50
	平均		0.98
12	平成12年5月30日～31日	春	0.27
	平成12年8月3日～4日	夏	0.23
	平成12年11月16日～17日	秋	0.42
	平成13年1月17日～18日	冬	0.23
	平均		0.29
13	平成13年5月29～30日	春	0.20
	平成13年8月2日～3日	夏	0.12
	平成13年11月14日～15日	秋	0.10
	平成14年1月10日～11日	冬	0.25
	平均		0.17

- 注)1. 平成11年度の春季まではコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を測定していない。
2. TEQは、ダイオキシン類のそれぞれの異性体の毒性を2,3,7,8-TCDDに換算して合計したもので、毒性換算には平成10年度まではInternational-TEF (-TEF,WHO,1988)を用い、平成11年度以降はWHO(1998)を用いた。
3. 平成11年度の年平均値は、春季のコプラナーPCBの値を含んでいない。
- 出典：平成14年版 名古屋市環境白書(資料編) (平成14年 名古屋市)

(3) 騒音

ア. 環境騒音

調査対象区域の環境騒音の状況は表 4-1-13 に示すとおりである。調査地点は図 4-1-10 に示すとおりで、事業予定地の北約 1.5km、用途地域指定は、「第 1 種住居地域」である。

なお、環境基準の評価方法は、平成 11 年 4 月 1 日に従来の中央値(L₅₀)から等価騒音レベル(L_{Aeq})に変更された。環境騒音は、昼間が 59dB、夜間が 53dB であり、共に環境基準を上回っている状況である。

また、市内の平均値と比較すると、環境騒音は昼間が 1dB 下回っており、夜間が 1dB 上回っている。

表 4-1-13 調査対象区域の環境騒音の状況

調査地点	用途地域	昼間		夜間	
		測定値	環境基準	測定値	環境基準
港区野跡4丁目2	第1種住居	59	55	53	45
市内 平成11年度平均		60	-	52	-
市内 第1種住居の環境基準達成率		65%		57%	

単位 dB

注 1. 測定値は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) である。

2. 調査期間 : 平成11年8月 ~ 平成12年3月

3. 各時間の区分は次のとおりである。

昼間 : 午前6時 ~ 午後10時 夜間 : 午後10時 ~ 午前6時

出典 : 名古屋市の騒音 環境騒音編 (平成11年度) (平成13年 名古屋市環境局)

「平成14年版 名古屋市環境白書 (資料編) (平成14年 名古屋市)

イ. 道路交通騒音

調査対象区域に近接する交通騒音の状況は表 4-1-14 に示すとおりである。調査地点は事業予定地の北約 1.8km、用途地域指定は「準住居地域」で、車線数は 6 車線、道路幅は 30m である。(図 4-1-10 参照)

交通騒音は、72dB であり、環境基準、全市の平均値を上回っている状況である。

表 4-1-14 調査対象区域に近接する交通騒音の状況

路線名	測定場所	用途地域	単位 : dB		単位 : 台 / 10分間		
			測定値	環境基準	小型車 ^{*1}	大型車 ^{*1}	混入率 ^{*2}
梅ノ木線	港区野跡1丁目3	準住居	72	65	97	49	34%
全市の平成10年9月 ~ 12月の平均			68	-			

注 1. 測定値は、等価騒音レベル (L_{Aeq}) である。

2. 測定時刻は、平日の9時30分から午後4時までの任意の時間とした。ただし、正午から午後1時までの間は除いた。

3. 調査期間 : 平成10年9月 ~ 12月

出典 : 名古屋市の騒音 自動車騒音 振動編 (平成10年度) (平成11年 名古屋市環境保全局)

「平成14年版 名古屋市環境白書 (資料編) (平成14年 名古屋市)

*1 : 大型車と小型車の分類は、ナンバープレートの番号を目安に行った。

小型車 : (0), 3, 4, 5, 7, (8)、二輪車

大型車 : (0), 1, 2, 6, 9 なお、(0)、(8)は実態にあわせて分類した。

*2 : 混入率は全体車両 (小型車 + 大型車) に占める大型車混入率を示す。

(4) 振 動

ア. 道路交通振動

調査対象区域に近接する交通振動の状況は表 4-1-15 に示すとおりである。調査地点は交通騒音と同地点である。(図 4-1-10 参照)

交通振動は、53dB であり、全市の平均値を上回っている状況である。

表 4-1-15 調査対象区域に近接する交通振動の状況

路線名	測定場所	用途地域	測定値	単位 dB		単位 台/10分間	
				全市平均	小型車 ^{*1}	大型車 ^{*1}	混入率 ^{*2}
梅ノ木線	港区野跡1丁目3	準住居	53	43	97	49	34%

注)1. 測定値は、振動レベルの80%レンジ上端値(L₁₀)³である。

2. 測定時刻は、平日の9時30分から午後4時までの任意の時間とした。ただし、正午から午後1時までの間は除いた。

3. 調査期間：平成10年9月～12月

出典：名古屋市の騒音 自動車騒音 振動編(平成10年度) (平成11年 名古屋市環境保全局)

「平成14年版 名古屋市環境白書(資料編)」(平成14年 名古屋市)

*1：大型車と小型車の分類は、ナンバープレートの番号を目安に行った。

小型車：0、3、4、5、7、(8)、二輪車

大型車：0、1、2、(8)、9 なお、(0)、(8)は実態にあわせて分類した。

*2：混入率は全体車両(小型車+大型車)に占める大型車混入率を示す。

*3：80%レンジ上端値(L₁₀)

振動レベルがあるレベル以上である時間が実測時間の10%を占める場合、そのレベルを10%時間率振動レベルL₁₀(80%レンジ上端値)とら

(5) 悪 臭

調査対象区域を含む港区における悪臭関係工場等の届出数は表 4-1-16 に示すとおりである。

港区には、飼料・肥料製造業が6箇所、石油化学工業が1箇所、ごみ処理場が4箇所、終末処理場が1箇所の合計12箇所である。

平成13年度の名古屋市における悪臭に関する公害苦情処理件数は706件であり、そのうち港区は95件である。

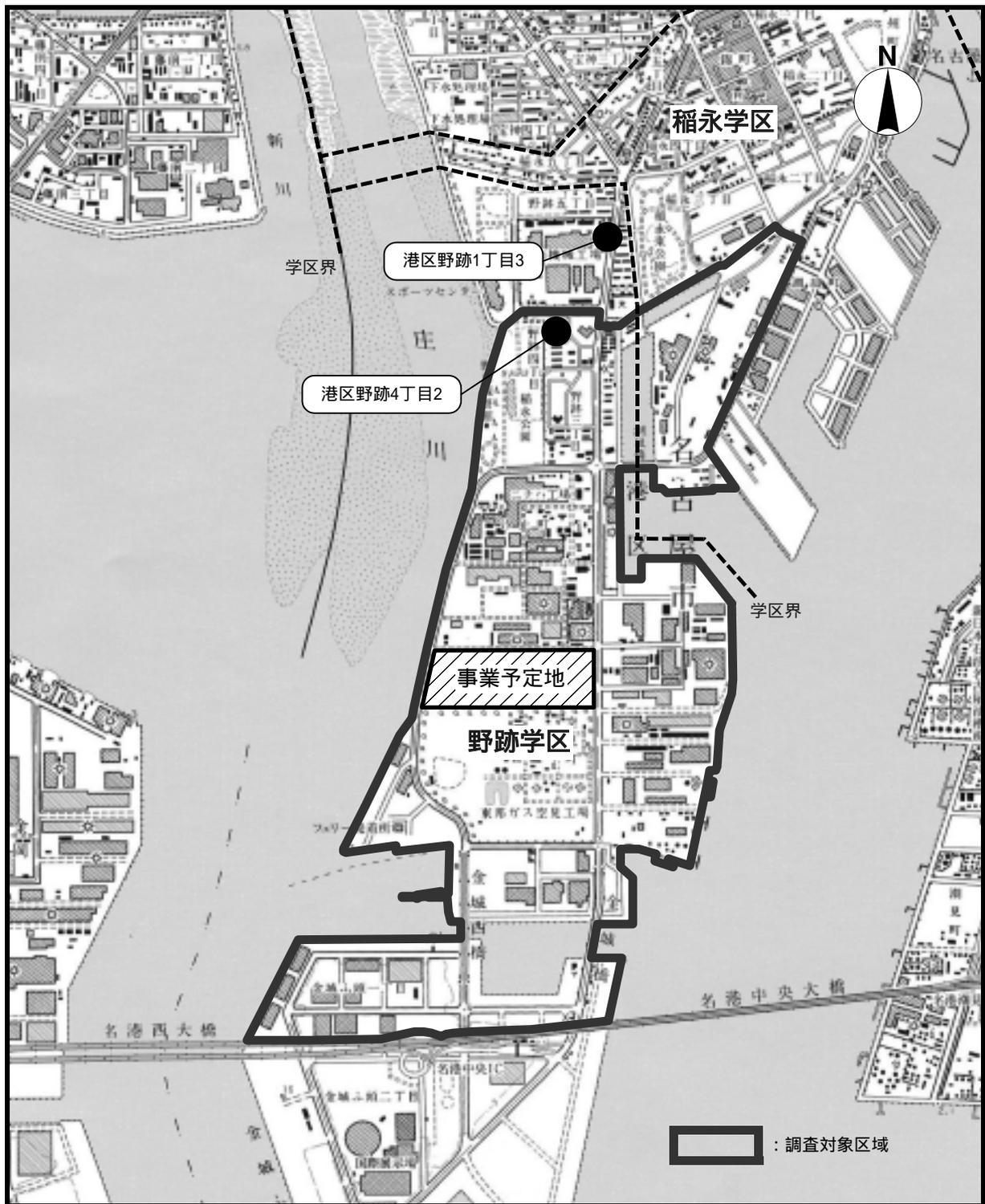
悪臭の公害苦情処理件数のうち被害内容別では、「感覚的・心理的」被害が688件と最も多くなっており、解決した件数は685件で解決率97.0%となっている。(名古屋市全域)

表 4-1-16 愛知県公害防止条例による悪臭関係工場等届出数

平成14年3月末現在

区	業種				
	総数	飼料・肥料製造業	石油化学工業	ごみ処理場	終末処理場
港区	12	6	1	4	1

出典：平成14年版 名古屋市環境白書(資料編)」(平成14年 名古屋市)



0m 500 1000 1500

1 : 25,000

図4-1-10 騒音・振動調査地点位置図

1-3 水環境の状況

(1) 水象

調査対象区域周辺の公共用水域の分布状況は表 4-1-17(1)及び図 4-1-11 に、名古屋港の潮位は表 4-1-17(2)に示すとおりである。

調査対象区域の西側に新川、庄内川等が、東側に荒子川、中川運河、堀川等が名古屋港に流入している。

調査対象区域には河川が存在していない。

事業予定地西側の水域類型指定は、「庄内川下流 D 類型」であり、東側の水域類型指定は「名古屋港(甲)海域 C」及び「伊勢湾(イ)海域」である。

表 4-1-17(1) 調査対象区域周辺の河川等の状況

(平成13年3月31日現在)

水系名	河川 運河	市内流路延長 (m)		流域面積 (km ²)	備 考
		左 岸	右 岸		
庄内川	庄内川	37,430	20,260	1,010.0	一級河川
	新 川	17,700	14,500	258.9	
	堀 川	16,200	16,200	51.9	
日光川	日光川	6,360	0	294.7	二級河川
山崎川	山崎川	12,446	12,446	26.0	
-	荒子川	6,900		-	普通河川
	中川運河	8,200		-	運 河

注) 流路延長は市内流路延長を示す。

出典：「名古屋市河川図」(平成13年 名古屋市緑政土木局)

表 4-1-17(2) 名古屋港の潮位

平成15年		単位 m												
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
満 潮	最高	2.35	2.42	2.53	2.61	2.61	2.56	2.56	2.65	2.69	2.70	2.59	2.46	2.70
	最低	1.52	1.50	1.59	1.61	1.71	1.80	1.82	1.81	1.75	1.68	1.71	1.64	1.50
干 潮	最高	1.27	1.41	1.53	1.51	1.47	1.36	1.52	1.66	1.68	1.68	1.57	1.26	1.68
	最低	-0.15	-0.17	0.00	0.02	-0.02	0.04	0.13	0.21	0.30	0.05	-0.11	-0.19	-0.19

注) 各潮位は名古屋港基準面に対する潮位である。

出典：平成15年版 名古屋港潮位表 PORT OF NAGOYA TIDE TABLE 2003」
(平成14年11月 名古屋港管理組合 NAGOYA PORT AUTHORITY)

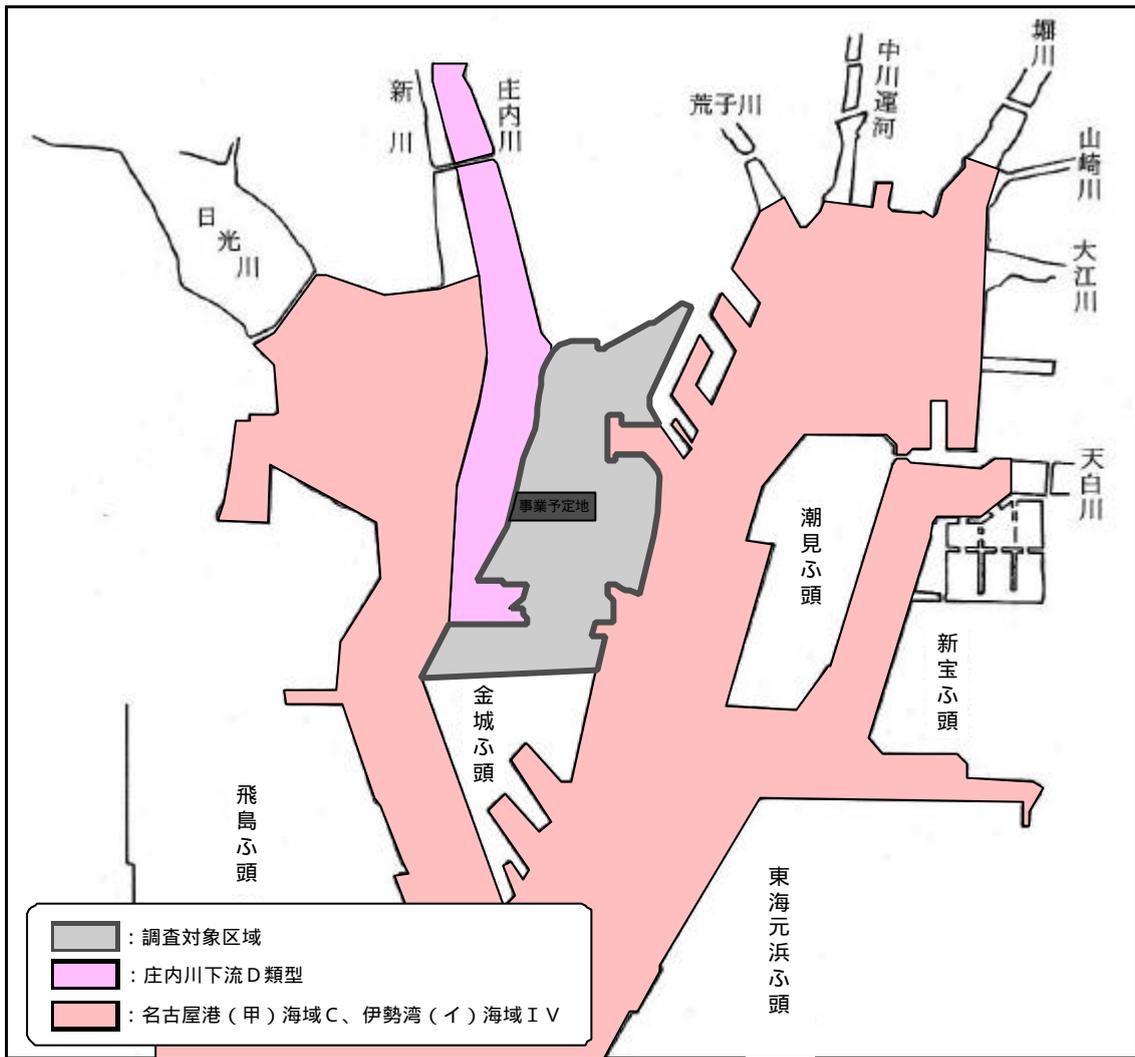


図 4-1-11 事業予定地周辺の公共用水域

出典：平成 13 年度「公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 14 年 名古屋市環境局)から作成

(2) 水質

平成13年度の庄内川(庄内新川橋)の水質は表4-1-18に、調査地点は図4-1-12に示すとおりであり、環境基準の値及び環境目標値を満たしている。

表4-1-18 調査対象区域周辺の公共用水域(庄内川)の水質調査結果

測定項目		調査地点	庄内川	環境基準 (D類型)	環境目標値 (B区分)
			庄内新川橋		
生活環境項目	pH	-	7.1	6.0~8.5	6.5~8.5
	DO	mg/L	6.9	2mg/L以上	3mg/L以上
	BOD	mg/L	2.6	8mg/L以下	8mg/L以下
	COD	mg/L	8.6	-	-
	SS	mg/L	11	100mg/L以下	30mg/L以下
健康項目	カドミウム	mg/L	ND	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	ND	検出されないこと	検出されないこと
	鉛	mg/L	ND	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
	六価クロム	mg/L	ND	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
	砒素	mg/L	ND	0.01mg/L以下	0.05mg/L以下
	総水銀	mg/L	ND	0.0005mg/L以下	検出されないこと
	アルキル水銀	mg/L	-	検出されないこと	検出されないこと
	PCB	mg/L	-	検出されないこと	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	-	0.02mg/L以下	-
	四塩化炭素	mg/L	-	0.002mg/L以下	-
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	0.004mg/L以下	-
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	0.02mg/L以下	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	0.04mg/L以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	1mg/L以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	0.006mg/L以下	-
	トリクロロエチレン	mg/L	-	0.03mg/L以下	-
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	0.01mg/L以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	0.002mg/L以下	-
	チウラム	mg/L	-	0.006mg/L以下	-
	シマジン	mg/L	-	0.003mg/L以下	-
	チオベンカルブ	mg/L	-	0.02mg/L以下	-
	ベンゼン	mg/L	-	0.01mg/L以下	-
	セレン	mg/L	-	0.01mg/L以下	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	10mg/L以下	-	
ふっ素	mg/L	-	0.8mg/L以下	-	
ほう素	mg/L	-	1mg/L以下	-	

注) 表中にNDと表示されている数値は定量下限値を示す。

BODは75%水質値を示す。その他の項目については平均値を示す。

出典：平成13年度「公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成14年 名古屋市環境局)

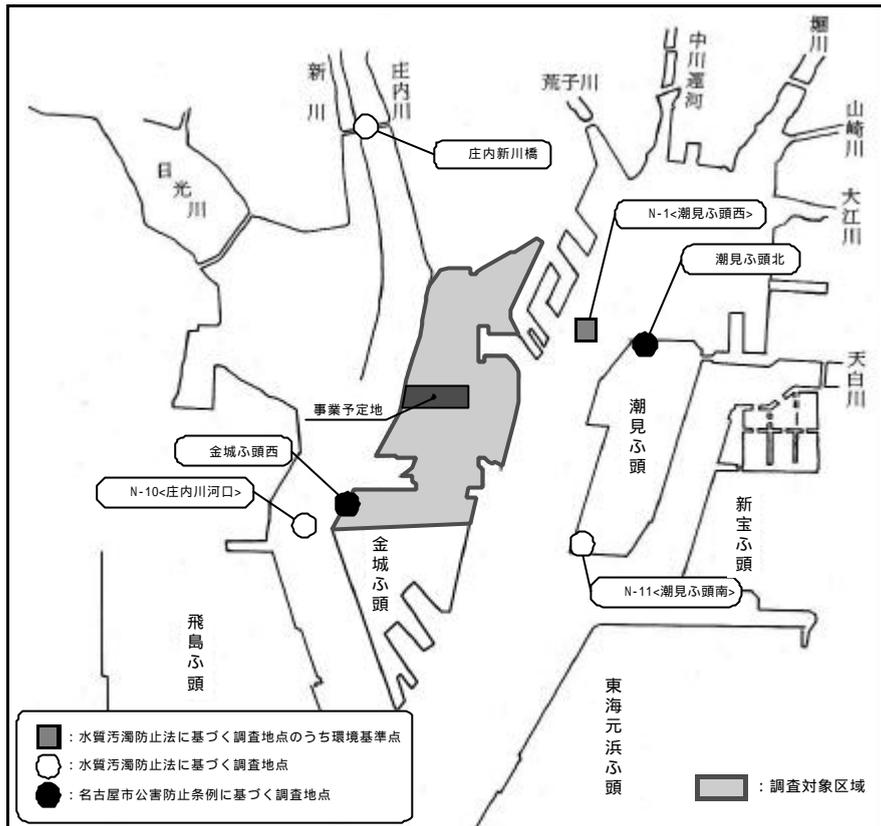


図 4-1-12 調査対象区域周辺の水質調査地点

出典：平成 13 年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成 14 年名古屋市環境局)

平成13年度の名古屋港の水質は表4-1-19、表4-1-20に、調査地点は図4-1-12、図4-1-14に示すとおりである。

生活環境項目のうち代表的な水質指標であるCODについては、全地点で環境基準の値を下回っており、「潮見ふ頭北」で環境目標値を超えている。

また、ダイオキシン類については、環境基準を達成している。

表4-1-19 調査対象区域周辺の公共用水域(名古屋港)の水質調査結果

測定項目	調査地点	名古屋港					環境基準	環境目標値	
		潮見ふ頭北	金城ふ頭西	N-1 <潮見ふ頭西>	N-10 <庄内川河口>	N-11 <潮見ふ頭南>			
環境目標値の地域区分		海域A	海域B	海域A	海域B	海域A			
生活環境項目	pH	-	8.2	7.8	8.1	7.9	8.2	7.0-8.3	7.0-8.3
	DO	mg/L	7.7	6.3	6.2	5.8	7.7	2mg/L以上	3mg/L以上
	BOD	mg/L	-	-	-	-	-	-	-
	COD	mg/L	6.4	3.2	4.4	3.5	5.0	8mg/L以下	海域A：6mg/L以下 海域B：8mg/L以下
	SS	mg/L	6	6	-	-	-	-	海域A：20mg/L以下 海域B：30mg/L以下
	n-ヘキサン抽出物質	mg/L	-	-	ND	ND	-	-	-
健康項目	全窒素	mg/L	1.6	1.6	1.4	1.0	1.2	1mg/L以下	-
	全 燐	mg/L	0.17	0.18	0.19	0.14	0.13	0.09mg/L以下	-
	カドミウム	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
	全シアン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	検出されないこと	検出されないこと
	鉛	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
	六価クロム	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下
	砒素	mg/L	-	-	ND	-	ND	0.01mg/L以下	0.05mg/L以下
	総水銀	mg/L	-	-	ND	-	ND	0.0005mg/L以下	検出されないこと
	アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	検出されないこと	検出されないこと
	PCB	mg/L	-	-	-	-	-	検出されないこと	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.02mg/L以下	-
	四塩化炭素	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.002mg/L以下	-
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.004mg/L以下	-
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.02mg/L以下	-
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.04mg/L以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	1mg/L以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.008mg/L以下	-
	トリクロロエチレン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.03mg/L以下	-
	テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.01mg/L以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.002mg/L以下	-
	チウラム	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.008mg/L以下	-
	シマジン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.003mg/L以下	-
	チオベンカルブ	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.02mg/L以下	-
	ベンゼン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.01mg/L以下	-
	セレン	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.01mg/L以下	-
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	-	-	ND	ND	ND	10mg/L以下	-
ふっ素	mg/L	-	-	ND	ND	ND	0.8mg/L以下	-	
ほう素	mg/L	-	-	ND	ND	ND	1mg/L以下	-	

注)表中にNDと表示されている数値は定量下限値を示す。環境基準のうち生活環境項目は「海域C」類型(全窒素、全燐を除く)、「海域」類型(全窒素、全燐)に係る環境基準を示す。

CODは、75%値、その他の項目については平均値を示す。

出典：「平成13年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成14年 名古屋市環境局)

表4-1-20 調査対象区域周辺の公共用水域(名古屋港)のダイオキシン類水質調査結果

調査地点	水質	環境基準
潮見ふ頭北	0.21pg-TEQ/L	1pg-TEQ/L以下
金城ふ頭西	0.42pg-TEQ/L	

出典：平成14年版 名古屋市環境白書(資料編)(平成14年 名古屋市)

調査対象区域周辺の公共用水域における過去 5 年間の水質調査結果は、表 4-1-21 及び表 4-1-22 に示すとおりである。

庄内川 (庄内新川橋) の水質 BOD75% 値は、環境基準の値及び環境目標値を下回っている。

名古屋港の水質 COD75% 値は、「金城ふ頭西」、N-10」及び「N-11」では環境基準の値及び環境目標値を下回っており「潮見ふ頭北」、N-1」においては環境目標値を上回る年もある。

表 4-1-21 調査対象区域周辺の水質調査結果(BOD75%値)

単位 mg/L

河川名	調査地点	年 度					環 境 基 準	環 境 目 標 値
		平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年		
庄内川	庄内新川橋	2.8	2.8	2.7	1.9	2.6	8以下	8以下

注) 環境基準の値及び環境目標値を下回る。

出典：平成13年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成14年 名古屋市環境局)

表 4-1-22 調査対象区域周辺の水質調査結果(COD75%値)

単位 mg/L

河川名	調査地点	年 度					環 境 基 準	環 境 目 標 値
		平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年		
名古屋港	潮見ふ頭北	4.7	6.6	5.4	5.9	6.4	8以下	6以下
	金城ふ頭西	3.1	3.2	3.1	3.4	3.2	8以下	8以下
	N-1<潮見ふ頭西>	6.3	5.2	5.0	6.2	4.4	8以下	6以下
N-10<庄内川河口>	5.5	4.4	4.4	4.7	3.5	8以下	8以下	
N-11<潮見ふ頭南>	3.7	5.7	4.8	5.2	5.0	8以下	6以下	

注) 環境基準の値及び環境目標値を下回る。 環境基準の値を下回る。

出典：平成13年度 公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」(平成14年 名古屋市環境局)

(3) 底質

調査対象区域周辺における名古屋港水域の底質中の重金属濃度等調査結果は表 4-1-23 (1)～表 4-1-23 (3)及び表 4-1-24 に、調査地点は図 4-1-13 及び図 4-1-14 に示すとおりである。

表 4-1-23 (1) 底質中の重金属濃度等調査結果 (平成 13 年)

測定項目 \ 調査地点	1	2	名古屋港水域 平均
pH	8.31	8.32	8.28
銅 (ppm)	115	45.0	140
亜鉛 (ppm)	447	196	628
総クロム (ppm)	91.7	44.4	133
カドミウム (ppm)	1.62	0.80	2.58
鉛 (ppm)	81.3	53.4	91.7
砒素 (ppm)	12.1	8.09	12.7
総水銀 (ppm)	0.60	0.27	0.68
ニッケル (ppm)	33.6	14.1	47.2
鉄 (ppm)	34,600	21,800	28,700
マンガン (ppm)	573	577	422
セレン (ppm)	0.77	0.24	0.93
アンチモン (ppm)	0.007	0.007	0.071
モリブデン (ppm)	0.79	0.010未満	4.59

注) 1. 調査日は平成13年5月30日である。
 2. 表中の値は乾燥重量あたりのためppmで表している。
 3. 名古屋港水域平均は、7測定地点の平均である。
 出典：平成14年版「名古屋環境白書(資料編)」
 (平成14年 名古屋市)

表 4-1-23 (2) 底質中の重金属濃度等調査結果 (平成 12 年)

測定項目 \ 調査地点	3	名古屋港水域 平均
pH	7.61	8.13
銅 (ppm)	89.9	128.5
亜鉛 (ppm)	366	574
総クロム (ppm)	55.0	111
カドミウム (ppm)	0.99	2.92
鉛 (ppm)	36.8	57.6
砒素 (ppm)	7.48	9.51
総水銀 (ppm)	0.21	0.75
ニッケル (ppm)	23.2	53.1
鉄 (ppm)	22,700	28,100
マンガン (ppm)	218	374
セレン (ppm)	0.17	1.58
アンチモン (ppm)	0.040	0.049
モリブデン (ppm)	0.21	3.86

注) 1. 調査日は平成12年6月5日である。
 2. 表中の値は乾燥重量あたりのためppmで表している。
 3. 名古屋港水域平均は、9測定地点の平均である。
 出典：平成13年版「名古屋環境白書(資料編)」
 (平成13年 名古屋市)

表 4-1-23 (3) 底質中の重金属濃度等調査結果 (平成 11 年)

調査地点 測定項目	3	4	名古屋港水域 平均
pH	7.74	7.47	8.07
銅 (ppm)	109	108	107
亜鉛 (ppm)	418	559	539
総クロム (ppm)	68.6	58.5	94.1
カドミウム (ppm)	1.08	1.25	2.74
鉛 (ppm)	45.5	59.4	71.9
砒素 (ppm)	9.20	5.10	9.59
総水銀 (ppm)	0.20	0.22	1.30
ニッケル (ppm)	26.7	29.8	41.5
鉄 (ppm)	24,200	29,200	28,400
マンガン (ppm)	201	225	312
セレン (ppm)	0.23	0.34	2.83
アンチモン (ppm)	0.094	0.059	0.10
モリブデン (ppm)	0.71	0.63	2.74

注 1. 調査日は平成11年6月8日及び平成11年6月16日である。

2. 表中の値は乾燥重量あたりのためppmで表している。

3. 名古屋港水域平均は、11測定地点の平均である。

出典：平成12年版 名古屋市環境白書 (資料編)」

(平成12年 名古屋市)

表 4-1-24 底質中のダイオキシン類濃度調査結果

調査地点	底質	環境基準	備考
潮見ふ頭北	25pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g	全国調査結果 (平成12年度) 0.0011 ~ 1,400 (pg-TEQ/g)
金城ふ頭西	9.9pg-TEQ/g		

出典：平成14年版 名古屋市環境白書 (資料編)」(平成14年 名古屋市)

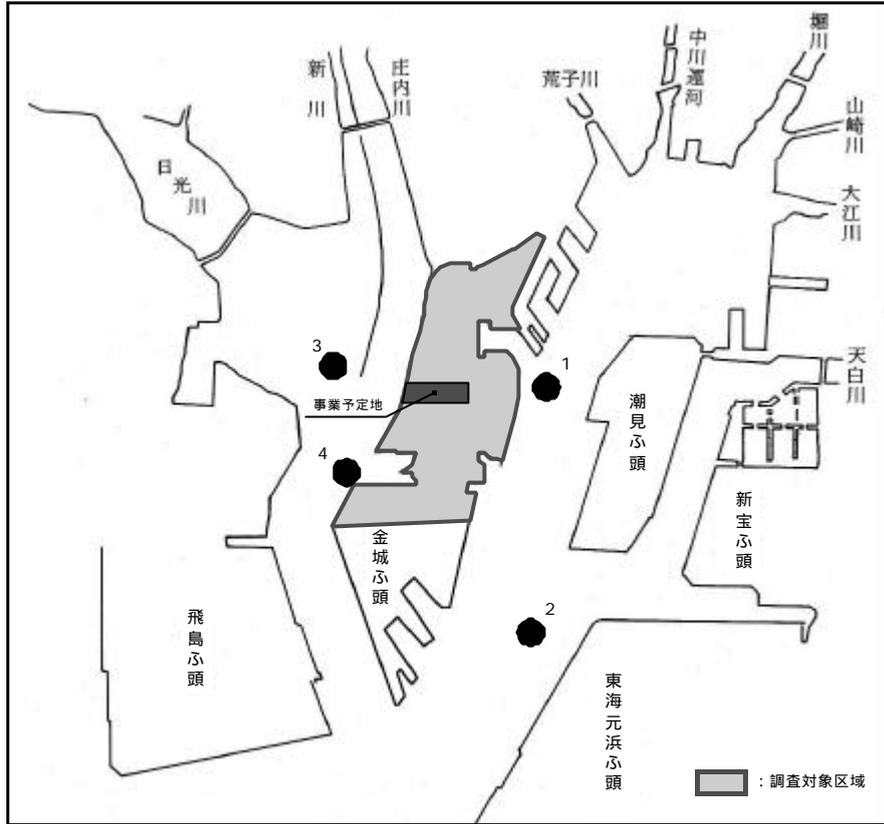


図 4-1-13 調査対象区域周辺の底質中の重金属濃度調査地点

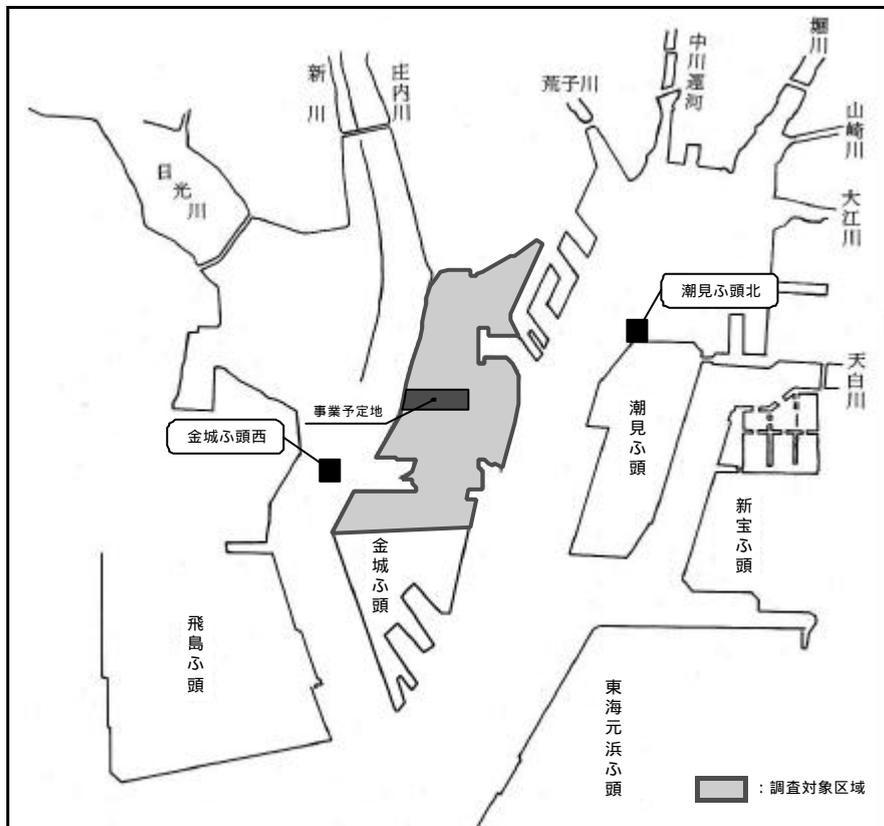


図 4-1-14 調査対象区域周辺の水質・底質中のダイオキシン類調査地点

(4) 地下水

平成 14 年度の地下水水質常時監視の概況メッシュ調査の結果、港区空見町における事業予定地内の工業用井戸から、環境基準 (0.01mg/L 以下) を超える砒素 (0.019mg/L) が検出された。

港区空見町周辺井戸の調査結果は表 4-1-25 に示すとおりである。

その後の追跡調査においても当該井戸で再度、環境基準を超えて砒素が検出 (0.024mg/L) されるとともに、概ね 500m の範囲にある周辺井戸 4 ヶ所で 0.024mg/L、0.026mg/L、0.006mg/L 及び 0.0022mg/L の砒素が検出され、このうち 3 ヶ所で環境基準 (0.01mg/L 以下) を超えていた。

これらについては、周辺に砒素を使用している工場等が存在しないこと、及び環境基準を超えた地下水の帯水層が火山性の堆積物を含有する地層であることから、自然由来と推定されている。

表 4-1-25 港区空見町周辺井戸調査結果

調査区分	概況メッシュ		周辺井戸			
			港区空見町	港区汐止町	港区汐止町	港区空見町
調査地点	港区空見町		港区空見町	港区汐止町	港区汐止町	港区空見町
当該井戸からの距離	発端		東200m	北600m	北500m	南500m
井戸水使用用途	その他(散水等)		その他(散水等)	工業用	工業用	非常用
井戸のストレーナー位置	194m~		194m~	156~294m	50~106m	136~200m
調査日	5月20日	10月29日	10月29日	10月29日	10月29日	10月29日
砒素 (環境基準 0.01mg/L以下)	0.019 mg/L	0.024 mg/L	0.024 mg/L	0.026 mg/L	0.006 mg/L	0.022 mg/L
調査実施機関	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市	名古屋市

出典：平成14年度地下水の水質常時監視結果について(平成14年9月6日 名古屋市環境局公害対策部公害対策課)、
平成14年度地下水の水質常時監視における汚染井戸の周辺調査結果について、
(平成15年1月10日 名古屋市環境局公害対策部公害対策課) から作成

1-4 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 景観

調査対象区域を含む港区全域では、名古屋都市景観条例に基づく都市景観重要建築物及び都市景観重要工作物の指定はなされていない。

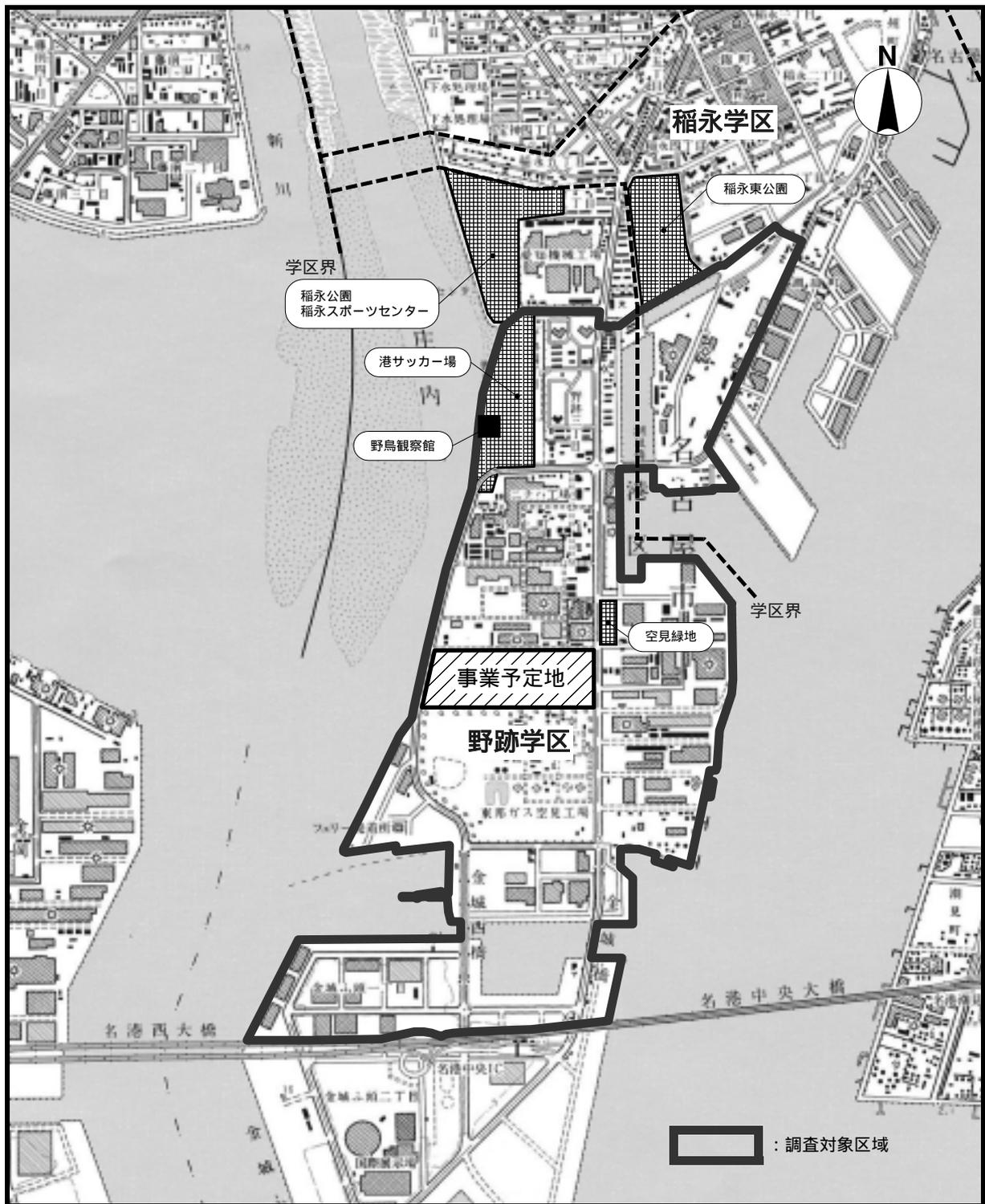
一方、名古屋都市景観条例で定める都市景観整備地区外においても、一定規模を超える大規模建築行為等(高さ31m又は延べ面積1万 m^2 を超える建築物、高さ31m又は敷地面積1万 m^2 を超える工作物、高さ10m又は表示面積100 m^2 を超える広告物等)は、地域の景観形成へ与える影響が大きいため、事前届出(地方自治体等が行う行為は通知)が義務づけられている。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業予定地周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布は図4-1-15に示すとおりである。

事業予定地周辺には、主要な触れ合いの活動の場として、「空見緑地」、「稲永公園」、「野鳥観察館」、「稲永東公園」が存在する。

なお、「稲永公園」には、稲永スポーツセンター、港サッカー場等が整備されている。



出典：「学区別生活環境調査報告書（平成9年度版）」（平成10年 名古屋市）から作成

0m 500 1000 1500

1 : 25,000

図4-1-15 事業予定地周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布

2 社会的状況

2-1 人口及び産業

(1) 人口

調査対象区域周辺の世帯数及び人口は表 4-2-1 に示すとおりである。

野跡学区は世帯数が 1,439 戸、人口が 3,317 人であり、1 世帯あたりの人口は約 2.3 人となっており、稲永学区は世帯数が 3,449 戸、人口が 8,932 人であり、1 世帯あたりの人口は約 2.6 人である。

表 4-2-1 調査対象区域周辺の世帯数及び人口

平成12年10月1日

区または学区名	面積 (km ²)	世帯数 (戸)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
港区	45.67	55,953	151,610	3,320
稲永	2.396	3,449	8,932	3,728
野跡	4.732	1,439	3,317	701

注) 区の面積は国土交通省国土地理院「平成12年全国都道府県市区町村別面積調」

学区の面積は総務局企画部統計課による。

結果数値に基づく計算値は、表章単位未満を四捨五入している。

出典：平成12年国勢調査「名古屋の町(大字)・丁目別人口」

(平成12年10月1日現在 名古屋市総務局企画部統計課)

(2) 産業

調査対象区域を含む港区の産業別事業所数は表 4-2-2 に示すとおりであり、第 1 次産業の事業所は存在していない。

表 4-2-2 産業別事業所数

区 分		港区 (箇所)	全市 (箇所)	
産 業	総 数	7,954	153,713	
	第1次			
	農林漁業	-	40	
	第2次	鉱業	-	6
		製造業	1,624	19,133
		建設業	613	10,114
		小計	2,237	29,253
	第3次	卸売・小売業・飲食店	3,160	73,227
		金融・保険業	53	2,557
		不動産業	137	6,347
		運輸・通信業	783	4,417
		電気・ガス・熱供給・水道業	17	109
		サービス業	1,540	37,411
公務 (他に分類されないもの)		27	352	
小計	5,717	124,420		

注) 平成8年10月1日現在

出典：平成13年版「名古屋市統計年鑑」(平成14年 名古屋市)

2-2 土地利用

(1) 土地利用の状況

ア. 用途地域

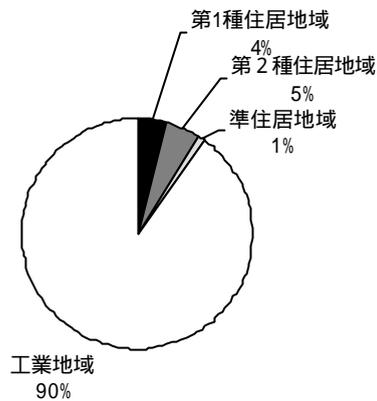
事業予定地周辺の用途地域指定は、主に「工業地域」であり、その状況は図 4-2-1 に示すとおりである。

調査対象区域には、「工業地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」、「準住居地域」の用途地域指定がなされており「工業地域」が約90%を占めている。調査対象区域の用途地域指定の状況は表 4-2-3 に示すとおりである。

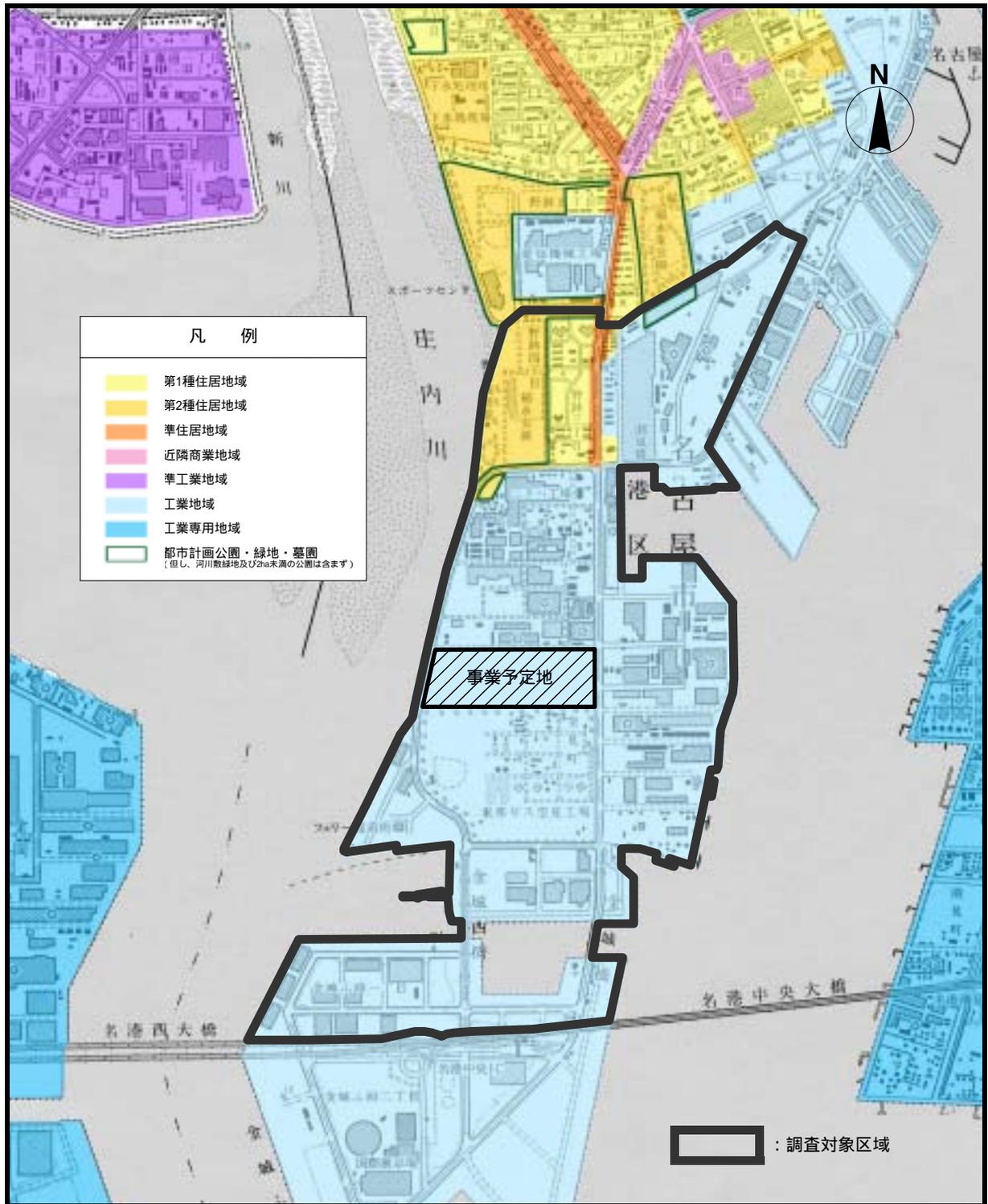
表 4-2-3 調査対象区域の用途地域指定の状況

用途地域	面積	比率
第1種住居地域	約11ha	4%
第2種住居地域	約16ha	5%
準住居地域	約4ha	1%
工業地域	約280ha	90%
合計	約311ha	100%

注) 面積は調査対象区域内の陸地面積を示す



出典：面積は、名古屋市都市計画図(地域制)平成14年9月、から調査対象区域内用途地域別に面積計を使用して求めた。



出典：「名古屋都市計画図(地域制)」(平成14年9月)から作成

0m 500 1000 1500

1 : 25,000

図4-2-1 事業予定地周辺の用途地域指定の状況

イ. 土地利用区分

調査対象区域を含む港区の土地利用区分の状況は表 4-2-4 及び図 4-2-2 に示すとおりである。

表 4-2-4 調査対象区域を含む港区の土地利用区分の状況

単位：a、()内は%

区 分	港 区
田	41,067 (16.9)
畑	10,732 (4.4)
宅 地	167,421 (69.0)
池 沼	26 (0.0)
山 林	- (0.0)
原 野	- (0.0)
鉄道軌道用地	2,086 (0.9)
雑種地	21,443 (8.8)
合 計	242,775 (100.0)

注)1. 平成13年1月1日現在

2. 公衆用道路、保安林、学校用地等、課税対象外の土地を含んでいない。

出典：平成13年版「名古屋市統計年鑑」(平成14年 名古屋市)

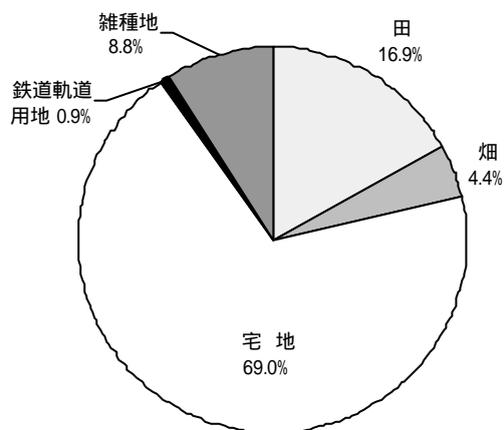


図 4-2-2 調査対象区域を含む港区の土地利用区分の状況

ウ. 建物の状況

事業予定地周辺の建物用途別分類の状況は図 4-2-3 に示すとおりである。

事業予定地周辺は、主に工業施設用地、供給・処理・運搬施設用地であり、北約 1km 先には住居施設用地（一部、商業施設用地等が散在する）が存在している。

(2) 土地利用計画

事業予定地周辺の土地利用計画は、その全域が名古屋都市計画区域に含まれている。また、港湾法に基づく名古屋港臨港地区内の分区としては「工業港区」の指定がなされている。

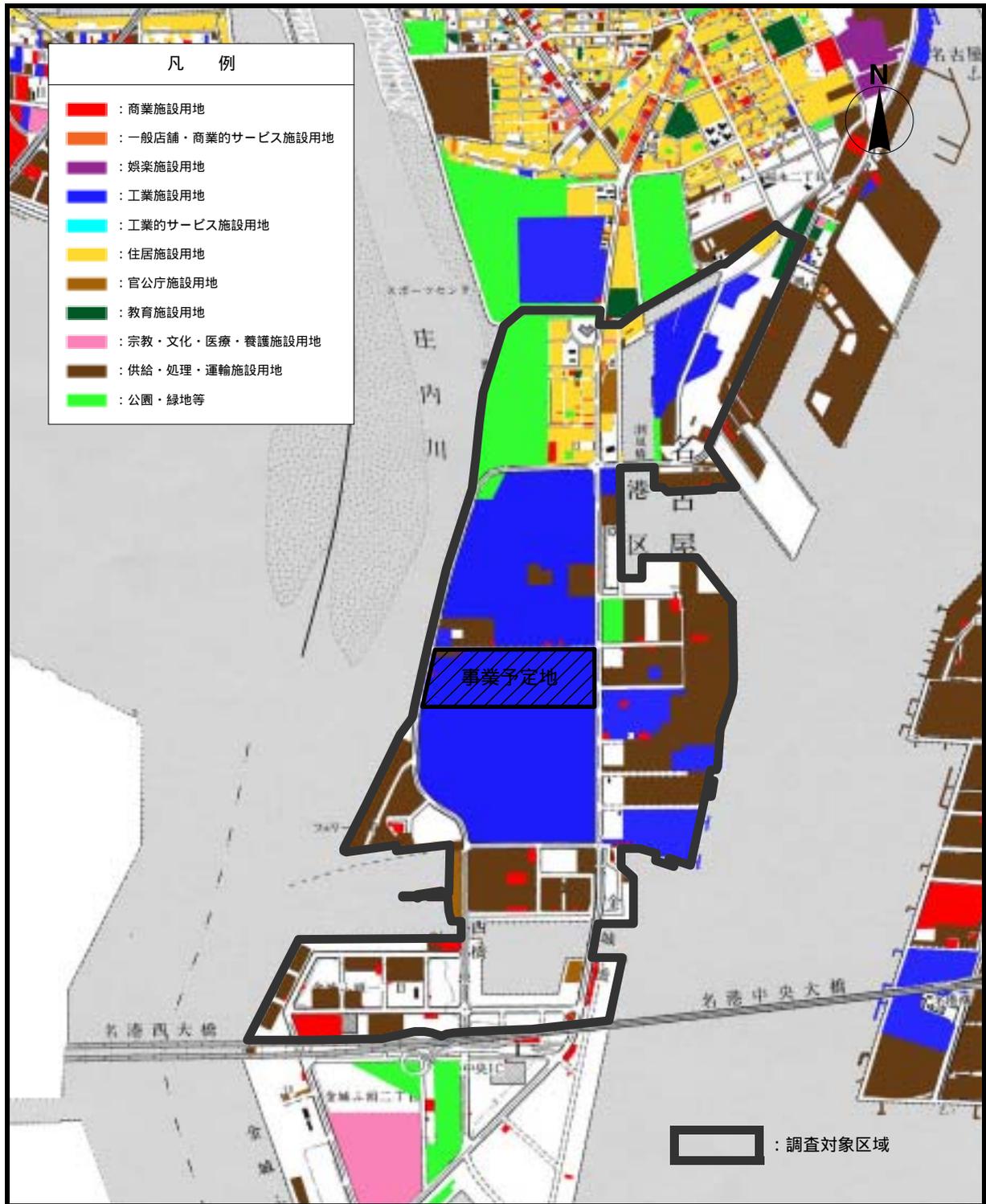


図4-2-3 事業予定地周辺の建物用途別現況図

2-3 水域利用

(1) 河川等の利用状況

事業予定地の西側の水域は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「国指定鳥獣保護区（国設藤前干潟鳥獣保護区）」に指定されている。その約 770 haのうち約 323 haが特別保護地区であり、ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録されている。

この条約は、国境を越えて移動する水鳥の生息地として重要な湿地を条約事務局（スイス：グラン）に登録し、国際的に保全を進めようとするものであり、昭和 46 年に発効されている。日本は昭和 55 年に加盟しており、現在は 13 箇所が登録されている。

一方、港湾法では、国の利害に重大な関係を有する港湾で、政令で定められた港について「重要港湾」と定めている。さらに、重要港湾のうち外国貿易の推進上特に重要な港であって、政令で定められた港について「特定重要港湾」と定めている。

名古屋港は港湾法において「特定重要港湾」に位置づけられている。

表 4-2-5 事業予定地周辺の公共用水域

港名	種別	管理者
名古屋港	特定重要港湾	名古屋港管理組合 (愛知県及び名古屋市の一部事務組合)

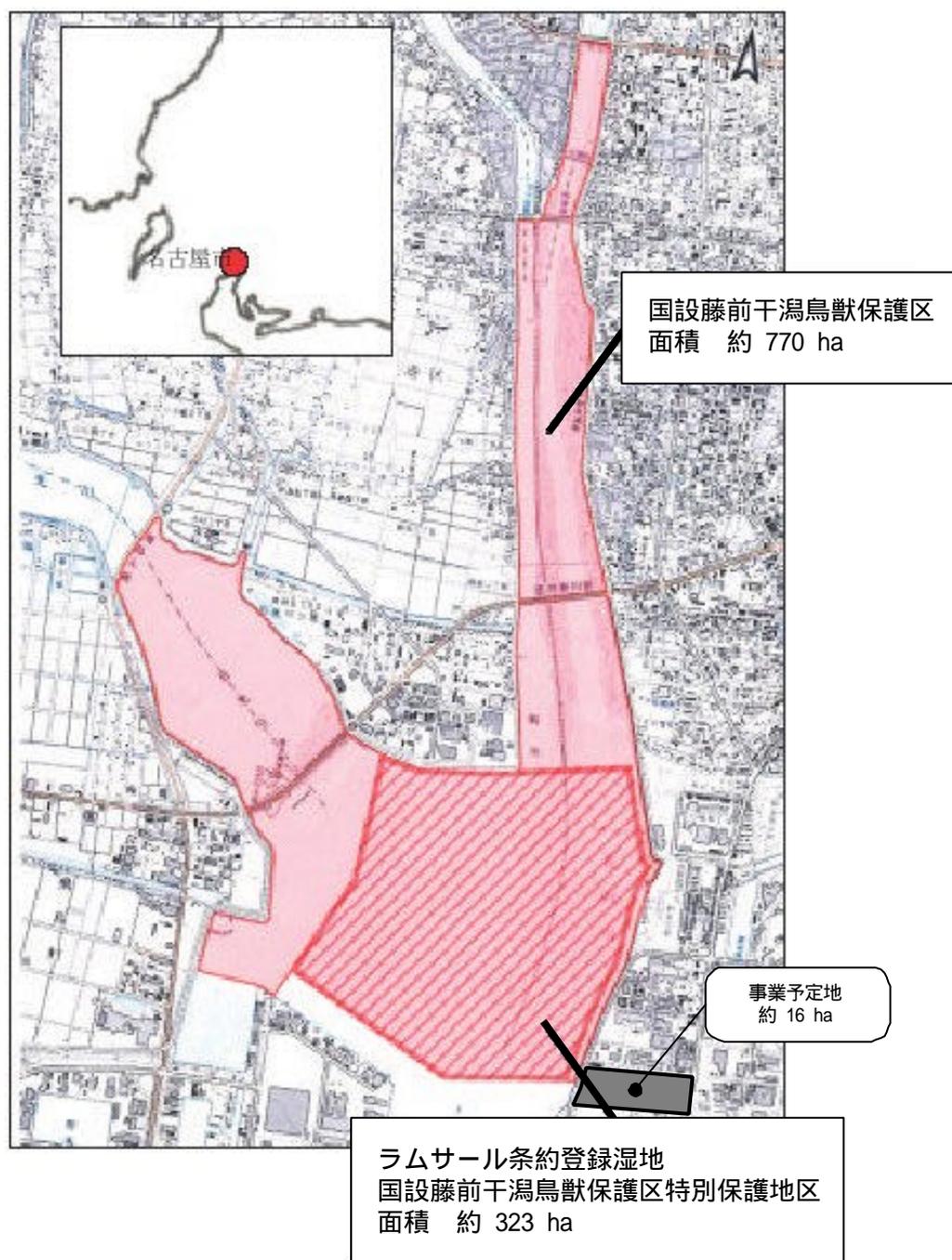


図 4-2-4 ラムサール条約の登録区域等

出典：平成 14 年 11 月 18 日 環境省 報道発表資料」から作成

(2) 地下水の利用状況

名古屋市の地下水揚水量の推移は図 4-2-5 に示すとおりである。

昭和 35 年度以降、揚水量は増加してきたが、愛知県公害防止条例及び名古屋市公害防止条例に基づき揚水規制が開始された昭和 49 年度以降、揚水量は減少し、現在でも若干の減少傾向にある。

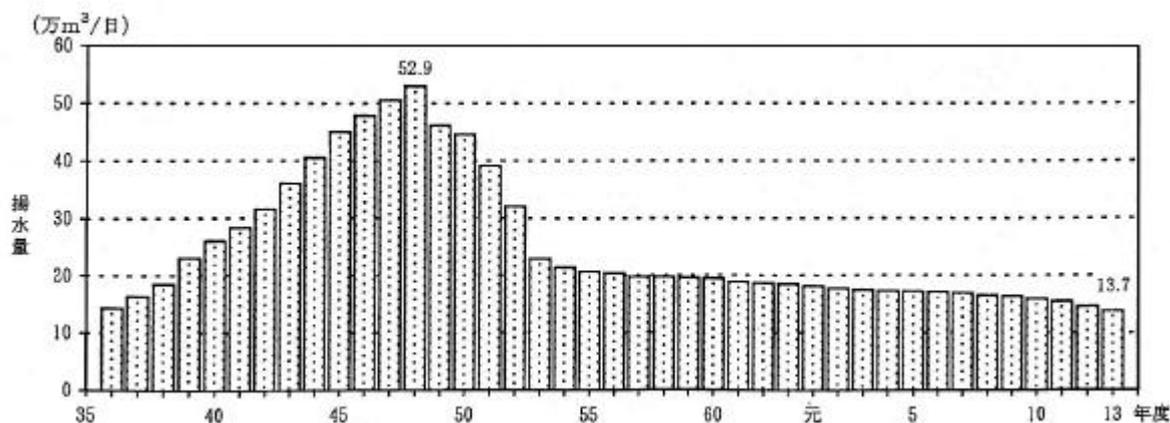


図 4-2-5 名古屋市域における地下水揚水量の推移

出典：平成 14 年版「名古屋市環境白書」(平成 14 年 名古屋市)

また、調査対象区域を含む港区の揚水設備設置数及び揚水量は表 4-2-6 に示すとおりである。

表 4-2-6 揚水設備設置数及び揚水量

区 分	平成14年3月末現在		
	総 数		
	事業所数 (件)	揚水設備 設置本数 (本)	揚水量 (m ³ /日)
愛知県公害防止条例で定める設置数及び揚水量	32	46	15,705
名古屋市公害防止条例で定める設置数及び揚水量	26	39	15,368

注) 名古屋市公害防止条例で定める設置数及び揚水量の全ては、愛知県公害防止条例で定める設置数及び揚水量に含まれる。

出典：平成14年版「名古屋市環境白書(資料編)」(平成14年 名古屋市)

2-4 交通

(1) 道路

事業予定地周辺の主要道路網は図 4-2-6 に示すとおりである。

事業予定地の東側に隣接して主要地方道「金城埠頭線」が南北に整備されている。これを南下すると国道 502 号（伊勢湾岸自動車道）に接続している。

北上すると県道「港中川線」、市道「稲永埠頭線」に接続する。その北側には、東西方向に国道 23 号が整備されている。

事業予定地周辺の交通量の状況は表 4-2-7 に示すとおりである。

表 4-2-7 事業予定地周辺の交通量の状況

路線名	観測地点名	平成11年度 12時間 交通量(台)	平成9年度 12時間 交通量(台)	12時間 伸び率 (H11/H9)	平成11年度 混雑度 ^{*1}
金城埠頭線	名古屋市港区空見町(11号地)	15,687	15,395	1.02	0.52

出典：平成11年度 道路交通センサス報告書 全国道路交通情勢調査(平成13年3月 国土交通省中部地方整備局 道路部)

注)^{*1}混雑度

当該道路区間の交通量に対する交通容量の比である。

混雑度 = 12時間交通量 / 12時間交通容量

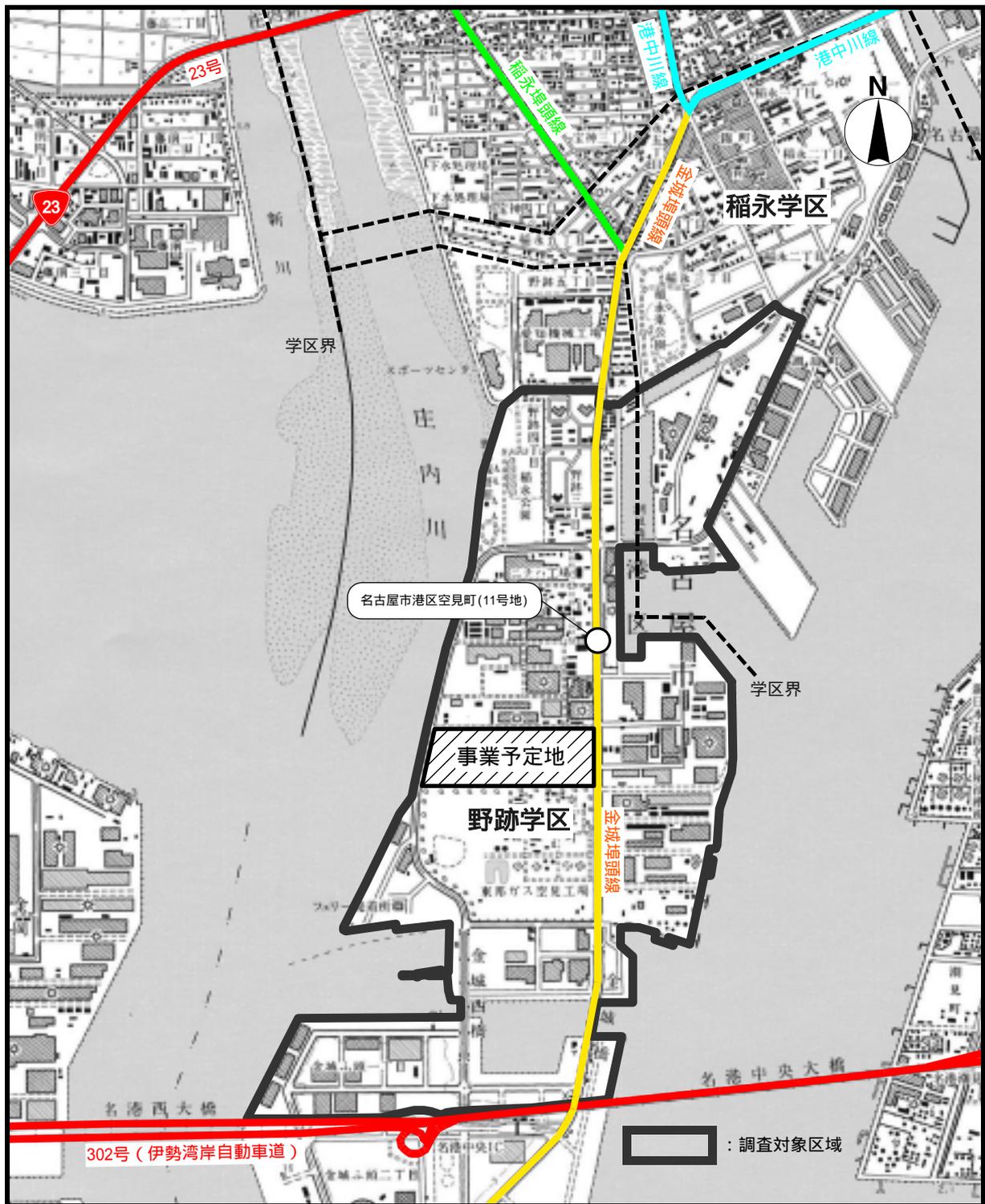
混雑度が1.0よりも大きい場合には、その道路区間が持つべきであるとして計画時に設定された交通量の水準を実交通量が越えたことを意味する。

<昼間>

測定日 平日：平成11年10月7日(木) 休日：平成11年10月3日(日)

路線名 観測地点名	平日						休日					
	歩行者類 (人)	自転車類 (台)	二輪 力車 付 き (台)	自動車類交通量(台)			歩行者類 (人)	自転車類 (台)	二輪 力車 付 き (台)	自動車類交通量(台)		
				乗用車類	貨物車類	合計				乗用車類	貨物車類	合計
金城埠頭線 名古屋市港区空見町(11号地)	79	31	49	7,105	8,582	15,687	19	81	145	10,168	1,469	11,637

出典：「平成11年度 道路交通センサス報告書 全国道路交通情勢調査」(平成13年3月 国土交通省中部地方整備局 道路部)



0m 500 1000 1500

1 : 25,000

凡 例	
	: 一般国道
	: 一般県道
	: 主要地方道
	: 一般市道

図4-2-6 事業予定地周辺の主要道路網

2-5 地域社会等

(1) 病院、学校等の配置

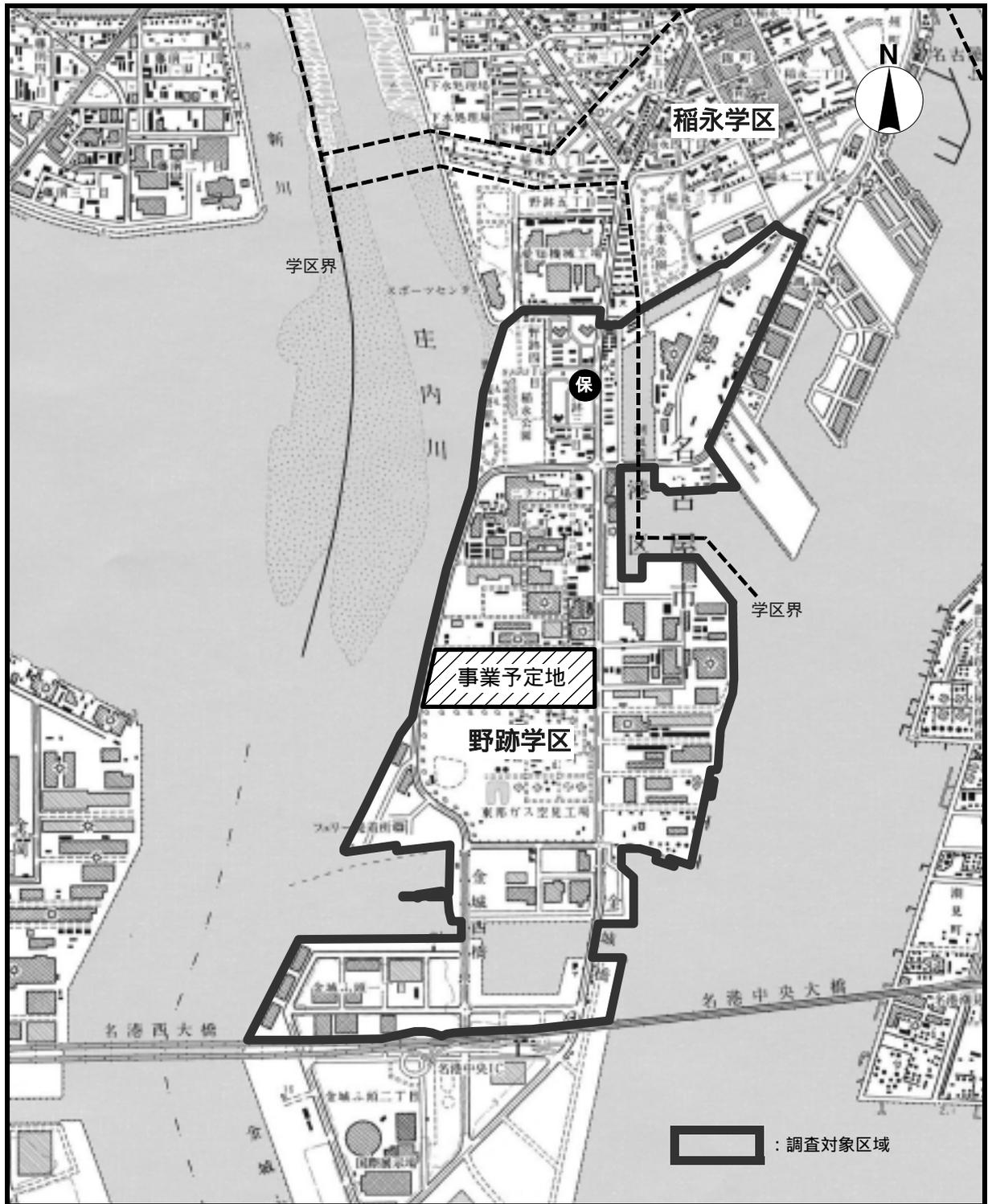
調査対象区域の病院、学校等の分布は表 4-2-8 及び図 4-2-7 に示すとおりである。

調査対象区域には、保育所が 1 箇所あり、幼稚園、小学校、中学校、病院は存在していない。

表 4-2-8 調査対象区域の病院、学校等

単位:箇所	
区 分	調査対象区域
保育所	1
幼稚園	0
小学校	0
中学校	0
病 院	0

出典：「学区別生活環境調査報告書(平成9年度版)」
(平成10年 名古屋市)



出典：「学区別生活環境調査報告書（平成9年度版）」（平成10年 名古屋市）から作成

0m 500 1000 1500

1 : 25,000

凡 例	
	保 : 保育所

図4-2-7 調査対象区域の病院・学校等の配置

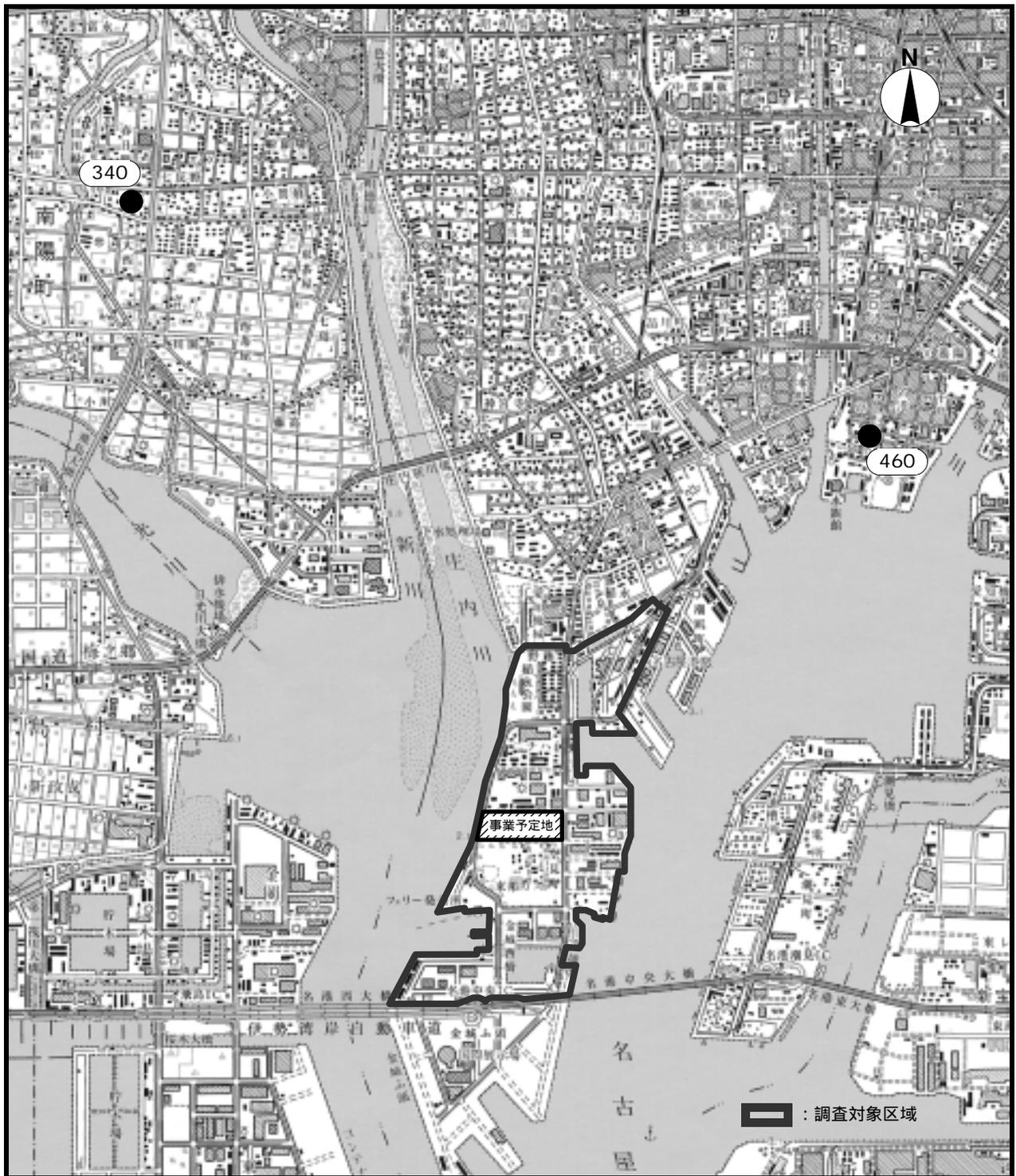
(2) 文化財の分布状況

調査対象区域には「文化財保護法」に基づく指定文化財は、存在していない。
港区の指定文化財の状況は表 4-2-9 及び図 4-2-8 に示すとおりである。

表 4-2-9 港区の指定文化財の状況

番号	名 称	指 定 年 月 日	所 在 地	種 別	備 考
340	きとうかげよし・かんべえたくし 鬼頭影義・勘兵衛宅址	昭和33年3月29日	港区春田野3	史跡・名勝	
460	なごやこういかだいっぼんのり 名古屋港筏一本乗り	昭和48年2月1日	港区名港2-3-22	無形	市指定

出典：「名古屋市所在指定文化財目録」(平成11年 名古屋市教育委員会)



1000 0m 1000 2000

1 : 50,000

凡 例
460 : 名古屋港筏一本乗り
340 : 鬼頭影義・勘兵衛宅址

図4-2-8 港区の指定文化財の分布状況

(3) コミュニティ施設の状況

調査対象区域のコミュニティ施設の状況は表 4-2-10 及び図 4-2-9 に示すとおりである。
コミュニティ施設としては、公園が1箇所、どんぐり広場・児童遊園地が3箇所存在する。

表 4-2-10 調査対象区域のコミュニティ施設

単位:箇所

区 分	調査対象区域
集会施設	0
公 園	1
どんぐり広場 児童遊園地	3
市民農園	0

出典：学区別生活環境調査報告書(平成9年度版)、
(平成10年 名古屋市)

(4) 交通安全の状況

調査対象区域を含む港区の交通事故発生状況は表 4-2-11 に示すとおりである。

平成 13 年の交通事故発生件数は 1,316 件であり、平成 12 年と比較すると 170 件の増加となっている。このうち、死者は 11 人、負傷者は 1,680 人であり、平成 12 年と比較すると死者 9 人、負傷者 263 人の増加となっている。

野跡学区の交通事故発生件数は 20 件、死者 0 人、負傷者 28 人であり、平成 12 年と比較すると発生件数が 7 件増加、負傷者が 10 人増加している。

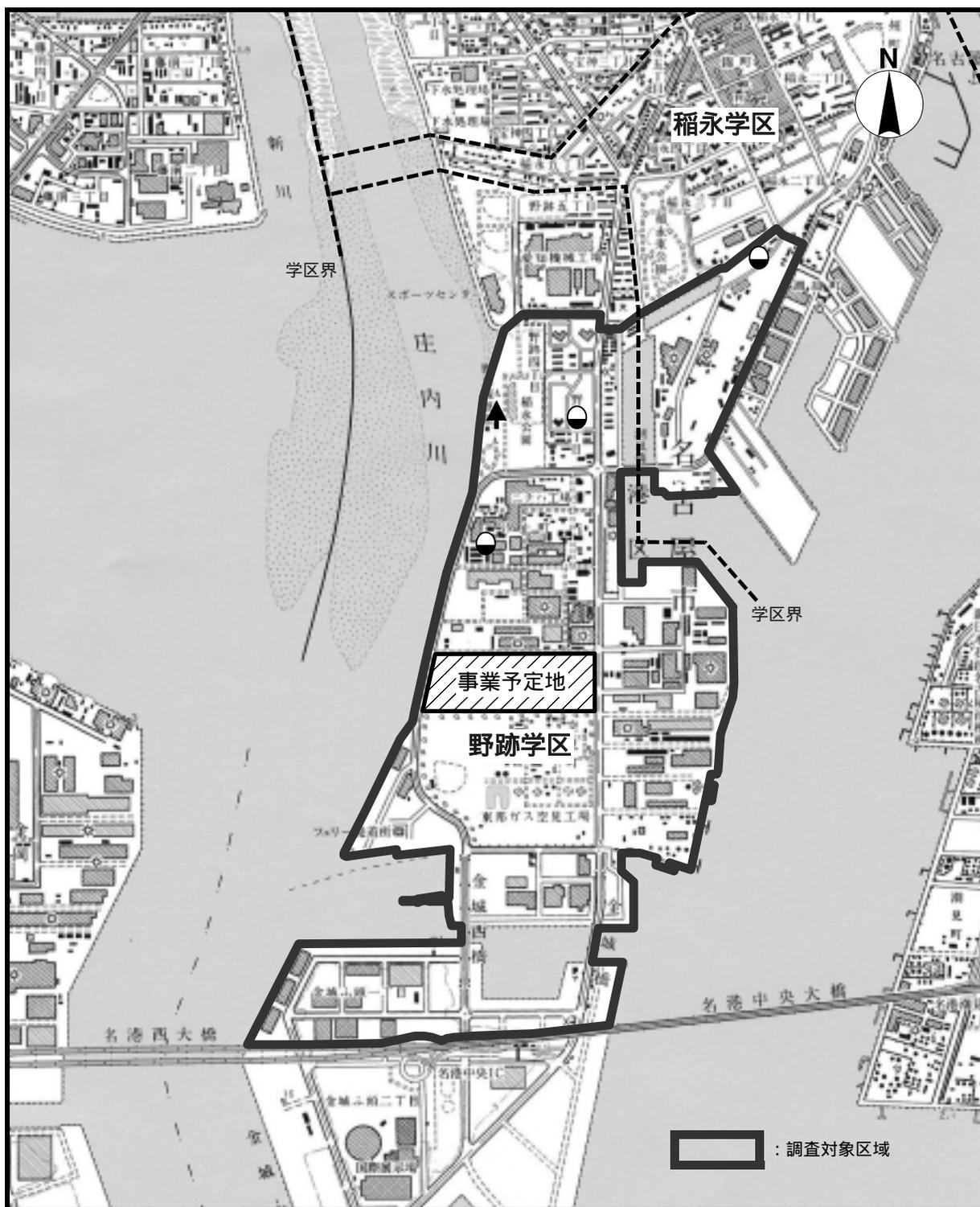
稲永学区では、交通事故発生件数は 28 件、死者 0 人、負傷者 33 人であり、平成 12 年と比較すると発生件数が 3 件増加、負傷者が 8 人増加している。

表 4-2-11 交通事故発生状況

区及び 学区名	平成 13 年			増 減		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
港 区	1,316	11	1,680	170	9	263
野 跡	20	0	28	7	0	10
稲 永	28	0	33	3	0	8

注)増減は平成12年との比較である。

出典：「平成13年中 名古屋市内の交通事故」(名古屋市市民経済局)



出典：「学区別生活環境調査報告書（平成9年度版）」（平成10年 名古屋市）から作成

0m 500 1000 1500

1 : 25,000

凡 例	
●	: どんぐり広場・ 児童遊園地
▲	: 公園

図4-2-9 調査対象区域のコミュニティ施設の状況

(5) 下水道の整備状況

平成 13 年度末における市内の下水道の整備状況は、市街化区域の約 90.0%に当たる 27,110ha で整備が完了しており、全市の人口 217 万人の約 97%に当たる211 万人が下水道を利用している。現在も普及率 100%に向けて下水道管渠等の建設を進めている。

調査対象区域を含む港区の下水道普及率は約 90%となっている。

調査対象区域の北側の一部は、整備済みの下水道計画区域 (宝神処理区)であり、事業予定地は、下水道計画区域外である。

下水道普及状況と下水道施設の状況は図 4-2-10 に示すとおりである。

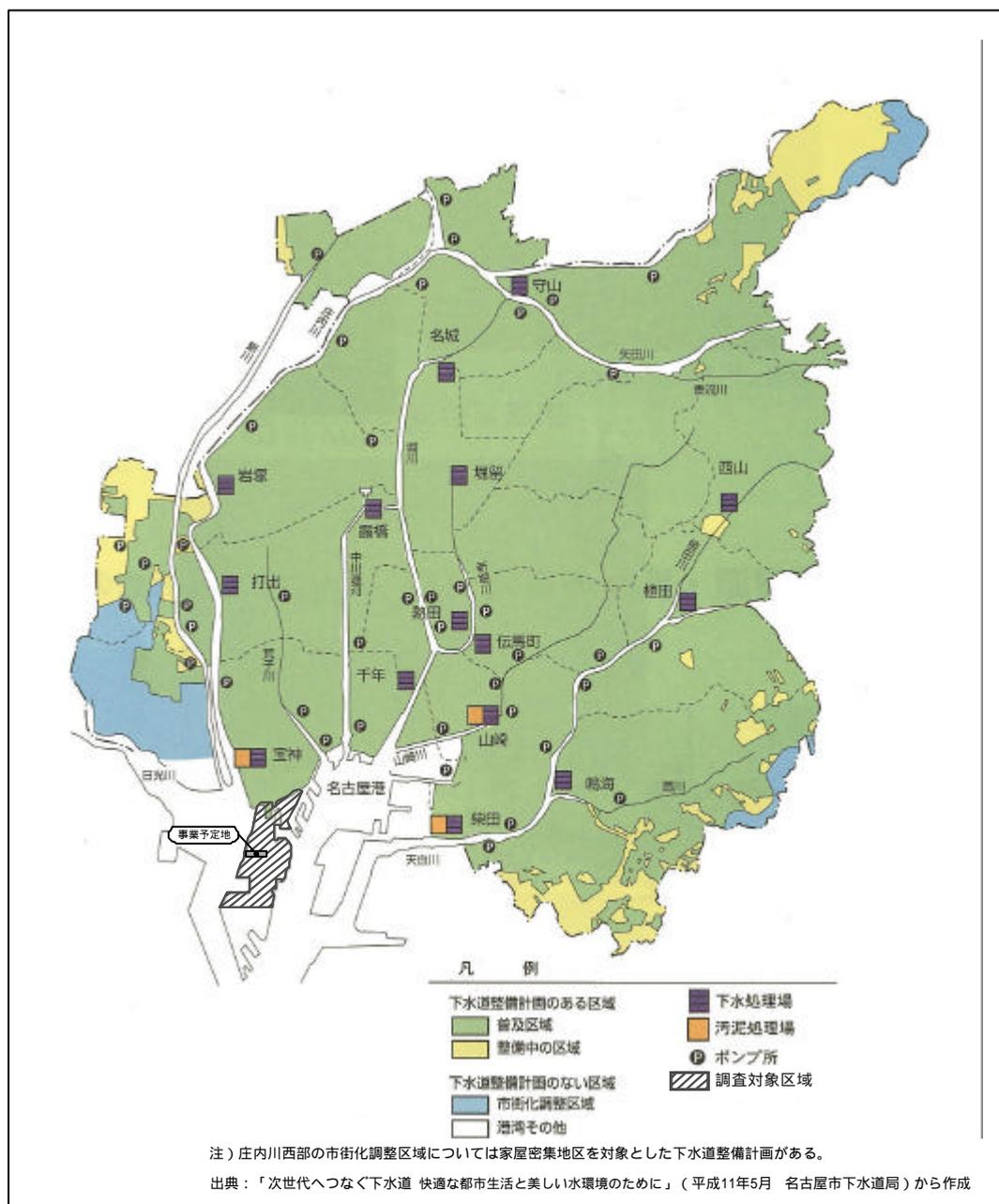


図 4-2-10 下水道普及状況と下水道施設の状況

(6) 廃棄物の発生状況

調査対象区域を含む港区の廃棄物の発生状況を表 4-2-12 に示す。

平成 14 年度の港区の廃棄物の発生状況は、可燃ごみ収集量が 27,177t、不燃ごみ収集量が 4,652t、粗大ごみ収集量が 709t、資源ごみ収集量が 4,979t、環境美化ごみ収集量 527t となっており、平均日収集量は 147 t である。

また、平成 14 年度の本市の廃棄物の発生状況は、可燃ごみ収集量が 419,115t、不燃ごみ収集量が 64,525t、粗大ごみ収集量が 10,357t、資源ごみ収集量が 78,676t、環境美化ごみ収集量 3,956t となっており、平均日収集量は 2,235t である。

表 4-2-12 廃棄物の発生状況 (平成 14 年度)

単位 :t/年

区 分	港 区	名古屋市 合計
可燃ごみ収集量	27,177	419,115
不燃ごみ収集量	4,652	64,525
粗大ごみ収集量	709	10,357
資源ごみ収集量	4,979	78,676
環境美化ごみ収集量	527	3,956
合 計	38,044	576,629
平均日収集量	147 t/日	2,235 t/日

注) 1. ごみ収集作業日数は 258 日である。

2. 資源ごみ収集量は、空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、紙パックの合計である。

3. 環境美化ごみ収集量は、環境美化、景観保全、空地清掃、学校関係の合計である。

出典 環境局事業部作業課調べ

2-6 関係法令の指定・規制等

関係法令の指定・規制等の状況は、巻末 [参考-1] 頁を参照のこと。

2-7 環境保全に関する計画等

環境保全に関する計画等の状況は、巻末 [参考-14] 頁を参照のこと。

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

1 環境影響評価の項目

1-1 環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出

本事業の実施に伴い事業予定地及びその周辺地域の環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因を抽出し、表 5-1-1 に示す。

なお、環境影響評価においては、工事中は最も工事規模が大きい第 1 期工事を対象とする。第 1 期工事は本施設全体能力の 1/4 規模の施設が対象であり、敷地全体の造成及び管理棟などの共通施設の建設を含むものである。また、第 2 期工事以降は本施設全体能力の 1/4 規模を超えない範囲で段階施工を行う。

施設の存在・供用時は、本施設全体及び第 1 期工事完了後のそれぞれについて、全施設稼働時を対象とする。

表 5-1-1 環境に影響を及ぼす行為・要因

環境要因の区分		環境に影響を及ぼす行為
工事中	土木工事	1 杭、地中壁等の構築に伴う工事機械の稼働
		2 掘削工事
	建築・設備工事	1 建築工事等に伴う工事機械の稼働
2 掘削工事		
	工事関連車両の走行	掘削残土の搬出車両及び建築工事等の資材搬入用車両の走行
存在・供用時	施設の存在	焼却炉棟等の建築物の出現
	施設の稼働	焼却施設等の稼働
	施設関連車両の走行	施設関連車両の走行

1-2 影響を受ける環境要素の抽出

表 5-1-1 に示した環境に影響を及ぼす行為・要因並びに本事業の事業特性及び地域環境特性を踏まえ検討した結果、環境影響評価の項目として抽出した環境要素と影響要因との関連を表 5-1-2 に示す。

また、環境影響評価の項目として抽出した理由及び抽出しなかった理由についても同表に示す。

環境影響評価の項目として抽出した環境要素は、大気質、騒音、振動、低周波空気振動、悪臭、水質・底質、地盤、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、日照障害、電波障害、安全性である。

表5-1-2 環境要素と影響要因との関連及び抽出した理由 抽出しなかった理由のまとめ

環境要素の区分	影響要因の区分	工 事 中			存在 供用時			抽出した理由	抽出しなかった理由
	細区分	土木工事	建築・設備工事	工事関連車両の走行	施設の存在	施設の稼働	施設関連車両の走行		
(1) 大気質	二酸化硫黄					○		・建設工事に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質、粉じんの発生があり影響が懸念される。 ・工事関連車両の走行に伴う自動車排ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)の発生があり影響が懸念される。 ・施設の稼働に伴うばい煙(二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類)の発生があり影響が懸念される。	・施設の稼働時の施設関連車両は最大でも1日50台程度であり特定の時間帯に集中せず、現況交通量に対する比率が非常に小さいことから、走行に伴う自動車排ガス(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)への影響は軽微である。
	二酸化窒素	○	○	○		○	×		
	浮遊粒子状物質	○	○	○		○	×		
	塩化水素					○			
	粉じん	○	○						
	ダイオキシン類					○			
(2) 騒音	工場騒音					○		・建設工事に伴う建設作業騒音の発生があり影響が懸念される。 ・工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音の発生があり影響が懸念される。 ・施設の稼働に伴う騒音の発生があり影響が懸念される。	・施設の稼働時の施設関連車両は最大でも1日50台程度であり特定の時間帯に集中せず、現況交通量に対する比率が非常に小さいことから、走行に伴う道路交通騒音への影響は軽微である。
	道路交通騒音			○			×		
	建設作業騒音	○	○						
(3) 振動	工場振動					○		・建設工事に伴う建設作業振動の発生があり影響が懸念される。 ・工事関連車両の走行に伴う道路交通振動の発生があり影響が懸念される。 ・施設の稼働に伴う振動の発生があり影響が懸念される。	・施設の稼働時の施設関連車両は最大でも1日50台程度であり特定の時間帯に集中せず、現況交通量に対する比率が非常に小さいことから、走行に伴う道路交通振動への影響は軽微である。
	道路交通振動			○			×		
	建設作業振動	○	○						
(4) 低周波空気振動	-					○		施設の稼働に伴い低周波空気振動が発生するおそれがある。	-
(5) 悪臭	-					○		施設の稼働に伴う悪臭の発生があり影響が懸念される。	-
(6) 水質・底質	-						×	建設工事に伴い公共用水域への排水があり影響が懸念される。	施設の稼働に伴い発生する汚水は宝神下水処理場へ返送し、処理することから、周辺の水質・底質に影響を与えない。
(7) 地下水	-	×	×				×	-	建設工事に伴い発生する場内排水は処理後、公共用水域へ排水することから、地下水に影響を与えない。 施設の稼働に伴い発生する汚水は、宝神下水処理場へ返送し処理することから、地下水に影響を与えない。
(8) 地形・地質	-	×	×					-	工場跡地での建設工事であり地形・地質に影響を与えない。
(9) 地盤	地盤沈下				×	×		建設工事(15~20m程度の土木(掘削)工事)に伴い、地盤沈下、地下水位の低下のおそれがある。	施設の存在に伴う地盤の沈下について建物は支持層に根入れした杭による支持(杭基礎)等とするため、地盤沈下に影響を与えない。 施設の稼働時に地下水の揚水を行わないことから、地盤沈下及び地下水位の低下に影響を与えない。
	地下水位						×		
(10) 土壌	土壌汚染	×	×				×	-	事業予定地は、土壌汚染がないことを確認をした後に取得するため、建設工事に伴い発生する残土による土壌汚染に影響を与えない。 施設の稼働時は周辺土壌への影響はほとんどない。
(11) 植物	-	×	×					-	工場跡地での建設工事であり植物の生息環境等に影響を与えない。
(12) 動物	-	×	×					-	工場跡地での建設工事であり動物の生息環境等に影響を与えない。
(13) 生態系	-	×	×					-	工場跡地での建設工事であり生態系に影響を与えない。
(14) 景観	地域景観							施設の存在により周辺の景観に影響を及ぼすおそれがある。	-
(15) 人と自然との触れ合いの活動の場	-	×	×					-	工場跡地での建設工事であり触れ合いの活動の場に影響を与えない。
(16) 文化財	-	×	×					-	工場跡地での建設工事であり事業予定地内に指定文化財は存在しない。
(17) 廃棄物等	建設廃材、残土等	○	○					建設工事に伴う建設廃材、残土等の発生があり影響が懸念される。 施設の稼働に伴う焼却灰等の発生があり影響が懸念される。	-
	焼却灰等						○		
(18) 温室効果ガス等	二酸化炭素等	○	○				○	建設工事に伴う二酸化炭素の排出があり影響が懸念される。 施設の稼働に伴う二酸化炭素等の排出があり影響が懸念される。	-
(19) 風害	-					×		-	市内の類似施設においては、これまでも風害の問題は発生していない。
(20) 日照阻害	日影					○		施設の存在により周辺の日照に影響を及ぼすおそれがある。	-
(21) 電波障害	テレビジョン電波					○		施設の存在により周辺のテレビジョン電波受信に影響を及ぼすおそれがある。	-
(22) 地域分断	-					×		-	工場跡地での建設工事であり周辺地域での地区の再編成等は行わないので地域分断は生じない。
(23) 安全性	交通安全			○			×	工事関連車両等の走行に伴い周辺の交通安全に影響を及ぼすおそれがある。	施設の稼働時の施設関連車両は最大でも1日50台程度であり特定の時間帯に集中せず、現況交通量に対する比率が非常に小さいことから、交通安全への影響は軽微である。

注1) 建設工事は、土木工事及び建築・設備工事を示す。
2) 本事業の実施に伴い環境への影響が想定される項目について ×で示した。抽出した項目、○ 抽出しなかった項目

2 調査及び予測手法

環境影響評価の各項目について、選定した調査及び予測手法は次頁以降に示すとおりである。

2-1 大気質

	項目	手 法
調 査	大気質の 状況	調査目的 ○事業予定地周辺の現況大気環境濃度の把握 ○予測・評価のためのバックグラウンド値の把握
		既存資料の収集整理 [調査事項] 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質 [既存資料] 大気汚染常時監視測定局データ
		現地調査 一般環境大気 [調査事項] 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類 [調査方法] ○二酸化硫黄 溶液導電率方式 (JIS B7952) による24 時間連続測定 ○窒素酸化物 ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法(JIS B 7953)による24 時間連続測定 ○浮遊粒子状物質 線吸収法 (JIS B7954) による24 時間連続測定 ○塩化水素 ろ紙に大気を6 時間毎吸引した後、イオンクロマトグラフ法により分析する。 ○ダイオキシン類 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成13年8月 環境省環境 管理局総務課ダイオキシン対策室・大気環境課)に定める方法 [調査地点] 事業予定地の1 地点及び周辺の2 地点 (図5-2-1 参照) [調査期間] ○二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類 各季節について各1 週間 なお、ダイオキシン類については1 週間採取した試料を1 検体とする。 ○塩化水素 各季節について3 日間 (4 検体/日×3 日間)
	道路沿道大気 [調査事項] 窒素酸化物、浮遊粒子状物質 [調査方法] ○窒素酸化物 ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法(JIS B 7953)による24 時間連続測定 ○浮遊粒子状物質 線吸収法 (JIS B7954) による24 時間連続測定 [調査地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道2 地点 (図5-2-1 参照) [調査期間] 各季節 (合計4 季) について各1 週間	

	項 目	手 法
調 査	気象の 状況	調査目的 ○予測の前提条件及び将来予測のためのデータ把握 ○地域の気象概況の把握
		既存資料の収集整理 [調査事項] 風向・風速、大気安定度 [既存資料] 名古屋地方気象台地上気象観測日原簿(平成14年度(財)日本気象協会) 愛知の気象概要(名古屋地方気象台) 常時観測局の風向・風速(常時観測局調べ)
		現地調査 [調査事項] 地上気象:風向・風速、日射量、放射収支量 [調査方法] 地上気象 「地上気象観測指針」(平成5年 気象庁)に定める方法 [調査地点] 事業予定地の1地点(図5-2-1参照) [調査期間] 地上気象:各季節(合計4季)について各1週間

	項 目	手 法
予 測	存在・供用時 施設からのばい煙	<p>大気汚染物質の寄与濃度、バックグラウンド加算濃度</p> <p>[予測事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年平均値 二酸化硫黄、窒素酸化物(二酸化窒素)、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類 ○1時間値 二酸化硫黄、窒素酸化物(二酸化窒素)、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類 <p>[予測条件] ○風向・風速別大気安定度出現頻度 ○ばい煙の排出条件 ○施設の稼働計画</p> <p>[予測方法] 大気拡散モデルに基づく予測 「窒素酸化物総量規制マニュアル」(環境庁)に準拠 (有風時は点煙源のプルームモデル、無風時はパフモデルによる)</p> <p>[予測範囲] 施設の煙突を中心とした東西5km、南北5kmの範囲 (メッシュ間隔125m)</p> <p>[予測時期] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)</p>
	建設作業による粉じん等	<p>[予測事項] 窒素酸化物、浮遊粒子状物質、粉じん</p> <p>[予測条件] ○窒素酸化物:建設機械の発生源条件 ○浮遊粒子状物質:建設機械の発生源条件 ○粉じん:飛散防止の方法</p> <p>[予測方法] ○窒素酸化物:大気拡散モデルに基づく予測 ○浮遊粒子状物質:大気拡散モデルに基づく予測 ○粉じん:工事計画に基づく予測</p> <p>[予測時期] 建設工事中</p>
	工事中 自動車排ガス	<p>大気汚染物質の寄与濃度、バックグラウンド加算濃度</p> <p>[予測事項] 窒素酸化物、浮遊粒子状物質の1時間値</p> <p>[予測条件] ○風向・風速別大気安定度出現頻度 ○走行ルートと走行台数 ○交通量・車速等</p> <p>[予測方法] 大気拡散モデルに基づく予測 「道路環境影響評価の技術手法」(財)道路環境研究所)に準拠</p> <p>[予測地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道2地点 (図5-2-2参照)</p> <p>[予測時期] 工事関連車両の走行が最大となる時期</p>

2-2 騒音

	項 目	手 法
調 査	騒音の状況	調査目的 事業予定地周辺の騒音の状況把握
		既存資料の収集整理 [調査事項] 環境騒音、道路交通騒音 [既存資料] ○ 平成 14 年版「名古屋市環境白書」及び「同(資料編)」 (平成 14 年 名古屋市) ○ 「名古屋市の騒音 - 環境騒音編(平成 11 年度)」 (名古屋市環境局 平成 13 年 3 月) ○ 「名古屋市の騒音 - 自動車騒音・振動編(平成 10 年度)」 (名古屋市環境保全局 平成 11 年 10 月)
		現地調査 環境騒音 [調査事項] 騒音レベル [調査方法] 「騒音に係る環境基準について」 (平成 10 年 環境庁告示第 64 号)に定める方法 [調査地点] 事業予定地の敷地境界 4 地点 (図 5-2-2 参照) [調査期間] 平日及び休日(日・祝日)について各 1 日 24 時間
		道路交通騒音 [調査事項] 騒音レベル [調査方法] 「騒音に係る環境基準について」 (平成 10 年 環境庁告示第 64 号)に定める方法 [調査地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道 2 地点 (図 5-2-2 参照) [調査期間] 平日及び休日(日・祝日)について各 1 日 朝 6 時から 22 時まで

	項 目	手 法
予 測	存在 供用時 工場 騒音	<p>[予測事項] 騒音レベル</p> <p>[予測条件] ○建屋の配置・構造 ○主要機器のパワーレベル ○騒音防止の方法</p> <p>[予測方法] 騒音伝搬理論式に基づく予測</p> <p>[予測範囲] 施設を中心とした 500m×500mの範囲</p> <p>[予測時期] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)</p>
	建設 作業 騒音	<p>[予測事項] 騒音レベル</p> <p>[予測条件] ○建設機械のパワーレベル ○建設機械の配置 ○騒音防止の方法</p> <p>[予測方法] 騒音伝搬理論式に基づく予測</p> <p>[予測範囲] 施設を中心とした 500m×500mの範囲</p> <p>[予測時期] ○土木工事時 ○建築、設備工事時</p>
	工 事 中 道路 交通 騒音	<p>[予測事項] 騒音レベル</p> <p>[予測条件] ○工事関連車両の走行ルート及び走行台数 ○交通量・車速等</p> <p>[予測方法] 日本音響学会式に基づく予測 「道路環境影響評価の技術手法」(財)道路環境研究所)に準拠</p> <p>[予測地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道2地点 (図5-2-2参照)</p> <p>[予測時期] 工事関連車両の走行が最大となる時期</p>

2-3 振動

	項 目	手 法
調 査	振動の状況	調査目的 事業予定地周辺の振動の状況把握
		既存資料の収集整理 [調査事項] 環境振動、道路交通振動 [既存資料] ○平成14年版「名古屋市環境白書」及び「同(資料編)」 (名古屋市環境局 平成14年) ○「名古屋市の騒音 - 自動車騒音・振動編(平成10年度)」 (名古屋市環境保全局 平成11年10月)
		現地調査 環境振動 [調査事項] 振動レベル [調査方法] JIS Z8735「振動レベル測定方法」に定める方法 [調査地点] 事業予定地の敷地境界4地点(図5-2-2参照) [調査期間] 平日及び休日(日・祝日)について各1日24時間
		道路交通振動 [調査事項] 振動レベル [調査方法] JIS Z8735「振動レベル測定方法」に定める方法 [調査地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道2地点 (図5-2-2参照) [調査期間] 平日及び休日(日・祝日)について各1日 朝6時から22時まで
		その他 [調査事項] 地盤卓越振動数、路面平坦性 [調査方法] ○地盤卓越振動数 1/3オクターブバンド分析器(低周波数用)を用い、大型車10台 以上の車両を測定する。 ○路面平坦性 回転式測定器で往復測定を行う [調査地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道2地点 (図5-2-2参照) [調査期間] 1回 朝6時から22時まで

	項 目	手 法
予 測	存在 供用時 工場 振動	<p>[予測事項] 振動レベル</p> <p>[予測条件] ○建屋の配置・構造 ○主要機器の振動レベル ○地盤の状況 ○振動防止の方法</p> <p>[予測方法] 振動伝搬理論式に基づく予測</p> <p>[予測範囲] 施設を中心とした 500m×500mの範囲</p> <p>[予測時期] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)</p>
	建設 作業 振動	<p>[予測事項] 振動レベル</p> <p>[予測条件] ○主要機器の振動レベル ○建設機械の配置 ○地盤の状況 ○振動防止の方法</p> <p>[予測方法] 振動伝搬理論式に基づく予測</p> <p>[予測範囲] 施設を中心とした 500m×500mの範囲</p> <p>[予測時期] ○土木工事時 ○建築、設備工事時</p>
	工 事 中 道路 交通 振動	<p>[予測事項] 振動レベル</p> <p>[予測条件] ○工事関連車両の走行ルート及び走行台数 ○交通量・車速等</p> <p>[予測方法] 建設省土木研究所提案式に基づく予測に準拠(“道路環境影響評価の技術手法”(財)道路環境研究所)する。</p> <p>[予測地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道2地点 (図5-2-2参照)</p> <p>[予測時期] 工事関連車両の走行が最大となる時期</p>

2-4 低周波空気振動

		項 目	手 法
調 査	低周波空気振動の状況		<p>調査目的 事業予定地周辺の低周波空気振動の状況把握</p>
			<p>現地調査 [調査事項] 低周波音圧レベル、1/3 オクターブバンド別音圧レベル、G特性音圧レベル [調査方法] 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 環境庁告示第 64 号) に準拠する方法 [調査地点] 事業予定地の敷地境界 4 地点及び類似施設 1 地点 (柴田汚泥処理場又は山崎汚泥処理場) (図 5-2-2 参照) [調査期間] 事業予定地 :平日及び休日 (日・祝日)について各 1 日 24 時間 類似施設 :焼却設備の稼働日及び非稼働日各 1 日 24 時間</p>
予 測	存在 供用時	低周波 空気振 動	<p>[予測事項] 音圧レベル、1/3 オクターブバンド別音圧レベル、G特性音圧レベル [予測条件] ○類似施設の低周波空気振動の発生状況 ○低周波空気振動防止の方法 [予測方法] 類似事例からの推定 [予測地点] 事業予定地の敷地境界 [予測時期] 施設供用時 (本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時)</p>

2-5 悪臭

		項目	手 法
調 査	臭気の状態	調査目的 事業予定地周辺の悪臭の状態把握	
		現地調査 [調査事項] 特定悪臭物質、臭気指数 (臭気濃度) [調査方法] ○特定悪臭物質 特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 環境庁告示第 9 号) に定める方法 ○臭気指数 (臭気濃度) 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年 環境庁 告示第 63 号)に定める方法 [調査地点] 事業予定地の敷地境界 4 地点 (図 5-2-3 参照) [調査期間] 夏季、冬季に各 1 日 1 回	
		類似事例調査 [調査事項] 特定悪臭物質、臭気指数 (臭気濃度) [調査方法] ○特定悪臭物質 特定悪臭物質の測定の方法」(昭和 47 年 環境庁告示第 9 号) に定める方法 ○臭気指数 (臭気濃度) 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成 7 年 環境庁 告示第 63 号)に定める方法 [調査地点] 汚泥処理施設 (汚泥受入箇所)、脱臭設備、煙突及び灰出し設備の 各 1 箇所について柴田汚泥処理場、山崎汚泥処理場のいずれか、 及び宝神汚泥処理場のし渣沈砂洗浄施設 1 箇所 [調査期間] 夏季、冬季に各 1 日 1 回	
予 測	存在・ 供用時 悪臭 物質の 濃度等	施設からの漏洩による影響 (汚泥処理施設、し渣沈砂洗浄施設、灰出し設備) [予測事項] 特定悪臭物質、臭気指数 (臭気濃度) [予測条件] ○類似施設の悪臭発生状況 ○悪臭防止の方法 [予測方法] 類似事例からの推定 [予測地点] 事業予定地の敷地境界 [予測時期] 施設供用時 (本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時)	
		排ガスによる影響 (脱臭設備、煙突) [予測事項] 特定悪臭物質、臭気指数 (臭気濃度) [予測条件] ○類似施設の悪臭発生状況 ○排ガスの排出条件 [予測方法] 大気拡散モデルに基づく予測 [予測地点] 最大濃度着地点 [予測時期] 施設供用時 (本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時)	

2-6 水質・底質

		項目	手 法
調 査	水質の状況		調査目的 放流先公共用水域の水質の状況把握
			既存資料の収集整理 [調査事項] 放流先公共用水域の水質 [既存資料] 「公共用水域及び地下水の水質常時監視結果」 (平成 14 年 名古屋市環境局)
予 測	工 事 中	建設 工事に 伴う排水	現地調査 [調査事項] pH、COD、SS、DO [調査方法] 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46年 環境庁告示第 59号)で定める方法 [調査地点] 放流先排出口の直下の公共用水域(上層・中層)各 1 地点(事業予 定地東側の海域) [調査期間] 春季、夏季、秋季、冬季に各 1 日 1 回
			[予測事項] 浮遊物質量の排出量と影響の範囲 [予測条件] 工事計画 [予測方法] 工事計画に基づく予測 [予測範囲] 排水先公共用水域 [予測時期] 建設工事中

2-8 景観

		項 目	手 法
調 査	景観の状況		調査目的 事業予定地周辺からの景観の把握
			現地調査 [調査事項] 主要眺望点からの景観 [調査方法] 写真撮影 [調査地点] 事業予定地周辺の4地点(図5-2-4参照) [調査時期] 平成15年度～16年度
予 測	存在 供用時	景観の 変化の 程度	[予測事項] 主要眺望点からの景観 [予測条件] ○地域景観の現況 ○施設の形状 [予測方法] 現況調査地点からの合成写真(フォトモンタージュ又はコンピュータグラフィック)を作成する。 [予測範囲] 事業予定地周辺 [予測時期] 施設完成時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)

2-9 廃棄物等

		項 目	手 法
調 査	廃棄物の 発生の状況	調査目的 廃棄物の種類及び発生量の把握	
		既存資料の収集整理 [調査事項] ○廃棄物発生の状況 ○廃棄物の管理・減量化・再利用の状況 [既存資料] 「下水道事業概要」(平成13年度版 名古屋市上下水道局)	
予 測	存在 供用時	廃棄物 等の 発生の 程度	[予測事項] ○廃棄物の種類及び発生量 ○廃棄物の排出抑制、減量化、再利用・リサイクル等の方策及び量 [予測条件] 事業計画及び廃棄物の処理方法 [予測方法] 事業計画に基づく予測 [予測範囲] 事業予定地周辺 [予測時期] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)
	工 事 中		[予測事項] ○廃棄物等の種類及び発生量 ○廃棄物の排出抑制、減量化、再利用・リサイクル等の方策及び量 ○残土の発生量、再利用・リサイクル等の方策及び量 [予測条件] 工事計画及び廃棄物等の処理方法 [予測方法] 工事計画に基づく予測 [予測範囲] 事業予定地周辺 [予測時期] 建設工事中

2-10 温室効果ガス等

		項 目	手 法
調 査	温室効果ガス等の発生の状況		調査目的 二酸化炭素等排出状況の把握
			既存資料の収集整理 [調査事項] 類似施設の二酸化炭素等排出量 [既存資料] 「排ガス調査」(平成 12,13 年度 名古屋市上下水道局調べ)
予 測	存在 供用時	温室 効果 ガス等 の 排出の 程度	[予測事項] 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素 [予測条件] 事業計画 [予測方法] 事業計画に基づく予測 [予測範囲] 事業予定地内 [予測時期] 施設供用時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)
	工 事 中		[予測事項] 二酸化炭素 [予測条件] 工事計画 [予測方法] 工事計画に基づく予測 [予測範囲] 事業予定地内 [予測時期] 建設工事中

2-11 日照阻害

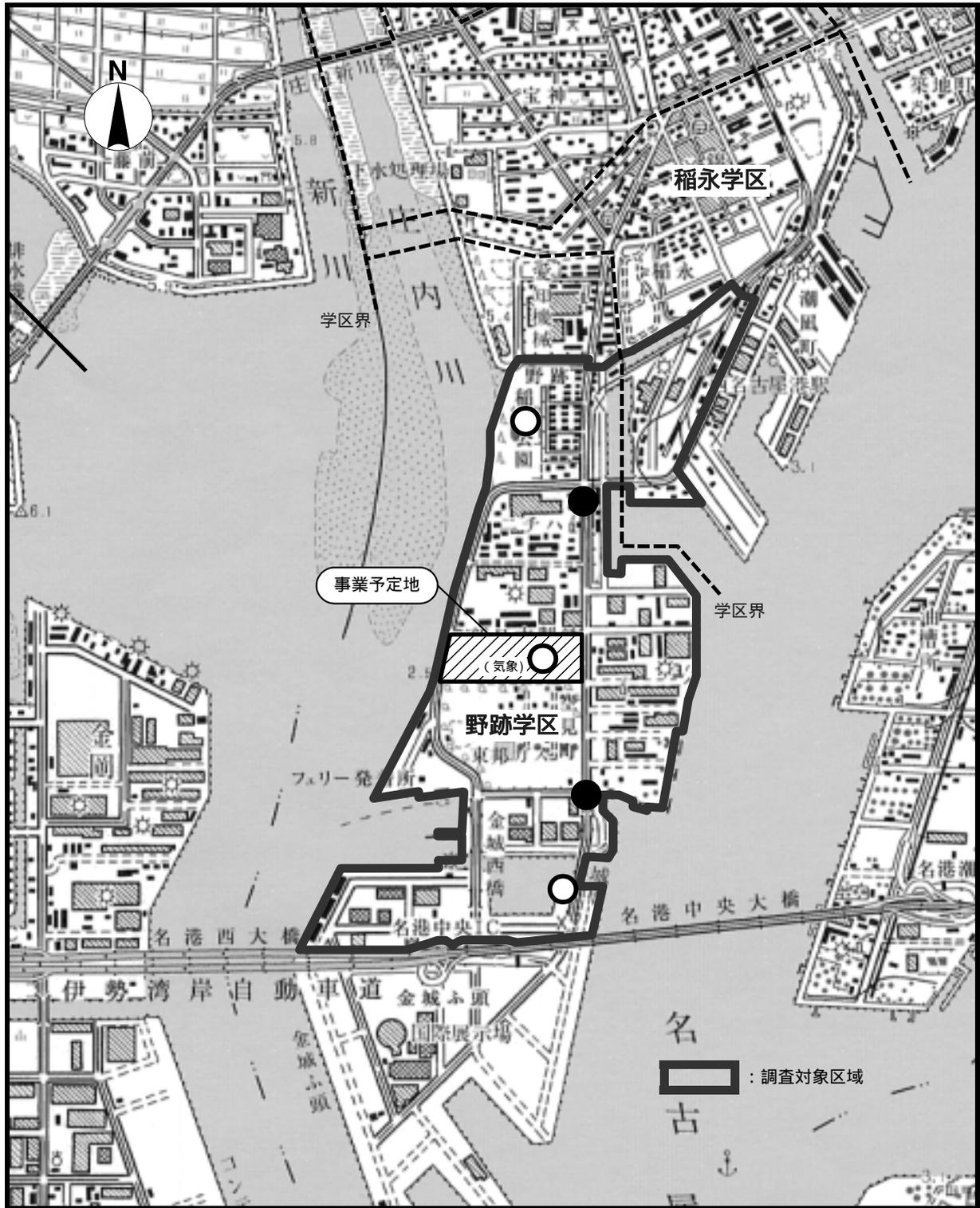
		項 目	手 法
調 査	日照の状況		調査目的 事業予定地周辺民家等の土地・建物の状況把握
			既存資料の収集整理 [調査事項] 事業予定地周辺の用途地域指定状況 [既存資料] 名古屋都市計画図(地域制) (平成14年 財団法人名古屋市都市整備公社)
			現地調査 [調査事項] 事業予定地周辺民家等の土地・建物の利用状況 [調査方法] 現地踏査 [調査範囲] 事業予定地周辺 [調査時期] 平成15年度～16年度
予 測	存在 供用時	日影の 影響の 程度	[予測事項] 日影の範囲、日影となる時刻及び時間数 [予測条件] ○施設の高さ及び形状 ○施設の位置(緯度・経度等) [予測方法] 時刻別日影図及び等時間日影図の作成 [予測範囲] 日影が生じる範囲 [予測時期] 施設完成時(本施設全体供用時及び第1期施設供用時)

2-12 電波障害

	項 目	手 法
調 査	テレビジョン 放送電波の 受信状況	調査目的 事業予定地周辺民家等の電波受信状況の把握
		現地調査 [調査事項] ○電界強度分布状況・テレビ受信画質評価 ○共同テレビ受信施設の状況 ○マイクロウェーブの送信経路 [調査方法] ○電界強度分布状況・テレビ受信画質評価 電波測定車による測定 ○共同テレビ受信施設の状況 電気通信管理局への問合せ及び現地踏査 ○マイクロウェーブの送信経路 電気通信管理局への問合せ [調査範囲] 事業予定地周辺 [調査時期] 平成 15 年度～16 年度
予 測	存在 供用時 テレビ ジョン 電波 障害の 程度 及び 範囲	[予測事項] 遮蔽による影響範囲及び反射による影響範囲 [予測条件] ○施設の位置、高さ及び形状 ○送受信条件 (送信点からの距離・送信及び受信アンテナの高さ) [予測方法] 建造物による電波障害予測計算の理論式に基づく予測 [予測範囲] 電波障害が生じる範囲 [予測時期] 施設完成時 (本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時)

2-13 安全性

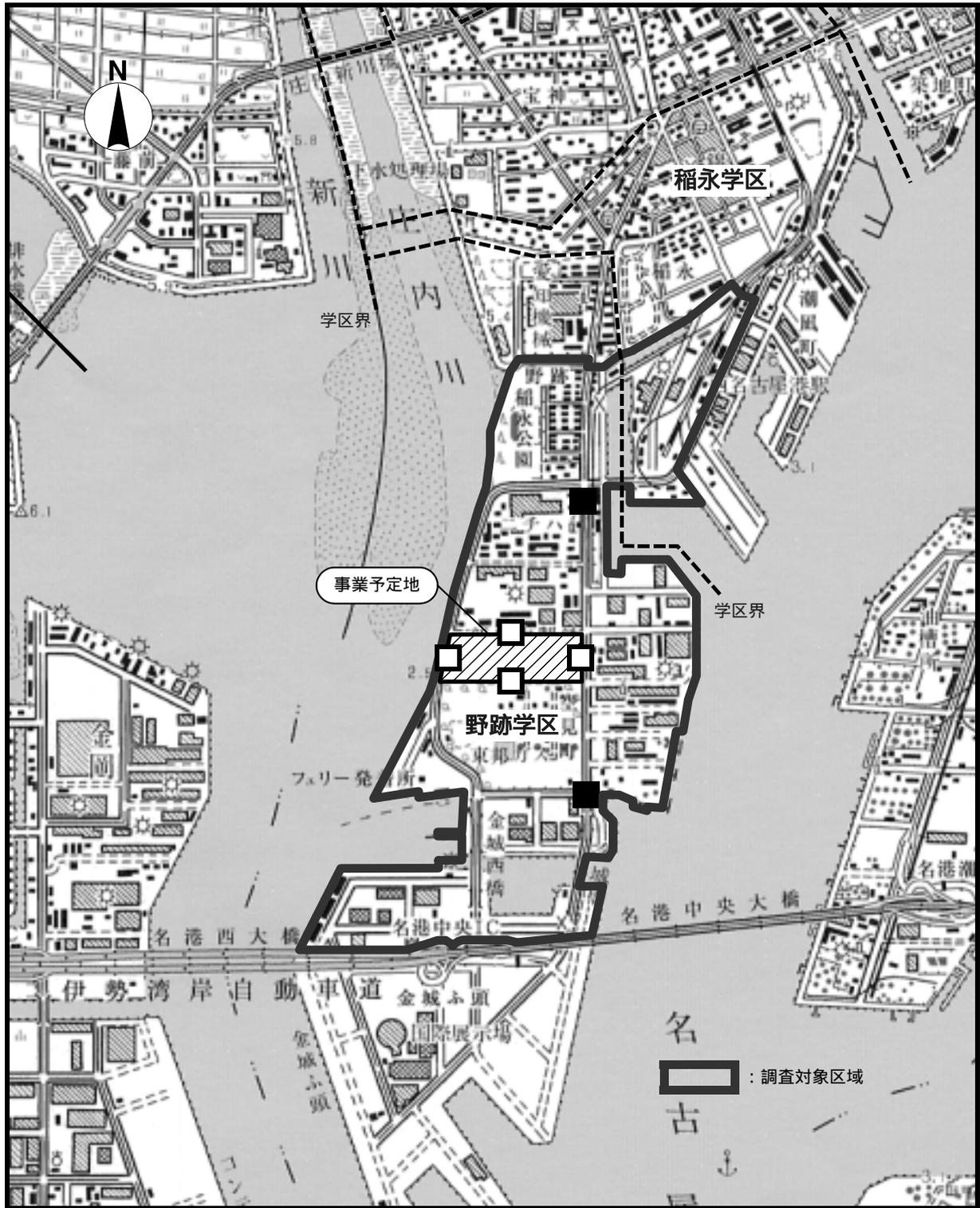
		項 目	手 法
調 査		調査目的 事業予定地周辺における交通状況の把握	
		既存資料の収集整理 [調査事項] ○事業予定地周辺道路の自動車及び歩行者交通量 ○通学路、交通安全施設及び交通規制等の状況 ○過去の交通事故の状況 [既存資料] ○学区別通学路」(各小・中学校作成) ○「名古屋市内の交通事故」(名古屋市)等	
		交通の状況	現地調査 [調査事項] ○自動車車種別時間別交通量及び走行速度 ○時間別歩行者交通量 [調査方法] ○自動車交通量 数取器を使用し連続して交通量を調査する。 車種分類は、小型車類(乗用車、小型貨物車)、大型車類(普通貨物車、バス)とする。(なお、ASJ1998モデルで使用できる分類で調査を行う) ○歩行者交通量 数取器を使用し連続して調査する。 [調査地点] 事業予定地周辺の工事関連車両が集中する主要道路沿道2地点 (図5-2-2参照) [調査時期] ○自動車交通量 平日及び休日(日・祝日)について各1日6時から22時まで ○歩行者交通量 平日及び休日(日・祝日)について各1日6時から22時まで
予 測	工 事 中	交通 安全等 への 影響	[予測事項] ○発生集中交通量 ○交通安全への影響の程度 [予測条件] 交通管理計画 [予測方法] 工事計画に基づく予測 [予測範囲] 事業予定地周辺 [予測時期] 工事関連車両の走行が最大となる時期



0 500 1000 2000
m
1 : 30,000

凡 例	
●	: 沿道大気
○	: 環境大気

図5-2-1 現地調査地点位置図(大気)



0 500 1000 2000
m
1 : 30,000

凡 例	
	: 環境騒音・振動、低周波空気振動
	: 交通騒音・振動、交通量

図5-2-2 現地調査地点位置図(騒音・振動)

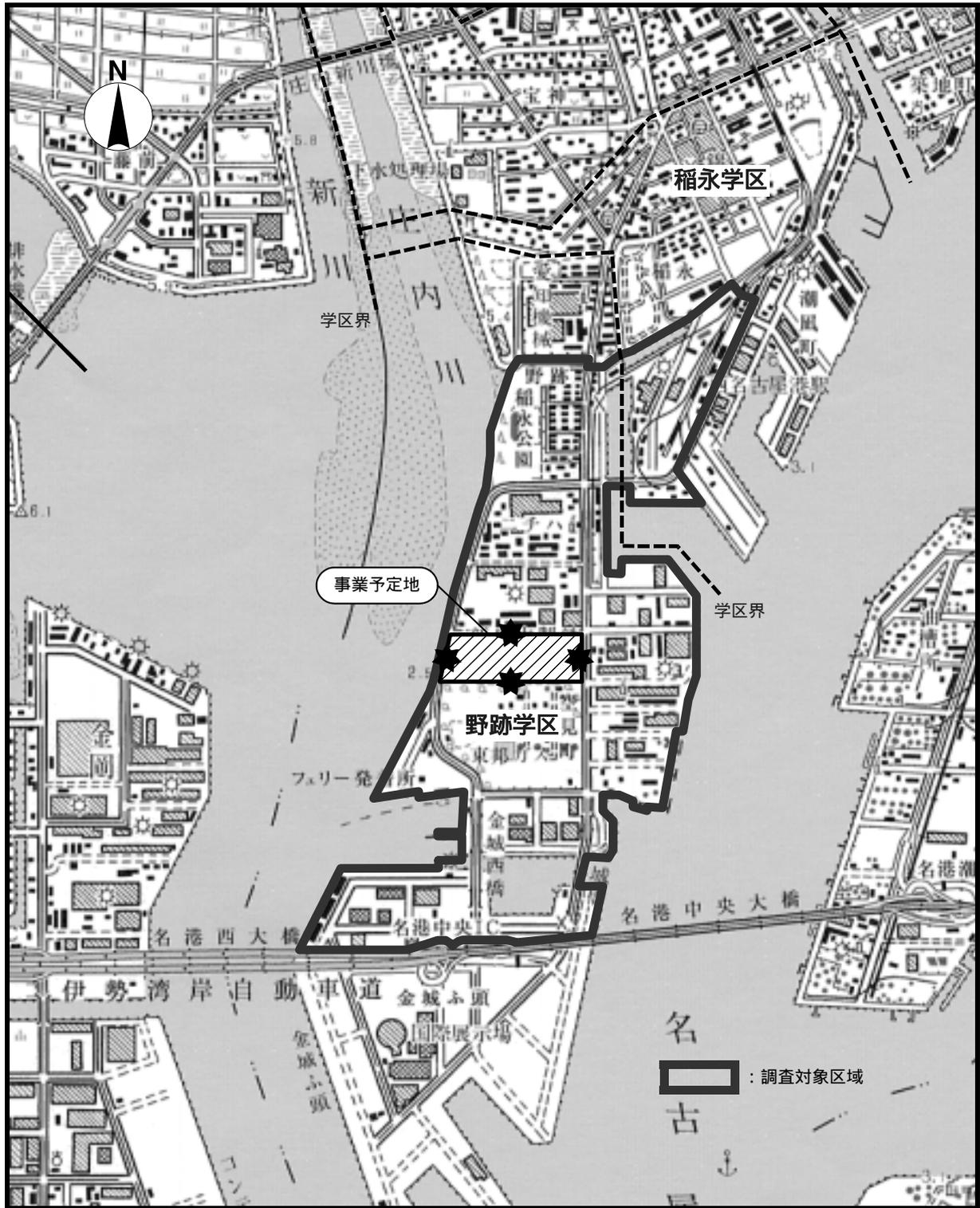


図5-2-3 現地調査地点位置図(悪臭)

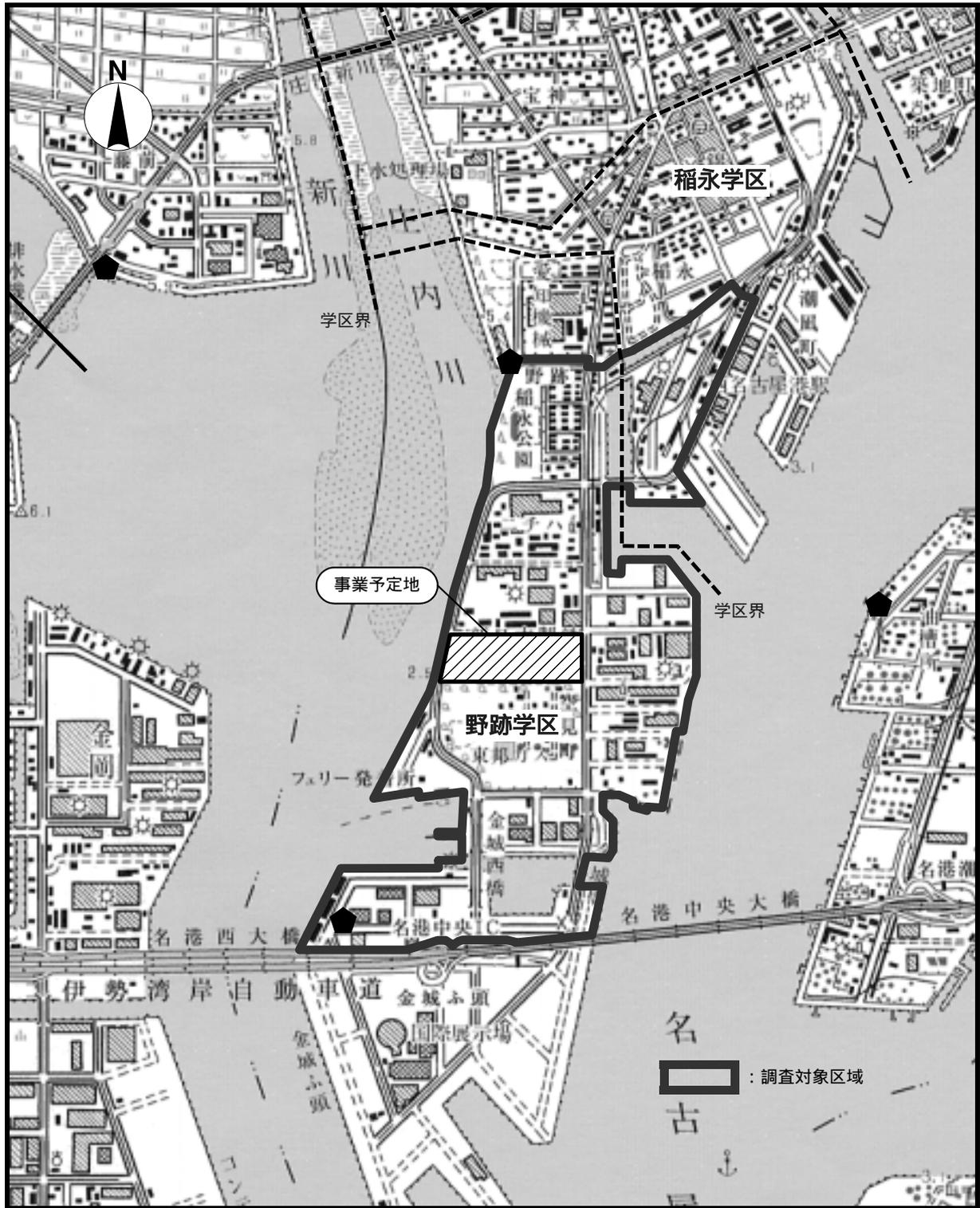


図5-2-4 現地調査地点位置図(景観)

3 評価手法

3-1 評価の手法

(1) 周辺環境への影響の低減措置、環境保全措置等について明らかにすることにより、対象事業による影響をどのように回避し、又は低減するかの事業者の見解を示す。

該当する環境要素 : 大気質、騒音、振動、低周波空気振動、悪臭、水質・底質、地盤、景観、廃棄物等、温室効果ガス等、日照障害、電波障害、安全性

(2) 環境基準など国又は名古屋市等が実施する環境の保全に関する施策によって、環境影響評価の項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合にあっては、当該基準等と対比する。

該当する環境要素 : 大気質、騒音、振動、悪臭、水質・底質、日照障害

(3) 環境影響評価の項目ごとの環境影響評価の結果について、その概要を一覧できるようにとりまとめ、総合的に評価する。

3-2 環境保全措置の検討

環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度がきわめて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、次のことを目的として環境保全措置を検討する。

(1) 環境への影響をできる限り回避し、又は低減させる措置を検討し、必要に応じ損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置を検討する。

(2) 国又は名古屋市等が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努める。

第6章 環境影響評価手法の概要

区分	環境要素	調査目的	データ収集		予測事項	予測手法	本文 対照頁
			既存 資料	現地 調査			
存在・ 供用時	大気質	事業予定地周辺の現況大気環境濃度の把握 予測 評価のためのバックグラウンド値の把握 予測の前提条件及び将来予測のためのデータ把握 地域の気象概況の把握	○	○	施設からのばい煙による大気汚染物質の寄与濃度、 バックグラウンド加算濃度	大気拡散モデルに基づく予測	67～69, 84
	騒音	事業予定地周辺の騒音の状況把握	○	○	施設の稼働に伴う工場騒音	騒音伝搬理論式に基づく予測	70,71, 85
	振動	事業予定地周辺の振動の状況把握	○	○	施設の稼働に伴う工場振動	振動伝搬理論式に基づく予測	72,73, 85
	低周波空気振動	事業予定地周辺の低周波空気振動の状況把握	-	○	施設の稼働に伴う低周波空気振動	類似事例からの推定による予測	74,85
	悪臭	事業予定地周辺の悪臭の状況把握	-	○	施設からの漏洩による影響 排ガスによる影響	類似事例からの推定による予測 大気拡散モデルに基づく予測	75,86
	景観	事業予定地周辺からの景観の把握	-	○	景観の変化の程度	フォトモニタージュ又はコンピュータグラフィックを作成することによる予測	78,87
	廃棄物等	廃棄物の種類及び発生量の把握	○	-	施設の稼働に伴う廃棄物の種類及び発生量	事業計画に基づく予測	79
	温室効果ガス等	二酸化炭素等排出状況の把握	○	-	施設の稼働に伴う二酸化炭素等排出の程度	事業計画に基づく予測	80
	日照障害	事業予定地周辺民家等の土地利用状況及び 建物の把握	○	○	施設の存在に伴う日影の範囲、日影となる時刻及び時間数	時刻別日影図及び等時間日影図を作成することによる予測	81
	電波障害	事業予定地周辺民家等の電波受信状況の把握	-	○	施設の存在に伴う遮蔽による影響範囲及び反射 による影響範囲	建造物による電波障害予測計算の理論式に基づく予測	82
工 事 中	大気質	事業予定地周辺の現況大気環境濃度の把握 予測 評価のためのバックグラウンド値の把握 予測の前提条件及び将来予測のためのデータ把握 地域の気象概況の把握	○	○	建設作業による粉じん等 自動車排ガスによる大気汚染物質の寄与濃度、バックグラ ウンド加算濃度	工事計画及び大気拡散モデルに基づく予測 大気拡散モデルに基づく予測	67～69, 84
	騒音	事業予定地周辺の騒音の状況把握	○	○	建設工事に伴う建設作業騒音 工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音	騒音伝搬理論式に基づく予測 日本音響学会式に基づく予測	70,71, 85
	振動	事業予定地周辺の振動の状況把握	○	○	建設工事に伴う建設作業振動 工事関連車両の走行に伴う道路交通振動	振動伝搬理論式に基づく予測 建設省土木研究所提案式に基づく予測に準拠	72,73, 85
	水質・底質	放流先公共水域の水質の状況把握	○	○	建設工事に伴う排水の影響の程度	工事計画に基づく予測	76
	地盤	事業予定地の地下水位及び地盤状況の把握	○		地盤沈下量、地下水位	工事計画に基づく予測	77
	廃棄物等	廃棄物等の種類及び発生量の把握	-	-	建設工事に伴う廃棄物等の種類及び発生量	工事計画に基づく予測	79
	温室効果ガス等	二酸化炭素排出状況の把握	-	-	建設工事に伴う二酸化炭素排出の程度	工事計画に基づく予測	80
	安全性	事業予定地周辺における交通状況の把握	○	○	工事関連車両の走行に伴う交通安全への影響の程度	工事計画に基づく予測	83,85

[参考]

1 関係法令の指定・規制等

1-1 環境基本法に基づく環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準は表 1-1 に、名古屋市における大気汚染に係る環境目標値は表 1-2 に示すとおりである。

表 1-1 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準について(昭和48年 環境庁告示第25号)
 二酸化窒素に係る環境基準について(昭和53年 環境庁告示第38号)
 ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気汚染に係る環境基準について(平成9年 環境庁告示第4号)
 「ジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準について」(平成13年4月20日 環境省告示)

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(備考)

1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注)環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

表 1-2 名古屋市における大気汚染に係る環境目標値

(昭和49年 名古屋市告示第184号)
 (昭和54年 名古屋市告示第41号)
 (昭和60年 名古屋市告示第360号)

物 質	環 境 目 標 値
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。

- (2) ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準
 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は表 1-3 に示すとおりである。

表 1-3 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第7条の規定に基づくダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準」
 平成11年環境庁告示第68号
 改正 平成14年環境省告示第46号

媒体	基準値
大気	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水質の底質を除く)	年平均値 1pg-TEQ/L以下
水質の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	

- (3) 騒音に係る環境基準等
 騒音に係る環境基準は表 1-4 に示すとおりである。

表 1-4 騒音に係る環境基準

平成10年 環境庁告示第64号

地域の区分及び類型	道路に面する地域以外の地域			道路に面する地域		特例 幹線交通を担う道路に近接する空間	
	AA	A及びB	C	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		
基準値	昼間	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	70デシベル以下 *45デシベル以下
	夜間	40 デシベル以下	45 デシベル以下	50 デシベル以下	55 デシベル以下	60 デシベル以下	65デシベル以下 *40デシベル以下
備考	1 地域の類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域 A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 2 時間の区分 昼間：午前6時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで 3 *は屋内へ透過する騒音に係る基準(個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときには、この基準によることができる。) 4 この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。						

(4) 水質汚濁に係る環境基準等

水質汚濁に係る環境基準及び名古屋市内水域の類型指定状況は表 1-5(1)～表 1-5(5)に、名古屋市における水質汚濁に係る環境目標値は表 1-6(1)～表 1-6(2)に示すとおりである。地下水の水質に係る環境基準は表 1-7 に示すとおりである。

表 1-5 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

水質汚濁に係る環境基準について 昭和46年 環境庁告示第59号
平成11年 環境庁告示第14号

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01mg/L以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	

表 1-5 (2) 生活環境の保全に関する環境基準 河川 (湖沼を除く)

水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年 環境庁告示第59号

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	-
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	-
E	工業用水3級、環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	-
備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。) 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)						

- 注) 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級 :ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 :コイ、フナ等、-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級 :特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全 :国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 1-5 (3) 水域の類型の指定状況

水 域		該当類型	達成期間
名 古 屋 市 内	荒子川 (全域)	E	イ
	中川運河 (全域)	E	イ
	堀 川 (全域)	D	イ
	山崎川 (全域)	D	イ
庄 水 内 川 等	庄内川下流	D	イ
	新川下流	E	ハ
	日光川 (全域)	E	ハ

注) 達成期間 イ :直ちに達成 ハ :5年を越える期間で可及的すみやかに達成

表 1-5 (4) 生活環境の保全に関する環境基準 海域 (水素イオン濃度等)

水域 :名古屋港 (甲) 該当類型 :海域 C

達成期間 :八 (5) 年を越える期間で可及的すみやかに達成)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当 水域
		水素イオン 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌群数	n - ヘキサン 抽 出 物 質 (油分)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L以下	7.5 mg/L以上	1,000 MPN/100mL 以下	検出 されないこと	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	-	検出 されないこと	
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	-	-	

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
 水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全 : 国民の日常生活 (沿岸の遊歩等を含む。) において不快感を生じない限度

表 1-5(5) 生活環境の保全に関する環境基準 海域 (全窒素、全燐)

水域 :伊勢湾 (イ) 該当類型 :海域 IV 達成期間 :直ちに達成する

	利用目的の適応性	基 準 値		該当 水域
		全窒素	全 燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	水域 類型 ごと に指 定す る水 域
	水産1種 水浴及び以下の欄に掲げるもの (水産2種 及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	
	水産2種 及び以下の欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下	
測 定 方 法		規格45.5に定める方法	規格46.3に定める方法	X

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
 水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

表 1-6 (1) 名古屋市における水質汚濁に係る環境目標値

昭和49年 名古屋市告示第184号

項 目	目 標 値
カドミウム	0.01mg/L以下
シアン	検出されないこと
有機リン	検出されないこと
鉛	0.1mg/L以下
クロム(六価)	0.05mg/L以下
ヒ素	0.05mg/L以下
総水銀	検出されないこと
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと

注1 目標値は最高値とする。

ただし、総水銀に係る目標値については、年間平均値とする。

2 有機リンとは、メチルジメトン及びPPNをいう。

3 「検出されないこと」とは、定量限界以下をいう。

4 設定後直ちに達成され、維持されるよう努めるものとする。

5 測定の実施は、水域の水量の多少を問わずに随時行い、適合の判断は水域ごとに固定点を設定し、その測定結果に基づき総合的に判断する。

表 1-6 (2) 名古屋市における水質汚濁に係る環境目標値

昭和49年 名古屋市告示第184号

項目	地域	河川			海域	
		A	B	C	A	B
目標値	水素イオン濃度 (pH)	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	6.5以上 8.5以下	7.0以上 8.3以下	7.0以上 8.3以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	5mg/L以下	8mg/L以下	10mg/L以下	-	-
	化学的酸素要求量 (COD)	-	-	-	6mg/L以下	8mg/L以下
	浮遊物質 (S)	25mg/L以下	30mg/L以下	40mg/L以下	20mg/L以下	30mg/L以下
	溶存酸素量 (DO)	5mg/L以上	3mg/L以上	2mg/L以上	3mg/L以上	3mg/L以上
補助指標	透視度	20度以上	10度以上	10度以上	20度以上	10度以上
	生物指標	モロコ類 タナゴ類 川エビ	コイ メダカ ドジョウ オイカワ (シラハエ)	フナ マナマス	ヌメリゴチ ヒラギ (ゼム) マアナゴ (メジロ) ボラ (イナ) スズキ (セイゴ) サヨリ シャコ	マハゼ その他ハゼ類 フジツボ マシジミガイ
	総合汚染度	15未満 きれい		20未満 少し汚れている	-	-

注1 目標値は、日間平均値とする。

注2 補助指標は、目標値の示す水質の状態を理解するための参考とする。

総合汚染度とは、河川の汚染変化について総合汚染度標示法により、透視度、浮遊物質、よう素消費量及び大腸菌群数 (MPN) の4項目について変換図を利用して各項目を化学的酸素要求量の値に変換し、これと化学的酸素要求量の実測値との合計を算術平均したものである。

注3 総合汚染度をSとすると、総合汚染度は次の式により算出される。

$$S = \frac{1}{5} (Q1+Q2+Q3+Q4+Q5)$$

この式において、Q1、Q2、Q3、Q4及びQ5は、それぞれ化学的酸素要求量に変換された透視度、浮遊物質、よう素消費量及び大腸菌群数 (MPN) 並びに化学的酸素要求量の実測値を表すものとする。

注4 昭和56年を目途としてその達成を図るよう努めるものとする。

注5 測定の実施は、水域が通常の状態にある場合に行い、適合の判断は水域ごとに固定点を設定し、その測定結果に基づき総合的に判断する。

< 地域区分 >

地域区分	地	域
河川	A	天白川上流部 (天白橋から上流の水域に限る。)、山崎川上流部 (新端橋から上流の水域に限る。)、新川上流部 (平田橋から上流の水域に限る。)及びこれらに流入する公共用水域
	B	天白川下流部 (天白橋から下流の水域に限る。)、扇川 (全域)、山崎川下流部 (新端橋から下流の水域に限る。)、矢田川 (全域)、庄内川 (全域)、新川下流部 (平田橋から下流の水域に限る。)、戸田川 (全域)、福理川 (全域) 及びこれらに流入する公共用水域
	C	大江川 (全域)、新堀川 (全域)、堀川 (全域)、中川 (全域)、荒川 (全域) 及びこれらに流入する公共用水域
海域	A	市内域の海域のうち庄内川左岸線を空見町及び金城埠頭二丁目の区域の西岸に沿って延長した線より東の海域
	B	市内域の海域のうちAの地域に属しない海域

表 1-7 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年 環境庁告示第10号
平成11年 環境庁告示第16号

項目	基準値	備考
カドミウム	0.01mg/L以下	1. 基準値は年間平均値とする。 ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/L以下	
六価クロム	0.05mg/L以下	
砒素	0.01mg/L以下	
総水銀	0.0005mg/L以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	
四塩化炭素	0.002mg/L以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L以下	
チウラム	0.006mg/L以下	
シマジン	0.003mg/L以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	
ベンゼン	0.01mg/L以下	
セレン	0.01mg/L以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	
ふっ素	0.8mg/L以下	
ほう素	1mg/L以下	

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表 1-8 に示すとおりである。

表 1-8 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年 環境庁告示第46号
改正平成13年環境省告示第16号

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006g以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考1	環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2	カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg及び0.03mgとする。
3	「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4	有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

1-2 公害関係法令による規制基準等

(1) 大気汚染に係る規制

工場・事業場等に対する規制は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、愛知県公害防止条例（昭和46年愛知県条例第32号）及び名古屋市公害防止条例（昭和48年名古屋市条例第1号）により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出許容限度を定めた排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、工場・事業場ごとに硫黄酸化物、窒素酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

ア. 大気汚染防止法

ばい煙発生施設から発生するばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等の有害物質についての排出基準及びばい煙発生施設を設置する一定規模以上の工場・事業場（特定工場等）から排出される硫黄酸化物についての総量規制基準が定められている。

なお、同法では、このほかに硫黄酸化物に係る規制として、燃料の使用に関する基準が定められている。

また、一般粉じん発生施設については、その構造・使用等に関する基準が、特定粉じん発生施設については、工場・事業場の敷地境界における規制基準、測定義務などが定められており、特定粉じん排出作業については、作業基準が定められている。

本施設の稼働については、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及び硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。

イ. ダイオキシン類対策特別措置法

特定施設から大気中に排出される排ガスに含まれるダイオキシン類の排出の削減に係る技術水準を勘案し、ダイオキシン類について排出基準が定められている。

本施設の稼働についてはダイオキシン類の排出基準が適用される。

ウ. 愛知県公害防止条例

ばい煙発生施設から発生するばいじん、硫黄酸化物及びカドミウム等の有害物質についての排出基準並びに一定規模以上の工場・事業場（大気指定工場等）から排出される硫黄酸化物についての総量規制基準が定められている。

また、粉じん発生施設及び炭化水素系物質発生施設については、その構造・使用等に関する基準が定められている。

本施設の稼働については、硫黄酸化物の総量規制基準が適用される。

なお、愛知県公害防止条例の見直しにより改正された場合は、その内容に配慮する。

エ. 名古屋市公害防止条例（改正後：市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例）

一定規模以上または特定の作業を行う工場・事業場を対象に、硫黄酸化物及び窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

本施設の稼働については、硫黄酸化物及び窒素酸化物の総量規制基準が適用される。

なお、名古屋市公害防止条例が市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に改正された場合は、その内容に配慮する。

(2) 騒音に係る規制

騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び愛知県公害防止条例に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。これらの法律・条例では、特定の施設を設置して行う工場・事業場の事業活動及び特定の建設作業を規制対象とし、それぞれに規制基準を定め、これに適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合には、改善勧告ができることとなっている。

本施設の稼働及び建設工事については、騒音規制法及び愛知県公害防止条例に基づく特定工場等において発生する騒音の規制基準及び特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される。

(3) 振動に係る規制

振動規制法(昭和51年法律第64号)及び愛知県公害防止条例に基づき、特定工場等において発生する振動の規制に関する基準及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。これらの法律・条例では、特定の施設を設置して行う工場・事業場の事業活動及び特定の建設作業を規制対象とし、それぞれに規制基準を定め、これに適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合には、改善勧告ができることとなっている。

本施設の稼働及び建設工事については、振動規制法及び愛知県公害防止条例に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準及び特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が適用される。

(4) 悪臭に係る規制

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制対象地域の指定がされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、アンモニアをはじめとする22物質について敷地の境界線における濃度規制基準を定めている。

また、アンモニアをはじめとする13物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンをはじめ4物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

さらに、悪臭公害は複合した臭気によるものも多くあり、法に基づく規制では十分な対応がとれないことがあるため、名古屋市では悪臭対策指導基準を定め、複合した臭気に対して、人の嗅覚による指導基準値(臭気濃度)を設定している。

本施設の稼働については、悪臭防止法に基づく、敷地の境界線における規制基準及び排出口における規制基準が適用されるほか、名古屋市悪臭対策指導基準に基づく臭気濃度に係る指導基準値が適用される。

(5) 水質汚濁に係る規制

公共用水域の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づき、工場・事業場から排出される排水の規制が行われている。

水質汚濁防止法は、汚水又は廃液を排出する一定の施設(特定施設)を設置する工場・事業場(以下、特定事業場)で、公共用水域(河川、湖沼、港湾、沿岸海域などをいう。ただし、公共下水道を除く。)に排水を排出する特定事業場を規制の対象とし、その排水について排水基準を定めている。

排水基準(濃度規制)は、健康項目(有害物質)及び生活環境項目について定められており、一部の項目については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年愛知県条例第4号)により上乗せ排水基準が定められている。

さらに、昭和55年7月からは、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)を対象にCOD(化学的酸素要求量)の総量規制が導入され、4次にわたる総量規制の実施により、着実に汚濁負荷量の削減が図られてきた。また、窒素、燐については、富栄養化対策指導指針等に基づく削減指導が行われ、各種の改善対策が実施されてきた。

さらに平成14年10月からの第5次水質総量規制では、従来のCODに加えて新たに窒素、燐を対象とし、汚濁負荷量の一層の削減を図ることとしている。

(6) 地盤沈下に係る規制

工業用水法(昭和31年法律第146号)に基づき、港・南区の一部地域が地域指定を受けており、当該指定地域内での揚水設備の新設に許可制が採用されている。また、事業予定地周辺は全域が愛知県公害防止条例に基づく揚水規制区域として指定されており、家事用を除く全ての揚水設備の設置に許可制が採用されるなど、地下水揚水規制が行われている。

さらに、名古屋市公害防止条例に基づき、市の全域が地下水採取規制の適用を受ける指定地域として指定されており、当該指定地域内の工業、建築物、車両洗車、農業及び温泉の用途に供する揚水設備の設置に許可制を採用している。

(7) 土壌に係る規制

名古屋市土壌汚染対策指導要綱に基づき、特定有害物質(土壌の汚染に係る環境基準27物質のうち、農用地対象である銅を除く25物質)を使用等している事業者は、その使用状況等を把握するとともに、面積500㎡以上の工場等の敷地又は跡地において、建築物等の移転や廃止に伴い土地を改変する場合には、土壌調査を行い、調査の結果、土壌汚染が確認された場合には、処理対策を行うよう義務付けられている。

また、平成15年2月15日には土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)が施行され、その法では有害物質使用特定施設の使用の開始時などにおいて、事業者は土壌汚染状況調査を行い、調査の結果、土壌汚染が確認された場合には指定区域として台帳に記載され、汚染の除去等の措置や、土地の形質の変更の制限がされることとなる。

1-3 自然環境関係法令による指定状況等

(1) 国立公園、国定公園及び県立自然公園

調査対象区域には、自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第1項の規定により指定される国立公園、同法第10条第2項の規定により指定される国定公園及び同法第41条の規定により指定される県立自然公園の区域はない。

(2) 自然環境保全地域

調査対象区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第1項の規定により指定される原生自然環境保全地域、同法第22条第1項の規定により指定される自然環境保全地域及び同法第45条第1項の規定により指定される県立自然環境保全地域はない。

(3) 緑地保全地区

調査対象区域には、都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)第3条第1項の規定により指定される緑地保全地区はない。

(4) 鳥獣保護区

調査対象区域には、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定に基づく鳥獣保護区はないが、名古屋市全域が銃猟禁止区域に指定されている。

また、事業予定地の西側の水域は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく〈国指定鳥獣保護区(国設藤前干潟鳥獣保護区)〉に指定されている。その約770haのうち約323haが特別保護地区であり、ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)の「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録されている。

この条約は、国境を越えて移動する水鳥の生息地として重要な湿地を条約事務局(スイス:グラン)に登録し、国際的に保全を進めようとするものであり、昭和46年に発効されている。日本は昭和55年に加盟しており、現在は13箇所が登録されている。

(5) 風致地区

調査対象区域には、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定に基づく風致地区の区域はない。

(6) 保安林

調査対象区域には、森林法(昭和26年法律第249号)第25条に基づき指定された保安林の区域はない。

2 環境保全に関する計画等

2-1 愛知地域公害防止計画

名古屋市は、その全域が「環境基本法」(平成5年法律第91号)第17条第1項の規定により策定された「愛知地域公害防止計画」の策定地域となっている。

策定状況を表 2-1 に、愛知地域公害防止計画の目標を表 2-2 に示す。

表 2-1 愛知地域公害防止計画の策定状況

地域名	地域の範囲	計画策定指示	計画承認年月日	計画期間
愛知地域	名古屋市始め 43市町村	平成13年 7月6日	平成13年 12月10日	平成13年度～ 17年度

出典：平成14年版「環境白書」(愛知県)

表 2-2 愛知地域公害防止計画の目標

項目		目標
大気汚染	二酸化硫黄	大気汚染に係る環境基準
	一酸化炭素	
	浮遊粒子状物質	
	光化学オキシダント	
	二酸化窒素	
	ベンゼン	
	トリクロロエチレン	
	テトラクロロエチレン	
	ジクロロメタン	
	ダイオキシン類	
水質	人の健康保護項目	水質汚濁に係る環境基準等
	生活環境保全項目	
騒音	騒音	騒音に係る環境基準
	航空機騒音	航空機騒音に係る環境基準
	新幹線鉄道騒音	新幹線鉄道騒音に係る環境基準
振動	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	
悪臭	大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度	
地盤沈下	地盤沈下を進行させないこと	
土壌汚染	土壌の汚染に係る環境基準	

出典：平成14年版「環境白書」(愛知県)

2-2 愛知県環境基本計画

愛知県は、愛知環境基本条例(平成7年条例第1号)に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、愛知県環境基本計画を平成9年8月に策定している。

この計画は、社会・経済全体を持続可能なものにしていくための長期的な目標と施策の方向を盛り込んだものであり、愛知県の環境施策の基本となるものである。

県が環境に影響を及ぼす各種計画・施策の立案・実施する場合には、この計画の目標などとの整合を図ることとしている。また、この計画は、県及び市町村、事業者、県民が公平かつ適正な役割分担のもとに、連携・協力して環境保全の取り組みを推進していく指針となるものである。

21世紀初頭における環境保全施策の方向を示す羅針盤として、愛知県環境基本計画(改定計画)を平成14年9月に策定している。

2-3 名古屋市環境基本計画

名古屋市では平成元年に「なごや環境プラン」を策定し、平成8年には地球環境を守るための行動計画「なごやアジェンダ21」を策定し推進を図っている。

名古屋市環境基本条例(平成8年条例第6号)が制定され、環境を健全で恵み豊かなものとして維持し、将来の世代に引き継ぐ責務を担っていることを宣言するとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年8月に名古屋市環境基本計画を策定している。

この計画は、名古屋市環境基本条例に定められた環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として、今後の環境施策が目指す目標、目標の実現に向けた環境の保全に関する施策の大綱、自主的な環境への配慮を促進するための環境配慮指針を定めている。

この計画は、平成22年度を目標年度とし、新たな環境問題や社会情勢の変化に対応して、平成17年度頃を目途に見直すものである。

2-4 名古屋市地球温暖化防止行動計画

本市域内の地球温暖化防止対策の具体的な推進を図るため、京都議定書で削減対象とされた二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス6物質(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄)について、検討を加え「名古屋市地球温暖化防止行動計画」が平成13年8月に策定された。

この計画では本市における温室効果ガスの排出実態と排出特性を明らかにするとともに、既に表明している二酸化炭素排出量の10%削減を達成するために、国や産業界における対策、本市の対策、市民・事業者それぞれの自主的に取り組む日常的な実践行動とその効果、さらには各主体の適切な役割分担に基づいた具体的な行動を示すものである。

また、この計画に示された行動は将来においても継続的に推進することが必要であることから、温室効果ガスの排出状況や自主的な行動の進捗状況を点検しつつ、より効果的に推進するための方策を検討・推進する進行管理の仕組みについても示している。

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分1地形図、5万分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平15部複、第53号)

この方法書は本文に再生紙(古紙配合率100%、白色度70%)を使用している。